

令和三年九月定例会

令和 3 年第 3 回

# 菊陽町議会 9 月定例会会議録

令和 3 年 9 月 3 日～9 月 16 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和3年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 3	金	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第6号、議案第41号）質疑・委員会付託
9 / 4	土	休会
9 / 5	日	休会
9 / 6	月	一般質問（4人）
9 / 7	火	一般質問（3人）
9 / 8	水	休会（議案調査）
9 / 9	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 10	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 11	土	休会
9 / 12	日	休会
9 / 13	月	休会（議案調査）
9 / 14	火	議案審議（議案第42号～議案第47号、同意第12号）質疑・討論・表決（報告第9号、報告第10号）質疑
9 / 15	水	休会（議事整理）
9 / 16	木	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和3年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	阪本 俊浩 (P44～)	1. 子育て支援について	(1) 高校生の医療費無料化を進める考えはあるのか。 (2) 民営化により生み出される財源を活用した子育て支援策を示せ。 (3) 放課後児童クラブの整備を迅速に進める考えはあるのか。 (4) 菊陽中学校の施設整備の方向性を示せ。 (5) 武蔵ヶ丘第二保育園跡地はどう活用していくのか。
		2. 役場周辺の土地利用計画について	(1) 役場北側の立体駐車場建設計画はどうなったのか。 (2) 菊陽町民グラウンドの活用方法はどう考えているのか。
		3. 防犯対策と消防団員待遇改善の進捗状況について	(1) 防犯カメラ設置事業の現況はどうなっているのか。 (2) 消防団員の報酬増に対する提案はなされたのか。
2	大久保 輝 (P60～)	1. 新型コロナウイルス関連について	(1) 菊陽町ホームページに、新型コロナウイルス感染者発生状況が掲載されており、項目に陽性確定日とあるが、何をもって陽性確定となっているのか。 (2) 菊陽町において、陽性者と感染者をどのように認識しているのか。 (3) 新型コロナウイルスワクチンの効果について、町はどのように認識しているのか。 (4) 年齢別感染者数、重症化率、死亡率を示せ。 (5) 新型コロナウイルスワクチンの副反応についての状況を示せ。 (6) 新型コロナウイルスワクチンの接種順番について、満12歳～18歳の予約受付が早くから開始されたがなぜか。 (7) ワクチンは任意接種であり、接種する子ども、接種しない子どものどちらも差別やいじめが起きないように、学校では指導などは行われているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 菊陽町総合計画について	<p>(1)今年2月に総合計画の素案が渡され、3月の定例議会で議決した町の総合計画について、まだ製本されたものができていないようであるが、なぜなのか。</p> <p>(2)素案の校区別計画によると、道路整備および道路環境の改善がすべての校区に記載されているが、今後の見込みはどうか。</p> <p>(3)総合体育館の建設が進み、(仮称)第二原水工業団地に工場等を建設する計画であるが、今後の渋滞緩和策をどのように考えるか。</p> <p>(4)素案の校区別計画の武蔵ヶ丘小学校校区には、武蔵ヶ丘地区再開発とあり、既存の街並みの再配置、地区の再開発等との記載がある。具体的にどのような構想なのか。その進捗状況を示せ。</p> <p>(5)定住促進について、現在までの成果は。また、今後の計画を示せ。</p>
3	廣瀬 英二 (P74～)	1. 老人クラブ連合会及び町助成団体について	<p>(1)老人福祉センター、老人クラブ連合会の名称変更は検討しているのか。</p> <p>(2)老人福祉センターの改修計画は考えているのか。</p> <p>(3)各種補助団体の助成交付額の見直しはできないか。</p> <p>(4)各地区の老人クラブ活性化のために「老人クラブ活性化検討委員会」を設置して、具体的に取り組む必要があると思うがどうか。</p>
		2. 町所有バスの有効活用について	防災広場、防災センター見学会などに有効活用できないか。
		3. 敬老会年齢について	現在、地区恒例行事である敬老会補助金対象年齢は70歳であるが、75歳に引き上げたらどうか。
4	西本 友春 (P85～)	1. 遠隔手話通訳サービスについて	<p>(1)町内の窓口等で、聴覚障がい等がある方への説明実績の推移はどのようになっているのか。</p> <p>(2)令和3年7月1日より「電話リレーサービス」が開始されたが、遠隔手話通訳サービス導入の検討はどこまで進んでいるのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 暗所視支援眼鏡について	日常生活用具給付品目の「暗所視支援眼鏡」給付の上限額198,000円はどのように設定しているのか。
		3. 学童保育について	(1) 武蔵ヶ丘北小と菊陽北小の学童施設の整備についてどのように考えているのか。 (2) 正規職員及び長期対策としての人員確保に苦慮していると感じているが、支援対策としてどのように考えているのか。
		4. LGBTについて	(1) LGBTに関する職員研修はどこまで進んでいるのか。 (2) 各種申請や申込書に対し、多様性に対応すべき性別記載の見直しは全庁でどこまで進んでいるのか。 (3) パートナーシップ制度導入の検討結果はどのようになっているのか。
5	甲斐 榮治 (P100～)	1. 阿蘇くまもと空港へのアクセスについて	(1) 空港アクセス鉄道計画と菊陽空港線延伸事業の進捗状況はどうなっているか。 (2) 空港アクセス鉄道計画について、現時点で菊陽町として何をすべきと考えているか。
		2. 菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」について	(1) 本施設設立の基本理念と基本方針は何か。 (2) 令和3年6月25日及び6月定例会において示された運営方針に照らして、総合交流ターミナルの今の運営状況はどうなっているか。 (3) 町は、今後どのような展開を想定し、どのような対策が必要になると考えているか。
		3. 新型コロナウイルス感染症の子どもへの感染について	(1) 菊陽町やその周辺地域の感染状況はどうなっているか。 (2) どのような対応策をとっているか、また考えているか。
6	渡邊 裕之 (P115～)	1. 公共施設等総合管理計画を問う	(1) 現状と将来見通しについて、計画ではH28年から実施しているが現状と今後の計画を示せ。 (2) アクションプラン策定の進捗状況を示せ。 (3) 推進方針を示せ。 (4) 基本方針を示せ。 (5) 包括委託についての考えを示せ。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 子どもの貧困対策計画について	計画策定後の取組みと進捗状況を問う ①各基本施策の取組めていない施策及び課題は何か。 ②年度ごとの目標と成果指標を掲げ、定量的に示すべきではないか。
		3. 総合交流ターミナル「さんふれあ」の指定管理者について	さんふれあの設置意義を活かすために、営利法人から非営利活動法人やまちづくり会社などへの組織替えを検討すべきではないか。
7	小林久美子 (P134～)	新型コロナウイルス感染症対策について	(1)町でも新型コロナウイルスの方が、8月22日現在286名発生しており、8月は、7月に比較して急増している。8月22日現在の療養者は何名なのか。また、入院が必要とされる自宅待機者はいるのか。 (2)自宅待機者への食事やパルスオキシメーターなどの準備や対応はどうなっているのか。 (3)教育委員会から、感染拡大防止のための臨時休業などについて通知が出されているが、児童・生徒が罹患した場合はどのように対応されるのか。 (4)ワクチン接種については、6月議会で、学校の先生や保育士さんなどの優先接種を要望したが、どの程度進んだのか。 (5)有症者への検査以外に、無症状感染者を早期に発見し、保護し、治療につなげるためにいつでも、どこでも何度でも受けられるPCR検査を実施できないか。県に対し、熊本空港に無料PCR検査キット配布を行うよう要望できないか。 (6)高齢者施設・障がい者施設等で実施している定期検査を、学校・保育所・学童クラブなどに拡大できないか。 (7)国は、持続化給付金、家賃支援金を1回だけの支給で打ち切っている。2回目の支給を町としても国に働きかけるべきではないか。

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和3年9月3日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和3年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和3年9月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から同意第12号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第41号 令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(委員会付託)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

2番 矢 野 厚 子 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君



書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	吉 野 邦 宏 君
教 育 長	上 川 幸 俊 君	教 育 部 長	平 木 元 宏 君
総 務 部 長	板 楠 健 次 君	福 祉 生 活 部 長 兼 福 祉 課 長	矢 野 信 哉 君
健 康 保 険 部 長 兼 健 康 ・ 保 険 課 長	古 賀 直 之 君	経 済 部 長 兼 農 政 課 長	山 川 和 徳 君
土 木 部 長 兼 都 市 計 画 課 長	井 芹 渡 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	川 上 一 弘 君
総 務 課 長	矢 野 博 則 君	財 政 課 長	澤 田 一 臣 君
介 護 保 険 課 長	渡 辺 博 和 君	商 工 振 興 課 長	今 村 太 郎 君
下 水 道 課 長	丸 山 直 樹 君	総 務 課 総 務 法 制 係 長	小 泉 秀 和 君
菊 陽 町 代 表 監 査 委 員	橋 本 輝 也 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和3年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番甲斐榮治君、15番岩下和高君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月16日までの14日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2の第3項の規定により例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理されました陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いデルタ株の蔓延による第5波の影響で爆発的に感染が拡大し、本町においても、8月に入り感染者が増加し、8月だけで157人の感染者が確認され、8月までの感染者数は329人となっています。

また、8月は町職員3人の感染も確認され、8月17日には役場庁舎本館の消毒を実施するために閉館し、町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

このような中、町では、感染拡大防止のため、防災行政無線、町ホームページ、安心メール等により、感染拡大防止対策の徹底を周知しています。

さらに、8月23日から町民センターや体育施設等の利用を停止し、また行事やイベントを中止、延期するなど、町民の皆様には大変御迷惑、御不便をおかけしておりますが、町民の皆様の健康を第一に、町からの感染者を一人でも減らすため、御協力をお願いしているところであります。

次に、新型コロナワクチン接種についてであります。

本町の住民向けワクチン接種については、接種を希望される方全員ができるだけ早く接種できるよう、ワクチンの供給状況等を踏まえ、医療機関と調整を行い、予約及び接種を進めております。

ワクチンの接種状況ですが、65歳以上の高齢者の方は、7月末までに7,997人、89%の方が接種を終えられ、8月に589人の方が接種を受けられており、合わせて8,586人、94%を超える方が終わられることとなります。

町全体としては、8月31日現在で、12歳以上の全対象者、約3万8,000人のうち、約2万9,000人の方が1回目、2回目接種済み、または予約済みであり、全対象者の77%の方が接種見込みとなっています。

次に、新型コロナウイルスに伴う経済対策や各種支援策について報告いたします。

まず、新型コロナウイルスに伴う事業者向けの支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で影響を受けた事業者を対象に、国、県の支援策と連動させて、事業継続支援金、家賃支援金、各種相談会など、多くの事業を実施してきました。今年度も、雇用維持支援金、店舗、事務所等における新型コロナウイルス感染防止設備導入等補助金などの支援事業を実施しております。

また、営業時間短縮や外出自粛要請等により、甚大な影響を受けている町内の飲食店の支援と町民の皆様の外出機会を後押しし、地域経済の活性化を図ることを目的とした菊陽町プレミアム付食事券事業は、現在、9月21日の利用開始に向けて、菊陽町商工会と連携の上、必要な準備を進めており、利用できる飲食店の登録も順調に増えております。広報きくよう8月号と9月号で食事券についてお知らせをしており、多くの町民の皆様に御利用していただきたいと思っております。

なお、現在、新型コロナウイルス感染状況が厳しくなっており、今後の感染状況などを踏ま

え、販売期間、利用期間を変更することも想定しております。

次に、町独自の子育て世帯生活応援給付金についてであります。

国の子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯を対象に、児童1人当たり2万円の給付金を支給するこの事業は、9月17日に給付金の支給を行う予定です。

次に、その他の新型コロナウイルス感染症に伴う支援事業についてであります。生活が困窮した世帯に食料等の支援を行う事業、菊陽町総合交流ターミナルの農畜産物等の出荷に係る出荷手数料等の一部を支援する事業、小・中学校の修学旅行が新型コロナウイルスの影響で中止や変更になった際の追加費用、キャンセル料などに対して補助金の交付を行う事業などを予定しております。

これらの関係予算については、今回、補正予算として計上させていただいております。

次は、子ども医療費の無料化についてであります。

私の4期目の公約として掲げております子ども医療費の無料化を高校生まで視野に入れて取り組む事業について、令和4年4月からの実施を目指して準備を進めるよう指示をいたしました。

現在、子ども医療費助成対象者を高校生在学年齢の18歳までの拡大に向けた条例改正及び助成額の試算、新たな受給者証等の発送に伴う準備を進めております。

次に、下戸橋補修事業についてであります。

本町の戸次と大津町の下町に架かる下戸橋の補修事業につきましては、橋梁点検を実施した結果、補修等を行う必要があるため、本年7月に詳細設計業務を発注したところです。今後は、令和4年度の工事着手に向けて、地域住民等の御理解と御協力をいただきながら、大津町と連携し進めてまいります。

次は、（仮称）第二原水工業団地事業についてであります。

議員の皆様には、これまで御説明をしておりましたとおり、（仮称）第二原水工業団地整備事業は、6月末にソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社により、用地取得の申入れをいただき、大変厳しいスケジュールの中、用地交渉、設計作業を進め、併せて工業団地の整備に必要な各種許認可を取得しております。

また、7月30日には、計画区域におけるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社との土地譲渡を前提とする無償貸付け及び関係する町道路線変更等についての議案を可決いただき、その後も熊本県と連携しまして、先方と緊密に協議及び調整を進めております。地域住民の皆様に対して、8月20日にふれあいの森研修センターにおいて説明会を開催したところでもあります。また、計画区域では、造成工事が開始をされました。

引き続き、関係機関としっかりと連携を図り、（仮称）第二原水工業団地整備について、事業を確実に進めてまいりたいと考えております。

次に、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についてであります。

本年6月、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、死傷者が出る

という痛ましい事故が起きました。このことを受け、町内全ての小学校区において、7月下旬から8月上旬にかけて、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検を実施いたしました。国、県、町の道路管理者や警察をはじめPTA、区長、自治会長等関係者約20名が参加し、危険箇所を点検し、今後の対応を協議しました。今後は、出された改善策を基に、通学路の安全対策を図ってまいります。

次は、小学校の整備についてであります。

菊陽北小学校の校舎増築事業につきましては、現在、造成工事を進めております。今後につきましては、建築工事を10月に着手し、令和4年3月末の完成に向けて進めてまいります。児童がいる中での工事でありますので、事故がないように十分に安全管理を行いながら進めてまいります。

また、武蔵ヶ丘北小学校拡張事業につきましては、令和2年度に取得しました北側農地を活用して、校舎用地の拡張工事及び運動場の拡張工事を令和4年3月末の完成に向けて進めてまいります。

以上、新型コロナウイルス対策関係を中心に、最近の主なものについて報告をいたしました。今後、町民の皆様と共に、協働によるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出認定第1号から同意第12号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出認定第1号から同意第12号までの16件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和3年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は16件ございます。内訳は、決算の認定が6件、議案が7件、報告が2件、同意が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第6号は、令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算5件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第41号は、令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであり

ます。

内容は、令和2年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法の規定により自己資本へ組み入れる処分について議決を求めるものです。またあわせて、令和2年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定を求めるものであります。

議案第42号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に6億646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億7,163万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を1億6,806万7,000円、国庫支出金を6,947万9,000円、県支出金を6,797万7,000円、繰越金を2億6,263万6,000円、町債を2億4,850万円それぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を2億6,983万8,000円、民生費を1億1,250万2,000円、土木費を7,588万2,000円それぞれ増額するものであります。

議案第43号は、令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,363万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億7,407万1,000円と定めるものであります。

歳入は、国民健康保険税を703万7,000円、県支出金を1,176万6,000円減額し、一般会計繰入金を702万円、繰越金を1,084万3,000円、諸収入を1,457万9,000円増額し、歳出は総務費を279万6,000円、諸支出金を52万3,000円、予備費を1,032万円増額するものであります。

議案第44号は、令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,404万5,000円と定めるものであります。

歳入は、一般会計繰入金を1万6,000円、繰越金を149万9,000円、諸収入を14万3,000円増額し、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金を160万3,000円、諸支出金を5万5,000円増額するものであります。

議案第45号は、令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億2,489万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,894万2,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を1,172万9,000円、支払基金交付金を181万5,000円、繰入金を87万1,000円、繰越金を1億1,047万7,000円それぞれ増額し、歳出は総務費を2,252万5,000円、地域支援事業費を50万6,000円、基金積立金を9,000万円、予備費を1,186万1,000円それぞれ増額するものであります。

議案第46号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。  
内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を105万6,000円増額し、13億8,764万3,000円と定め、支出の事業費用を1,401万7,000円減額し、13億5,859万1,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を10億9,243万4,000円増額し、16億4,544万1,000円と定め、支出を11億3,049万8,000円増額し、20億3,510万9,000円と定めるものであります。

議案第47号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました曲手地区の開発道路1路線を新たに町道として認定するものであります。

報告第9号は、令和2年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第10号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、町が出資している法人であります有限会社さんふれあについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度決算に関する書類及び令和3年度予算に関して報告するものであります。

同意第12号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員の市原久美子様（市原久美子）の任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては引き続き市原久美子様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（上田茂政君） 日程第7、認定第1号から認定第6号及び議案第41号の7件を一括して議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也君。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也君） おはようございます。代表監査委員の橋本でございます。

令和2年度菊陽町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書と、令和2年度下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書について説明します。

お手元の審査意見書資料1ページを御覧ください。

審査の対象としましては、(1)の令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算から(8)の令和2年度菊陽町基金運用状況調書までとなっております。

審査の実施期間は、令和3年7月6日から8月13日までの16日間で、菊陽町役場監査委員室及び関係出先機関において審査を実施しました。

次に、資料2ページのほうを御覧ください。

審査の方法ですが、決算審査に当たっては、町長から付されました令和2年度の各会計決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書等の書類について計数の確認を行い、さらに会計課保管に属する諸書類、その他各担当職員から関係書類の提出を求め、必要に応じ説明を聴取し、予算の執行の適否並びに会計処理が適正で合理的に行われているかについて審査を行いました。

2番の決算の概要ですけど、令和2年度の菊陽町一般会計決算の状況ですが、歳入総額212億4,308万7,000円、歳出総額205億4,038万7,000円で、差引残額は7億270万円となっております。このうち2億9,006万4,000円が翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質収支額は4億1,263万6,000円の黒字となっております。過去5年間の平成28年度から令和2年度の各年度別決算の推移につきましては、表1に記載しているとおりです。

次に、歳入の概要ですが、令和2年度の一般会計歳入決算は、予算現額が235億2,824万円、調定額は215億5,598万2,000円、収入済額が212億4,308万7,000円となっております。収入率は、予算現額に対し90.29%、調定額に対し98.55%となっております。収入済額は、前年度より51億9,921万円の増加となっております。これは、新型コロナウイルス対策関連交付金などの増加により国庫支出金が前年度より48億6,323万8,000円程度増加したことが主な要因となっております。

本町の自主財源の割合は45.63%となっております。その大半を占めます町税が35.42%で、新型コロナウイルス対策関連交付金の割合が高いため例年と比較しますと低いものの、県下市町村平均に比べては高い状況であります。詳細な内訳につきましては、資料4ページの表3を参照してください。

歳入の詳細な内訳につきましては、資料3ページの表2を参照してください。

また、収入未済額及び不納欠損額の状況につきましては、表4、5のとおりとなっております。

資料5ページ、表6の町税税目別徴収実績について。

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の調定額は78億1,163万円で、前年度の73億9,310万1,000円から4億1,852万9,000円の増加となっております。また、収入済額は75億2,327万7,000円で、前年度の71億7,481万3,000円から3億4,846万4,000円の増加となっていま



す。収入率は、予算現額に対し100.43%、調定額に対して96.31%となっています。資料5ページの表6の過去3年間の推移の内訳を見ますと、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の徴収率は96.31%で、前年度より微少ではありますがダウンしております。

次に、収入未済額及び税不納欠損額の内訳につきましては、資料6ページの表7、資料7ページの表8に記載しているとおりで。

次に、資料8ページの歳出の状況ですが、令和2年度の菊陽町一般会計歳出決算は205億4,038万7,000円で、予算現額235億2,824万円に対し執行率は87.3%となっています。支出済額が205億4,038万7,000円で、前年度より52億7,410万2,000円増加していますが、主な要因としましては、歳入と同様、新型コロナウイルス対策関連交付金の増加によるものです。その構成比を見ますと、総務費が31.06%、民生費が29.7%、次いで教育費が12.19%、衛生費が7.14%、公債費が6.75%、土木費が4.93%、この6費目で全歳出額の91.77%を占めております。その内訳につきましては、表9に記載しているとおりで。

また、次年度への繰越額は、繰越明許費が27事業の17億8,524万8,000円、通次繰越が1事業の5億円となっています。繰越内容の詳細は、資料9ページ、10ページに記載しているとおりで。

次に、資料11ページの特別会計について説明します。

1番の国民健康保険特別会計の概要ですが、菊陽町国民健康保険特別会計の決算の状況は、歳入総額36億3,232万円、歳出総額36億1,147万7,000円で、差引残額は2,084万3,000円となっています。

各年度別決算の推移につきましては、表11に記載しているとおりで。

歳入につきましては、予算現額の7億453万1,000円に対し収入済額は7億3,773万7,000円で、予算現額に対し収入率は104.71%となっております。また、調定額10億1,865万9,000円に対し収入率は72.42%となっており、収入済額は前年度より3,002万7,000円の減となっております。

なお、各年度別国民健康保険税の収入状況は、表12のとおりです。

資料11ページ、表13の国民健康保険税の各年度別推移を見ますと、令和2年度の収入未済額は2億7,072万6,000円、不納欠損額は1,019万6,000円となっています。その詳細な内訳につきましては、資料12ページの表14、15に記載しているとおりで。

資料13ページの歳出の内容ですが、歳出決算は36億1,147万7,000円で、予算現額37億6,685万円に対し執行率は95.87%で、前年度より1億395万5,000円の減少となっております。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が67.02%、国民健康保険事業費納付金が28.82%となっています。詳細な内訳につきましては、表17に記載しているとおりで。

次に、資料14ページの2)の後期高齢者医療特別会計について説明します。

令和2年度後期高齢者医療特別会計決算の状況ですが、決算書1ページを参照してください。歳入総額4億2,177万5,000円、歳出総額4億1,027万6,000円で、差引残額は1,149万

9,000円となっております。

歳入につきましては、歳入決算の状況ですが、予算現額4億2,732万5,000円に対し収入済額は4億2,177万6,000円で、収入率は予算現額に対して98.7%となっております。

各年度後期高齢者医療保険料の収納状況の詳細につきましては、表18に記載しているとおりで

です。  
歳出ですが、歳出決算は4億1,027万6,000円で、予算現額4億2,732万5,000円に対し執行率は96.01%となっております。歳出の執行状況の詳細な内容につきましては、表19に記載しているとおりで

す。  
また、令和2年度の保健事業の状況につきましては、資料15ページの表20のとおりとなっております。

次に、資料16ページの介護保険特別会計について説明します。

特別会計決算の状況ですが、歳入総額27億919万3,000円、歳出総額25億8,353万7,000円で、差引残額は1億2,565万6,000円となっております。

歳入ですが、歳入決算は、決算書1ページを参照してください。

予算現額27億2,212万7,000円に対し収入済額は27億919万3,000円で、収入率は予算現額に対し99.52%となっております。また、調定額27億1,957万8,000円に対し収入率は99.62%となっております。

歳入の執行状況を見ますと、介護保険料で収入未済額が922万5,000円。内容ですが、1,176件の360人分と不納欠損額116万円、88件、7人分が生じております。

各年度別の介護保険料の収納状況は、表23に記載しているとおりで

です。  
歳出ですが、歳出決算は25億8,353万7,000円で、予算現額27億2,212万7,000円に対し執行率は94.91%となっております。また、前年度の24億1,061万5,000円よりも1億7,292万2,000円の増加となっております。歳出執行状況の詳細な内容は、表24に記載しているとおりで

す。  
また、介護保険給付額の各年度別推移と要介護の各年度別推移については、資料17ページの表25、26に記載しているとおりで

す。  
次に、資料18ページの土地取得特別会計について説明します。

特別会計決算の状況ですが、歳入総額7,443万8,000円、歳出総額7,379万1,000円で、差引残額は64万7,000円となっております。歳入ですが、予算現額1億3,831万2,000円に対し収入済額は7,443万8,000円で、収入率は予算現額に対し53.82%となっております。これらにつきましては、令和元年度から令和2年度に繰越して執行する予定だった菊陽北小学校建設に係る予算について、令和2年度に緊急に工事を進める必要があったことから、公共用地先行取得事業ではなく一般会計の事業として実施したことにより、土地取得特別会計では町債の借入れを行わなかったことによるものです。

歳出ですが、特別会計歳出決算は予算現額1億3,831万2,000円に対し執行率は53.35%となっております。この要因は、歳入と同様、菊陽北小学校建設に係る予算において一般会計により

実施したことから、歳出が減少したことによるものです。

土地取得特別会計の歳入と歳出の詳細につきましては、表27と28に記載しているとおりで  
す。

次に、資料19ページの工業団地造成事業特別会計について説明します。

特別会計決算の状況ですが、歳入総額3億5,919万7,000円、歳出総額1億3,712万8,000円  
で、差引残額2億2,206万9,000円となっています。このうち1,543万円が翌年度へ繰越すべき  
財源となるため、実質収支額は2億663万9,000円となります。

歳入ですが、歳入決算は予算現額3億9,919万7,000円に対し収入済額が3億5,919万7,000円  
で、収入率は予算現額に対し89.98%となっています。

歳出のほうですが、予算現額3億9,919万7,000円に対し支出済額が1億3,712万8,000円で、  
執行率は34.35%となっています。

歳入歳出の状況の内容につきましては、表29、表30に記載しているとおりで  
す。

次に、資料20ページの財産に関する調書について説明します。

公有財産について、総務大臣通知の統一的な基準による地方公会計の整備状況に基づき、固  
定資産台帳を整備し、毎年資産の調査が行われております。令和2年度の詳細な内容につきま  
しては、公有財産の増減につきましては2行目から7行目、土地・建物以外の財産の増減につ  
きましては9行目から14行目に記載しているとおりで  
す。また、詳細な内容は、表31の財産総  
括、土地、建物ですね、表32財産総括の土地、建物以外のおりとな  
っています。

公有財産、その他の財産のいずれにおいても、審査の結果、おおむね適正に管理、運用がな  
されていると認められますが、台帳精査による修正は今後ともに関係課と連携を図り整備に努  
めていただきたいと思います。

資料21ページの基金の状況について説明します。

基金の運用状況は、財政調整基金で令和2年度事業との財源調整で1億976万7,000円の減の  
19億585万4,000円など、以下に記載しているとおりの運用状況となっております。また、運用  
結果につきましては、資料22ページ、表33のおり  
です。また、合計欄の右下、令和2年度末  
の基金全体額は53億8,048万1,000円で、令和元年度末の55億5,722万2,000円よりも1億  
7,674万1,000円の減となっております。

監査では、各基金の設置趣旨により適正かつ効率的に運用されているか、また計数は正確で  
あるかについて審査した結果、いずれの基金も目的に沿っておおむね適正な運用がなされてい  
るものと認定しました。

次に、資料23ページの本町の財政構造と財政指数について説明します。

まず、1の歳入の構成ですが、自主財源と依存財源に区分し、年度別に比較しますと、表  
34に記載しているとおりに  
なります。

本町は、県内市町村及び全国平均と比べても自主財源の割合は高い状況でありましたが、令  
和2年度の自主財源と依存財源の構成比は45.5%対54.5%となり、依存財源が自主財源を上回

っています。これは、新型コロナウイルス感染対策関連の国庫支出金の増加、前年度比の48億6,189万4,000円や大型事業の実施による地方債借入金の増加が主な要因となっております。また、自主財源である繰越金の減も依存財源比率が高くなる要因となっております。

自主財源及び依存財源の詳細な内訳につきましては、中段に記載しているとおりです。

資料24ページ、②の令和2年度経常的収入と臨時的収入の構成比につきましては59.3%対40.7%となっております、年度別に比較しますと、表35に記載しているとおりです。

資料25ページの歳出の構成について説明します。

歳出決算額を性質別、義務的経費とか投資的経費、その他の経費に区分し前年度と比較しますと、表36に記載しているとおりになります。その内訳ですが、義務的経費が77億825万3,000円で、前年度と比較しますと8.59%、6億947万4,000円の増となっております、歳出総額に占める割合は37.4%となっております。主な要因ですが、会計年度任用職員制度の開始、私立保育園運営費負担金、障害者自立支援給付金等の増加、熊本地震に係る地方債の元金償還開始などによるものです。

投資的経費は22億760万3,000円で、前年度と比較しますと8.4%、2億240万3,000円の減となっております。主たる要因ですが、光の森防災広場整備事業、菊陽北小学校の大型改造工事などの大型事業の事業費が減少したことによるものであります。

その他の経費ですが、106億9,212万5,000円で、前年度と比較しますと85.82%、49億3,822万7,000円の増となっております。この主たる要因ですが、国によります町民1人当たり10万円を交付する定額給付金事業やGIGAスクール構想による小・中学校へのタブレット導入によるものであります。

一方、経常経費に充当された一般財源等は79億1,751万3,000円で、前年度と比較しますと2.12%、1億6,401万2,000円の増加となっております。

次に、資料26ページの財政指数について説明します。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済的変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標のアの財政力指数、イの経常収支比率、ウの公債費負担比率、エの標準的財政規模の年度別推移につきましては、表37に記載しているとおりです。

本町の令和2年度のアの財政力指数は1.0で、前年度よりも0.02ポイント増加しています。

イの経常収支比率は89.3%で、前年度よりも3.8ポイント減少しております。

ウの公債費負担比率は12.2%で、前年度より0.2ポイント減少しております。この公債費負担比率は、一般的には財政の硬直化を招かない15%以内の範囲が望ましいものとされております。

エの標準的財政規模につきましては、地方公共団体の標準的な状況での通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、ここ数年は町税が増加しており、普通交付税等は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。

最後に、資料27ページの審査の結果と意見について説明します。

審査に付されました令和2年度の一般・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況は、関係法令に準拠して作成されております。上記書類の記載の計数は、関係書類や証憑書類等と照合し、金融機関残高証明の金額とも合致したため、予算執行及び関連事務処理はおおむね適正に行われているものと認められます。

審査の結果、決算に重大な影響を与えるものではありませんが、懸念される下記の(1)、(2)の事項に対し、検証、見直しを行い、改善を図っていただきたいと思っております。

(1)の契約事務に関する見直し事項です。

一部の業務委託等の予定価格算定の積算において、令和2年3月に改訂されました契約事務に関するマニュアルに準拠されていない状況が見受けられるため、担当部署職員への周知徹底及び研修等を実施し資質の向上、積算の適正化、妥当性の確保に努めていただきたいと思っております。

(2)補助金交付事業の検証、見直し事項です。

町単独費による補助金交付事業——令和2年度では100以上の事業がございました——に關しまして、一部で要綱、要領の制定がなされていないものが見受けられたため、要綱、要領を速やかに制定し、公平性、透明性の確保に努めていただきたいと思っております。

また、個別的な細部の指摘及び是正事項につきましては、例月出納検査、定期監査を含め、その都度協議、改善の指導を行っています。

一般・特別会計の予算執行に関する総括的意見としまして、財政運営はおおむね適正に運営されているものと認識しています。これに連動し、財政運営の実態を表した財政構造、財政指数につきましては、多少数値に増減はあるものの、過去の数値推移から問題はないものと判断しています。

財産や基金に関する運用状況は、行政財産の取得、処分及び債権、物品の移動等について、関係台帳や証憑類と照合し、おおむね適切な管理運営がなされているものと認められます。

次に、下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

資料1ページを御覧ください。

法の適用の経緯ですが、平成26年度の予算、決算から地方公営企業法施行令等の大幅な会計基準の見直しがあり、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を連結させた会計処理についてセグメント区分による表示も行うこととされました。したがって、本審査もこの連結による下水道事業決算報告書を基に審査を行い、必要に応じセグメント区分の実態にも配慮した決算内容について審査を行っています。

審査の概要ですが、令和3年7月12日に菊陽町監査委員室において審査を実施しました。

審査の手続きですが、審査に付されました決算報告書連結の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類につきましては、関係法令に準拠して作成され、計数、当該事業の経営成績及び財務状

況が適正に表示されているかどうかを検証するため、決算審査においては勘定別仕分伝票、会計帳簿及び関係証拠書類との照合等を実施している出納閉鎖後の例月出納検査調書と審査に付された決算報告書の各計数と突き合わせを行い、必要に応じ担当職員から聴取する方法で審査を行っています。また、当該年度の経営成績と財政状況が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかを検証するための事業経営分析の検証審査も行っています。

第4の審査結果ですが、審査に付された決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については関係法令に準拠して作成されており、当該事業の経営成績及び財務状況はおおむね適正に表示されているものと認められました。また、個別的な細部の指摘及び是正事項につきましては、例月出納検査、定期監査等を含め、その都度協議、改善の指導を行っております。

資料2ページの下水道事業の概要ですが、熊本北部流域下水関連の公共下水につきましては、令和2年度末の行政区分人口に対する処理区分区域人口普及率は98%となっています。

ただ、本事業施設は昭和58年に着手されていますが、それ以前に民間開発等により整備されて、40年を経過した污水管もあり、経年劣化による腐食等も見受けられる状況です。これらの施設の維持、更新につきましては、下水道長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づいて優先順位を決めた効率的な清掃、修繕及び更新を行い、閉塞、陥没等による事故が発生しないよう今後も努めていただきたいと思います。

(2)の業務量、(3)の建設工事の詳細な内容につきましては、表1から表4に記載しているとおります。

資料3ページの予算の執行状況ですが、収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出の詳細な内容につきましては、ページ3、ページ4の表5から10に記載しているとおります。

その中で、資料3ページの中ほどに収益的収支については、当該年度は1億1,913万9,000円の黒字となっており、前年度に比べ1,036万9,000円の増となっています。今後とも収益増が継続し健全な業務運営がなされるよう、慎重な運営をお願いしたいと思います。

資料5ページの経営成績につきましては、資料6ページの表11の損益計算書を基に、令和2年度の下水道事業活動による純利益は5,602万4,000円となっています。その内訳ですが、資料6ページの営業収益①が9億3,816万2,000円、ページ6の営業費用②が11億5,541万2,000円で、差引き2億1,725万円の損失が発生していますが、これは国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上していることが影響しております。

過年度に築造した建物、構造物等の償却資産の財源である国庫補助金等は、長期前受金として減価償却に合わせて収益化され営業外収益として計上されているため、資料6ページの営業外収益③は3億9,661万3,000円となり、企業債支払利息等の資料6ページの営業外費用④は1億2,958万2,000円の差額2億6,703万1,000円と営業利益の差引きにより、経常利益は4,978万1,000円となります。

さらに、資料6ページの特別利益⑤と特別損益⑥の差額624万3,000円を加えた5,602万

4,000円が当年度純利益となります。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた令和2年度末の資料7ページの表13の未処分利益剰余金は1億6,911万4,000円となり、下水道企業経営の成績判断としては問題ないものと判断しています。

しかし、これには約839万8,000円の一般会計からの基準外繰入金受入れによる資金が含まれている結果であるため、今後も経営及び資金運営の留意が必要と思われます。

資料6ページの表11の下水道事業会計損益計算書と資料7ページの表12、下水道事業剰余金計算書、表13の下水道事業剰余金処分計算書の詳細な内訳につきましては、記載しているとおりのりです。

次に、資料8ページを御覧ください。

財政状況ですが、令和2年度末の財政状況につきましては、表14に示しているとおりのりです。今回の決算審査において、各月ごとの例月出納検査で提出される調定整理簿や支出整理簿に基づいた予算執行状況と月次合算残高試算表との整合性を検証し、提出された貸借対照表について照合した結果、財政状況の各計数は適正に処理されているものと認定しています。

また、下水道事業の経営が安定しているかどうかにつきましては、資料9ページの資本の部、42億4,514万円と前年度の40億7,956万3,000円に比べると、1億6,557万7,000円の増となっています。また、負債の部は、償還額より借入額が多かったため1億854万3,000円の増となっていますが、資本の増が負債の増を上回っており、財政状況は債務超過の傾向はないものと認められます。

今後において、既存施設の老朽化に対する改築更新事業については、長寿命化計画、ストックマネジメント計画を活用し、更新費用の平準化を進めていく必要があります。

また、地域活性化のための新たなインフラ整備に対する交付金の推移次第では、下水道運営にも大きな影響が考えられます。したがって、これらについても十分な配慮をお願いするとともに、中・長期的な下水道事業計画についても再度の検証が行われ、下水道事業の継続的な健全経営ができるようお願いしたいと思います。

資料10ページのキャッシュフロー計算書の詳細な内容につきましては、表15に記載しているとおりのりです。

最後に、審査の結果と意見につきまして。

決算審査は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を統合させた連結決算書をベースに、資産の状況及びその財源とされる負債、資本の状況などを一体的に把握した審査を行っています。

平成26年4月の新会計基準に基づいた審査を行っておりますが、当該事業の経営運営及び財務状況につきましては、これまで述べているとおりのり、おおむね適正な事業運営がなされているものと評価しています。

今回の審査において、総務省公表の経営分析指標を基準とした施設及び経営の効率性、財務

状況の健全性についても全国値と比較を行っておりますが、その値の比較では総体的に見て遜色のない値を示しているものと思っております。

本町における汚水処理の原価や使用料回収率の公共下水道事業と農業集落排水事業を比較しますと、値につきましては全国平均よりもいい数字ではありますが、公共下水道事業と農業集落排水事業では約1.5倍の格差が見られます。したがって、これらについては、要因分析を行っていただき効率性の改善が必要ないかを検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田茂政君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時6分

再開 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度決算認定の件について、各部課長に説明を求めますが、決算については、その後に各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第1号 令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第8、認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、代表監査委員から決算審査報告がなされ、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては各委員会において各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の5種類になります。

財政課からは、歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明を申し上げ、その後で歳入歳出決算書によりポイントとなります項目を御説明いたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の1、2ページをお開きください。



歳入歳出決算参考資料のほうをお願いいたします。

それではまず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、令和2年度の収入済額について、前年度との比較と併せて説明させていただきます。

款の1町税は、収入済額が75億2,327万7,357円で、前年度との比較は3億4,846万4,171円、4.9%の増となりました。歳入合計に占める構成比は35.4%で、一番高い比率でございます。

その中で、項の1町民税は31億160万3,077円で、1億2,927万5,940円、4.3%の増となりました。個人住民税及び法人町民税ともに増加しています。

項の2固定資産税は39億7,276万9,520円で、2億3,263万3,681円、6.2%の増となりました。このうち、家屋償却資産は増加、土地は減少しています。

款の2地方譲与税は1億3,009万4,000円で、7,186万10円、35.6%の減となりました。地方譲与税は、国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、項の3航空機燃料譲与税は、新型コロナウイルス感染症の影響により7,283万4,000円の減少となりました。

款の6法人事業税交付金は7,350万5,000円で、これは令和2年度から新たに創設されたものです。

款の7地方消費税交付金は8億9,429万1,000円で、消費税増税に伴う社会保障分の増により1億5,891万円、21.6%の増となりました。

なお、引上げ分の地方消費税収入の用途については、関係書類の主要な施策の成果などの中で整理しています。

款の12地方特例交付金、項の4子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分に対して交付されるもので、令和元年度のみ交付となっているものです。

款の13地方交付税は2億2,005万9,000円で、6,379万3,000円、40.8%の増となりました。このうち普通交付税が4,918万1,000円増の5,763万2,000円、特別交付税が1,461万2,000円増の1億6,242万7,000円になります。

款の15分担金及び負担金は1億8,550万4,123円で、7,006万8,546円、27.4%の減となりました。このうち保育所入所者負担金が幼児教育・保育の無償化のため8,328万8,280円の減となりました。

款の17国庫支出金は74億5,891万7,277円で、48億6,323万7,501円、187.4%の増となりました。

このうち、項の1国庫負担金が障害者支援及び幼児教育・保育の無償化関連負担金の増などのため2億4,719万741円、13.1%の増となり、項の2国庫補助金が新型コロナ対策事業の特別定額給付金給付事業の補助金の増などのため46億1,485万5,444円、652.9%の増となりました。

款の18県支出金は14億3,434万7,073円で、9,728万3,309円、7.3%の増となりました。

このうち、項の1県負担金が国庫負担金と同様に障害者支援及び幼児教育・保育の無償化関

連負担金の増などのため1億284万155円、11.8%の増となりました。

款の19財産収入は1,799万5,702円で、3億757万889円、94.5%の減となりました。

このうち、項の2財産売却収入が第二土地区画整理地区の土地売却収入や熊本空港ビルディング株式会社の株売却分の減のため3億162万626円、95.7%の減となりました。

次の3、4ページをお開きください。

款の21繰入金金は9億4,574万6,024円で、1億1,124万6,024円、13.3%の増となりました。

このうち、項の1特別会計繰入金金が国民健康保険特別会計からの繰入金金の減のため9,241万1,000円、81.7%の減となり、項の2基金繰入金金が財政調整基金の繰入金金などの増のため2億365万7,024円、28.2%の増となりました。

款の22繰越金は7億7,759万2,831円で、3億3,781万9,657円、30.3%の減となりました。この中には、繰越明許分の繰越金が含まれております。

款の23諸収入は4,152万6,383円で、8,060万8,547円、66.0%の減となりました。

このうち、項の5雑入が令和元年度に実施したプレミアム付商品券事業の販売収入の減などのため8,266万3,271円、71.7%の減となりました。

款の24町債は12億1,650万円で、4億460万円、49.8%の増となりました。

このうち、項の1総務債が臨時財政対策債や減収補填債の増のため1億7,640万円、350.0%の増となり、項の9教育債が中学校空調施設整備事業や総合スポーツ施設整備事業の増のため2億3,820万円、61.5%の増となりました。

以上、歳入合計は、令和元年度からの繰越部分を含めて212億4,308万7,220円となり、前年度から51億9,920万9,531円、32.4%の増となりました。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の2総務費は63億8,037万3,639円で、45億2,804万8,790円、244.5%の増となりました。歳出合計における構成比は31.1%と最も高い比率となっています。

このうち、項の1総務管理費が新型コロナウイルス感染症対策として国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業の実施などのため、46億1,698万4,211円、305.8%の増となりました。

款の3民生費は61億6万8,476円で、3億3,834万1,120円、5.9%の増となりました。

このうち、項の1社会福祉費が障害者福祉費の増などのため1億405万2,829円、4.4%の増となり、項の2児童福祉費が保育園費や新型コロナウイルス感染症対策事業として私立保育所や子育て世帯の支援事業の増などのため2億3,428万8,291円、6.9%の増となりました。

款の4衛生費は14億6,564万1,273円で、1億4,838万6,128円、11.3%の増となりました。

このうち、項の2清掃費が新環境工場等建設に対する菊池環境保全組合負担金の増などのため1億6,519万5,307円、27.4%の増となりました。

款の8土木費は10億1,268万8,241円で、2億1,835万2,394円、17.7%の減となりました。

このうち、項の2道路橋梁費が道路新設改良費の減などのため1億2,509万3,971円、25.6%の減となり、項の3都市計画費が土地区画整理費の減などのため7,751万3,455円、12.3%の減となりました。

款の9消防費は(仮称)防災センター整備事業が増となりましたが、光の森防災広場整備費が減となったため9億5,696万7,844円で、2億1,423万8,829円、18.3%の減となりました。

款の10教育費は25億355万6,005円で、6億8,516万2,986円、37.7%の増となりました。

このうち、項の3中学校費が菊陽中学校空調設備設置事業などの学校施設整備費の増のため2億6,862万1,209円、62.8%の増となり、項の6保健体育費が総合体育館整備事業の増などのため、3億2,238万3,161円、303.2%の増となりました。

款の12公債費は13億8,671万7,211円で、4,768万3,416円、3.6%の増となりました。公債費の内訳は、元金が12億8,805万8,308円、利子が9,865万8,903円になります。

なお、令和2年度末の地方債現在高は、一般会計で160億6,604万8,075円となり、前年度末から7,155万8,308円減少しました。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありますが、ほかの款項に充用しており、決算書に充用先を記載しています。

以上、歳出合計は令和元年度からの繰越分を含め205億4,038万6,923円で、前年度から52億7,410万2,065円、34.5%の増となりました。

以上で参考資料による説明を終わります。次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を御説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の部を11ページから、歳出の部を49ページから、最後に3の実質収支に関する調書を251ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明しましたとおりです。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税と、次の3、4ページの款の23諸収入にあります。

また、収入未済額は款の1町税と款の15分担金及び負担金、款の16使用料及び手数料、次の3、4ページの款の19財産収入、款の23諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などについては、監査委員の決算審査意見書に一覧として整理されております。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナスとなっているものは、令和3年度へ繰越明許費に係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は歳出になります。

支出済額等は先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容になります。

なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

10ページをお開きください。

ここからは、歳入歳出決算事項別明細書になります。

大まかな内容は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

少し飛びますが、49、50ページをお開きください。

次は、歳出になります。款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しております。

次に、最後のほうの247、248ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、247ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、1,654万3,000円を充用しました。内訳は、248ページから250ページにかけて備考欄に記載のとおり各科目に充用しています。

最後に、251ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額212億4,308万7,000円に対し2の歳出総額が205億4,038万7,000円ですので、3の歳入歳出差引額は7億270万円となります。ただし、4の翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額の2億9,006万4,000円が必要ですので、5の実質収支額は4億1,263万6,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 認定第2号 令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、認定第2号令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 認定第2号令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地の先行取得事業などに係る歳入歳出を経理するものでございます。また、1枚めくっていただきますと、令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけています。

主な決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、収入済額が194万3,911円で、光の森防災広場東側の土地及び土地の先行取得事業に係る経費分を一般会計から繰り入れているものです。

款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、収入済額が7,180万円で武蔵ヶ丘北小学校用地拡張のための町債となります。

以上、歳入合計は、収入済額が7,443万8,589円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は、武蔵ヶ丘北小学校の拡張用地の購入費として公有財産購入費で6,298万9,500円支出しました。また、拡張用地の造成のための測量設計業務委託料として825万円支出しました。

款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、備考欄の繰上償還で菊陽北小学校の用地拡張について先行取得事業として土地取得特別会計で実施するよう進めておりましたが、一般会計で事業を実施する必要が生じたため、既に借り入れた地方債を繰上償還するもので110万円を支出しました。

次の11、12ページをお開きください。

歳出合計は支出済額が7,379万834円となりました。

13ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額7,443万8,000円に対し2の歳出総額が7,379万1,000円ですので、3の歳入歳出差引額は64万7,000円となります。4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額は64万7,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 認定第3号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、認定第3号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

それでは、認定第3号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、資料としまして本会計に関する主要な施策の成果をつけております。

続いて、次のページの冊子となっておりますのが令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書になります。

それでは、歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、まず目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を11ページに掲載しております。

工業団地造成事業特別会計の決算につきましては、産業建設常任委員会に付託される予定と聞いておりますので、本日は1の歳入歳出決算書の款と項について御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額について御説明させていただきます。

款の3繰越金、項の1繰越金は2億2,569万7,420円で、この中には繰越分の繰越金も含まれております。

続いて、款の4町債、項の1町債は、工業団地造成事業債で、1億3,350万円を借入れた金額となります。

以上、歳入の合計は、令和元年度からの繰越分も含めて3億5,919万7,420円となります。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

続いては、歳出になります。

歳出についても予算現額については省略させていただき、支出済額について御説明させてい

たきます。

款の1事業費は1億3,665万6,232円で、(仮称)第二原水工業団地に必要だった実施設計や測量、地質の調査及び用地の取得、支障物件の移転補償等に要した費用となります。

款の2公債費は47万1,703円で、工業団地整備事業に要した経費の財源である借入金に対する利子となります。

款の3予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、1億3,712万7,935円となります。

最後に11ページをお開きください。

実質収支に関する調書となります。単位は1,000円となります。

1の歳入総額が3億5,919万7,000円に対し2の歳出総額が1億3,712万8,000円ですので、3の歳入歳出差引額は2億2,206万9,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源として継続費通次繰越額1,543万円が必要となるため、5の実質収支額は2億663万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(上田茂政君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 認定第4号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(上田茂政君) 日程第11、認定第4号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長(古賀直之君) おはようございます。

認定第4号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、2枚めくっていただきますと、令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を25ページに掲載しています。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は7億3,773万7,006円で、前年度より3,002万6,615円の減となりました。不納欠損額は1,019万5,809円、収入未済額は2億7,072万6,069円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は93.4%になります。

款の6県支出金、項の1県補助金は24億9,217万810円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金は、一般会計から法定分の繰入れとして2億4,849万3,250円を繰り入れました。

なお、令和2年度は法定外の国保財政調整繰入金はございません。

款の11繰越金は1億2,101万3,876円で、令和元年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が36億3,232万525円となり、不納欠損額1,019万5,809円、収入未済額2億7,268万3,508円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額につきましては省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は20億8,569万8,088円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は3億2,018万9,944円で、1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として支給したものになります。

項の4出産育児諸費は1,376万7,890円で、被保険者が出産したときの出産育児一時金になります。

款の3国民健康保険事業費納付金は10億4,098万504円で、医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものになります。

款の6保健事業費、項の1保健事業費は1,724万620円で、人間ドック補助金など被保険者の健康保持、増進のための費用になります。

項の2特定健康診査等事業費は2,339万4,150円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用になります。

款の7基金積立金は5,010万5,812円で、国保特別会計の財政調整基金に積立てを行っております。

以上、歳出合計は、支出済額が36億1,147万7,223円となりました。

最後に、25ページをお開きください。



実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額が36億3,232万円に対し2の歳出総額が36億1,147万7,000円ですので、3の歳入歳出差引額は2,084万3,000円となります。4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も2,084万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 認定第5号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、認定第5号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 認定第5号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、主要な施策の成果をつけています。また、1枚めくっていただきますと、令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を15ページに掲載しております。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は3億1,147万920円で、前年度より2,396万円の増となりました。不納欠損額は24万3,000円、収入未済額は152万3,720円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年分の収納率は99.8%になります。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金9,126万4,581円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5繰越金は1,140万9,213円で、令和元年度からの繰越金になります。

款の6諸収入は760万4,350円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額4億2,177万5,864円となり、不納欠損額24万3,000円、収入未済額152万3,720円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出になります。

予算現額につきましては省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は3億9,583万4,823円で、前年度より3,062万5,000円の増となりました。

款の3保健事業費は855万617円で、町の健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が4億1,027万6,376円となりました。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額が4億2,177万5,000円に対し2の歳出総額が4億1,027万6,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1,149万9,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,149万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 認定第6号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第13、認定第6号令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） おはようございます。

認定第6号令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が令和

2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を6ページから、最後に3の実質収支に関する調書を29ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1、第1号被保険者である65歳以上の保険料収入は5億9,101万9,898円で、前年度より116万2,540円の増、不納欠損額は115万9,520円、収入未済額は922万5,219円、収納率は98.3%となっています。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は4億4,330万791円で、介護給付及び予防給付に対する国の負担金になります。

また、項の2国庫補助金は1億1,272万3,448円で、介護給付費、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は6億3,320万3,000円で、これは第2号被保険者である40歳から64歳までの方や勤務先の事業主等が負担する介護保険料から介護給付費の27%を社会保険診療報酬支払基金が交付するものです。

款の6県支出金、項の1県負担金は3億2,562万5,000円で、介護給付及び予防給付に対する県の負担金になります。

また、項の2県補助金は2,035万4,637円で、介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の9繰入金、項の1の一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担分で、一般会計から3億6,135万6,574円の繰入れを行っています。

以上、歳入合計は、収入済額が27億919万3,546円、不納欠損額が115万9,520円、収入未済額が922万5,219円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は22億482万2,322円で、介護保険給付に対する費用になります。

また、項の3高額介護サービス等費は5,870万9,859円で、要介護者等が1か月に支払った利用者負担額が上限を超えたときに超過分を払い戻すものです。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費は4,780万1,209円で、介護予防に関する啓発や通所による運動教室などを行っています。

また、項の3包括的支援事業・任意事業費は4,851万7,394円で、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための総合相談や権利擁護などの事業を行っています。

以上、歳出合計は、25億8,353万6,893円となりました。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額27億919万3,000円に対し2の歳出総額が25億8,353万7,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1億2,565万6,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1億2,565万6,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第41号 令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第41号令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第41号令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた連結により御説明いたします。

それでは、決算書の5ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

まず、下水道の維持管理の部門になります収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして下水道事業収益の決算額は14億4,604万3,534円で、内訳は下記のとおりでございます。

次に、支出で、下水道事業費用の決算額は13億2,690万4,607円で、内訳は下記のとおりでございます。

続きまして6ページを御覧ください。

下水道の建設部門になります資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして、資本的収入の決算額は10億2,432万2,705円で、内訳は下記のとおりでございます。

次に、支出で、資本的支出の決算額は14億2,812万4,689円、翌年度繰越額は1億4,857万9,000円でございます。

この表の下段に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する4億380万1,984円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しています。

続きまして、7ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここで、下水道事業の経営成績を説明いたします。

まず、1の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で9億3,816万2,313円であります。

次の2の営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億5,541万1,979円で、営業収益から営業費用を引いた営業利益はマイナス2億1,724万9,666円となっております。これは、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、3の営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入などによりまして3億9,661万3,037円の収益がございました。

4の営業外費用は、支払い利息等で1億2,958万2,243円を支出しております。営業外収益と営業外費用の差額は2億6,703万794円となり、営業利益と合わせた経常利益は4,978万1,128円となっております。

また、特別利益で632万6,364円の利益がありましたが、過年度損益修正損が8万3,882円ありましたので、経常利益と合わせた当年度純利益は5,602万3,610円となります。その額に前年度繰越利益剰余金とそのほか未処分利益剰余金変動額を合計した当年度、未処分利益剰余金は、1億6,911万4,237円となっております。

続きまして、8ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を表しており、次の9ページの令和2年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）で議会に議決を求める利益処分の根拠となるものです。

令和元年度末の資本合計は、この表の一番右下に記載のとおり42億4,513万9,836円となっております。

それでは、次の9ページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明いたします。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金1億6,911万4,237円のうち3,897万6,973円を自己資本へ組入れとして処分することについてであります。この組入額は、令和2年度に資本的収支の決算の補填財源として減債積立金を処分しております。既に処分された剰余金ということで新たな補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れるものであります。

そのほか、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として5,000万

円を減債積立金に積み立て、残高8,013万7,264円を未処分利益剰余金として令和3年度に繰り越すものであります。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表（連結）について御説明いたします。

貸借対照表は、継続的な下水道事業の財政状態を把握するためのもので、令和2年度末時点を報告するものです。

左側に借方として資産の部が資金の使い道で示され、右側の貸方で、負債の部と資本の部で資金の出どころを示しています。したがって、左側の資産合計と右側の負債資本合計は一致することになります。

10ページの資産の部の内訳は、1、固定資産で、下水道管渠やポンプ場等の設備投資に関するもので、合計の231億7,809万9,468円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計3億9,177万8,987円となっており、借方の資産合計は一番下の二重線235億6,987万8,455円となります。

続いて、11ページの負債の部の内訳でございますが、3の固定負債は令和4年度以降に償還予定の企業債で、69億1,822万2,366円であります。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金などで、合計は7億5,389万7,171円となっております。

5の繰延収益は、国庫補助金などで償却資産の財源である長期前受金につきまして、営業外収益として収益化された累計額を引いて116億5,261万9,082円となっております。

以上、負債合計は193億2,473万8,619円となっております。

次に、資本の部の内訳でございますが、6の資本金の自己資本金は、合わせて30億5,561万9,341円であります。

7の剰余金は、国庫補助金等の資本剰余金と、その下の減債積立金等の利益剰余金を合わせ11億8,952万495円となり、資本金と合わせた資本合計は42億4,513万9,836円となります。

また、貸方である負債の部と資本の部の合計は、一番下の二重線の235億6,987万8,455円となり、10ページの借方である資産の部の合計と同額になります。

12ページから予算関連資料と公共、農集の事業別決算報告書を附属明細書と併せて掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第41号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号及び議案第41号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号及び議案第41号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時20分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和3年9月6日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和3年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和3年9月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |       |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長         | 平木元宏君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼農政課長       | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総 務 課 長         | 矢野博則君 |
| 危機管理防災課長           | 梅原浩司君 | 総合政策課長          | 吉本雅和君 |
| 財 政 課 長            | 澤田一臣君 | 人権教育・啓発課長       | 弓削浩昭君 |
| 子育て支援課長            | 和田征君  | 介護保険課長          | 渡辺博和君 |
| 建 設 課 長            | 矢野和幸君 | 施設整備課長          | 荒牧栄治君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 皆さんおはようございます。

津留区在住の阪本俊浩でございます。よろしくお願いいたします。

現在菊陽町の18歳以下、高校生世代以下の人口は約9,300人となっております。各家庭においても宝である子どもたち、そしてまた町の宝である子どもたち、子どもたちがよりよい環境の中でよりよい保育や教育を受けることができるような提案や質問をしていきたいと考えております。

最初の質問は、高校生の医療費無料化についてでございます。この制度は、現在中学生までが対象となっておりますけれども、これを高校生までに拡大できないのか、質問いたします。

次に、18クラブございます学童クラブの中でも菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校のクラブは、校舎外の施設を借りての学童ともなっております。この2つの学校の施設整備や増築についてお尋ねします。

また、菊陽中学校の施設整備についても、併せて質問いたします。

さらには、菊陽町役場周辺の土地利用計画と防犯カメラ設置事情についてもお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 最初の質問でございます。

高校生までの無料化についてでございますけれども、この質問につきましては行政報告でもお聞きしましたが、確認の意味も含め、通告もしておりましたので改めて質問させていただきます。

また、12月頃から始まる来年度の予算編成にぜひとも組み込んでいただきたいとの思いから、この質問を考えておりました。6月議会で小林議員と西本議員の一般質問も今回の行政報告に反映されたと思います。過去の制度を調べてみますと、小学生までが医療費無料化、無償化の対象でしたが、平成23年度からは中学生までに対象が拡大されております。平成28年度からは4歳以上に1医療機関1か月500円の自己負担が導入されましたが、平成31年1月からは4歳以上の自己負担については再び無料化となっております。

まずは、令和2年度の当初予算では、子ども医療費助成費として2億1,000万円が計上されて、対象者8,137人に対し、1億7,413万円が支給されております。これは、1人当たり換算すると2万1,400円になります。今年度の当初予算は、前年度実績を5,840万円も上回る2億3,250万円となっております。年度途中から高校生まで対象拡大を考えておられたのか、対象者の増加やコロナ禍の影響はあると思いますが、算出の根拠についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。質問にお答えします。

令和3年度当初予算の算出方法は、過去5年分の支給対象者数及び支給実績の平均伸び率を基に年間支給額等を算出しております。

御承知のとおり、本町の子ども医療費助成対象者は毎年増加していることから、当初予算編成時にはコロナ禍の影響を考慮せずに予測しており、高校生までの拡大助成は想定しておりません。

令和2年度の子ども医療費支給実績については、前年度の実績と比較すると、支給件数で約2万4,000件、支給額は約3,900万円減少しております。これは、コロナ禍の中で医療機関への受診控えとともに、町民の皆様が新型コロナウイルス感染症対策を積極的にされた結果、ほかの感染症が大きく減少するなど、医療機関を受診する機会が急激に変化したと捉えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 医療費について詳しくありがとうございました。

私の息子は高校時代柔道の試合で足に大けがを負い、中・長期に入院をいたしました。現在もいろいろな理由で入院を余儀なくされている方々がおられると思います。そういう観点から考えると、この政策は非常にありがたく、喜んでいただけるんじゃないかならうかと感じます。また、子ども医療費については、高校生まで視野に入れているという町長の公約もありました。

私も個人的に今年5月末の人口統計を調べてみました。高校生世代の16歳から18歳までの人口は1,386人となっております。財源的にどの程度のアップを想定されているのかお尋ねします。

また、システムの変更や庁舎内の事務処理などスムーズに行えるのでしょうか。一緒にお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本定例会行政報告で町長が申し上げましたとおり、子ども医療費の高校生、在学年齢18歳までの無償化については、令和4年4月からの実施を目指して準備を進めております。

今後の予定としては、12月定例会において関係する条例改正案承認を経て、来年4月からの支給開始に向けて町民への周知を行います。またあわせて、準備に必要な補正予算の計上も予

定しております。

お尋ねの現時点で拡大に伴う対象者数は約1,400人程度であります。来年度当初予算編成時までに見込額を算出して計上したいというふうに考えております。

続きまして、システムの運用、それから事務処理の状況についてお答えをいたしたいと思っております。

対象者拡大に伴うシステムの変更については、現在電算委託業者との協議を含め、改修準備を進めております。また、対象年齢拡大に伴い、新たに受給者となる方については、加入されている健康保険等の確認作業が必要となりますので、システム改修後に対象者を抽出し、必要な事務処理を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 予算面からいろいろ準備に12月から入っていかれるということでございますけれども、行政報告では来年の4月から導入という話でしたが、町長にお尋ねいたします。

いつどの時点で決定されましたか。それを教えてください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この子ども医療費につきましては、もう議員も御承知のとおり、これは私が第4期目の選挙のときの約束事といいますか、それで高校生までのこの医療費無料化を視野に入れてることでありましたが、絶えず状況を見ながらやってきたところであります。やはりどこでどうか、いつも物事を事業等実施する場合は、それがどういった財源でできるかということを見極めなければならないところがあります。平成19年から子ども医療費の取組を、最初小学3年生から始めて、6年生、中学校までで、一旦初診料等の500円を4歳以上の方に負担を求めた時期がありました。これは、それまで償還払いであったものを現物給付に、熊本県内の医療機関で使った場合は現物給付にという、これも議会のほうからも、それから一般の方々からも非常にそういう要望が強かったということで、県内の全ての医療機関で使った場合を現物に変えましたけど、そのときに多重受診とかそういったものに流れやすいか、またどれぐらいの影響が出るかということを見るため、そういう意味で、医療費無料ということで、使っても無料だからということじゃなくて、それと当時、償還払いということで、一旦役場のほうに提出に来られる親御さんの手続等もそういう負担から見て500円の負担を求めたところでありますけども、さらに見ていく中で、そんなに、きちんとルールといいますか、多重受診等もそんなにないなというようなところが見えましたので、また元に戻したところなんです。

今回の分につきましては、9月の補正をする段階で、来年の4月から実施する場合、どの時点から準備を進めなければならないかということは、健康部長が申し上げたとおり、かなり事務的な手続が要るということで、9月の議会の行政報告の中で来年の4月から実施したいとい

うところで申し上げたところでもあります。そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

今年1月15日の全員協議会では、財政面の評価として約1億1,700万円の財政効果があったという説明がありました。毎年3,000万円を積立て、総合子育て支援センターを整備するという計画だと聞いております。また、センター整備は町長の公約でもあります。場所も含め、どのような考えを持っておられるのでしょうか。

なかよし園は、昭和54年の改築から42年が経過しております。みどり園も、平成7年の改築から26年が経過しております。いずれの場合も、建て替えや大規模改修も視野に入れながらの整備になると考えられます。どのような構想を持っておられるのでしょうか。お願いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。お答えします。

総合子育て支援センター整備については、これまで建設の意思を表明してまいりましたが、令和2年度においては、その実現のため子育て支援施設等の整備に係る基金の積立てを行いました。

さらに、令和3年度においては、総合子育て支援センターの機能のうち、子育て相談所の機能と子育て情報の発信の機能を前倒しで実施すべく、防災センター内での11月からの実施に向けた準備を現在進めているところです。

また、同センターの整備予定地については、みどり園敷地内にセンターを整備する案と、なかよし園とセンターを一体的に整備する案の2案に対し、菊陽町町立保育所運営検討委員会からの意見をお伺いしたほか、議会に対しても同様に同案の説明をさせていただきました。

町内部での2案の検討の結果、みどり園が所在する地域は子育て世帯の増加が見込まれる地域であり、子育て支援の拠点となる施設の整備が必要となる地域であることから、同センターの整備予定地については、みどり園敷地に決定しました。

総合子育て支援センターについては、これからもなるべく早く整備できるよう取り組んでまいります。

次に、なかよし園とみどり園の改修についてであります。

なかよし園の園舎については、老朽化が進んでおり、同園舎の改築に早期に着手すべきものと認識しております。

また、みどり園の園舎については、早期に着手する必要はないものの、適切な時期に大規模改修が必要であると考えております。

なかよし園の改築、みどり園の大規模改修のどちらにしても、改修の財源は基金を活用することとしており、基金の積立状況などを見て、改修内容、改修時期などについて判断する方針です。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） みどり園に決定したということでございますけども、整備スケジュールでは、令和3年度、実施設計、用地買収、4年度、建設、5年度、開設となっておりますが、遅れているようにも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

整備スケジュールについては、令和3年度の当初予算要求において、総合子育て支援センターの整備に係る基本設計業務委託予算を計上する予定にしておりましたが、整備に着手するにしても、財源確保のめどをある程度持つ必要があると判断したことから、まずは基金の積立てを優先して行ったところ です。

今後は、できるだけ早い時期に同センターの整備に係る基本設計業務に着手し、同センターの整備に係る概算の経費や財源確保のめどなどを明らかにした上で、整備スケジュールを決定したいと考えてます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） このスケジュールではいけないということですよ、結局は。はい、分かりました。

9月3日の議員連絡会では、子ども相談室について説明を受けました。ほかにも民営化により生み出される財源を活用した子育て支援を考えられていると思いますが、主なものを聞かせてください。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

民営化により生み出される財源を活用した子育て支援施策については、菊陽町公立保育所民営化計画に記載をしております。

記載した子育て支援施策としては、子育て支援の拠点となる総合子育て支援センターのほか、病児・病後児保育や放課後児童クラブ、利用者支援などの充実する施策が記載されており、この計画に沿いまして、これまでも子育て支援施策の充実に取り組んでまいりましたし、その中には一部実現した施策もあります。

実現した施策としては、病児・病後児保育の施設整備や放課後児童クラブの施設整備があります。具体的には、病児・病後児保育については、平成30年4月に東部地域に初めての病後児保育室「ゆーかり」を開設しました。

さらに、放課後児童クラブについては、平成30年度に菊陽中部小校区と菊陽西小校区の学童保育施設を整備したほか、直近では菊陽南小校区に初めての学童保育の専用施設を令和元年度に整備したところ です。

また、民営化後には、幼児教育・保育の無償化など町に大きな財政負担を求める子育て支援の新たな制度が開始されましたが、制度が開始される当時は民営化が完了できていたからこそ、こうした予定外の財政負担にも対応できたと感じたところであります。

これからも民営化により生み出される財源を活用して、総合子育て支援センターの整備のほか、放課後児童クラブの施設整備などの子育て支援施策の充実にも取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） いろいろ施策を上げていただきました。その中で放課後児童クラブの話がございました。続きまして、その学童クラブの質問に入らせていただきます。

学童保育ニーズの受皿充実は、民営化により生み出される財源を活用した子育て支援施策の主たるものだと思います。現在菊陽町では、18クラブで623人の児童が学童保育を利用されております。この施設を利用することにより保護者の皆様方は安心して働けるのではないのでしょうか。18クラブの中で、菊陽北小学校のはらっこクラブCはふれあいの森研修センターで、武蔵ヶ丘北小学校のにじいろクラブは西部町民センター児童館で、この2つのクラブだけが町の施設を利用した放課後児童保育となっております。

1週間前にふれあいの森研修センターのはらっこクラブCを訪ねましたところ、入学者は1年生から3年生までで、4年生の受入れはできないということでした。公園内ということで、誰でも出入りでき、不審者の心配もしなければならないし、猿も出没し、危険であるという話でした。校舎内であれば、こういう不安も解消できます。

また、7月30日の臨時議会では、菊陽北小学校の10クラス増築が承認されました。クラスが増えるということは、学童保育を利用する児童も比例して増加するものと思われれます。それに伴う学童施設の整備や増築も必要になってきますし、ふれあいの森研修センターを使用しているという現実も踏まえ、迅速な対策が求められます。

また、西部町民センター児童館を利用している武蔵ヶ丘北小学校のにじいろクラブは1クラス42人、おひさまクラブが49人と、他のクラブに比べ1クラスの児童数が非常に多い状況です。ちなみに、18クラブの1クラス平均は34人でございます。このような状況を考えれば、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校の放課後児童クラブの整備や増築を速やかに推し進めるべきではないかと考えますが、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

菊陽北小校区においては、学童保育の利用が小学校低学年を中心に大きく増えており、新たな施設の整備は喫緊の課題であると認識しております。

学童保育施設の整備は、これまで学校用地の一部を活用し、整備をしておりますが、同校の敷地は狭く、整備が困難であり、用地の確保が課題となっておりますが、同校用地の拡張事業により整備が可能となったことから、本議会において施設整備に係る基本設計業務委託など

の予算を計上したところです。

また、武蔵ヶ丘北小校区の放課後児童クラブのにじいろクラブについては、児童館の一部を利用しての運営であり、利用児童に不便をかけており、専用施設を確保するなどの対応が必要であると認識しております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 北小のほうは予算を確保という話でございましたけども、今回の補正予算第4号に児童福祉総務費の設計委託料1,599万3,000円が計上してあります。これは、菊陽北小学校だと思います。基本設計や実施設計の委託料だと考えますが、いつから建設を始め、いつから使用できるようになるのか、場所や規模はどうなるのか、今後の計画についてお尋ねします。

それからもう一点、校舎内に建設してありますはらっこクラブAとBにはトイレ、キッチン、仕切りのある静養室が2クラスで1か所しかなく、非常に不便だという話をお聞きしました。改築の予定はあるのか、今後どのように考えていくのか質問いたします。

なお、議案第42号はまだ承認されておられませんので、できる範囲内での答弁でも結構でございます。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

菊陽北小校区の学童保育施設の開設時期等については、造成工事などを経まして令和4年8月をめどに建設に着手し、遅くとも令和5年4月からの開設を目指し、取り組むこととしています。

また、施設の規模は、基本設計時に比較検討を行い決定しますが、現段階では定員100名、延べ床面積約240平方メートルの規模を想定しています。

なお、はらっこクラブAとBの改築については、新たな学童保育施設を開設し、今御説明のありました不便を早期に解消しようとしているところでありますので、改修を行う計画はございません。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 5年4月から開設っておっしゃいましたね、北小に関しては。菊陽北小学校に関しては5年4月ですよね。

（子育て支援課長和田 征君「遅くとも5年」の声あり）

遅くとも。はい、はい、分かりました。

それでは、今度は武蔵ヶ丘北小学校のほうに入りたいと思いますけども、今から考えていくという答弁でしたよね、武蔵ヶ丘北小学校に関しましては。

武蔵ヶ丘北小学校の北側約6,000平方メートルを学校敷地として取得されております。この



土地の整備に関して認定第2号では測量設計委託料825万円の歳出がっており、施政方針でも校舎用地と運動場の拡張工事を来年の3月末の完成に向け進めていくという方針が打ち出されております。この面積の一部を学童保育施設建設に使用するような考えは持っておられるのでしょうか。

それから、こちらも1週間前に児童館に行き、話を聞いてきました。菊陽北小学校と一緒に3年生までを預かっているという話でした。保護者の皆さんは教室も不足して諦めているということでしたが、学童がないと仕事ができない、せめて4年生まで預かっただけであれば助かると言われる保護者さんがほとんどだそうです。窓越しに施設の中を見てきましたが、非常に狭く、どう見ても42人は入り切れないと感じました。国の基準では1人当たり1.65平方メートル、これは畳1畳です、の面積が必要とされております。しかし、基準からすれば42畳は必要とされますが、この施設は畳20畳しかございません。また、保護者の方からお聞きしましたところ、子どもさんは3年間間借りしてある児童館の狭い一室で学童保育を受けていると話しておられました。広い教室で伸び伸びと放課後保育を受けさせてほしいとおっしゃっていました。

もし増築する計画を考えておられるなら、時期的にいつ頃をめどに考えておられるのかお尋ねします。

また、将来的な施設の増築に時間がかかるようであれば、一時的に仮設校舎を造るとか、児童館全体をできるような対策を取っていただきたいと切実な思いで話しておられました。とにかく方向性だけは示していただかないと、問題を解決する糸口は見つかりません。

こういう状況も踏まえ、武蔵ヶ丘北小学校の学童保育施設整備を最優先順位として位置づけ、12月議会の補正予算においてでも早急な対応をお願いしたいと考えます。子どもたちがよりよい環境の中で教育を受けることができますようお願いいたします。この件に関しましては、ぜひとも後藤町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 武蔵ヶ丘北小学校の学童保育施設整備、今西部町民センターの一部を使って学童保育の実施をしとるわけではありますが、実際的には西部町民センターが全てこの学童保育をする時間帯に詰まっておるというような状況ではないということでありまして、空いてるところの場所は十分子どもたちのために使っていただきたいという思いであります。センター長のほうにも確認をしましたら、子どもたちは2階に小規模の体育館といたしますか、それがありませんけれども、そこを使っているんことをやっておるという話も聞いていますし、センター長のほうにもできるだけ空いてるところは、コロナ禍のときでもありますので密にならないように、そして十分コロナ対策、消毒とか手洗いとか、そういうふうな、それはもう当然指導員の方がやっておられるかと思いますが、今徹底しとるところで、全ての時間帯をそこで過ごすというところではありませんので、ある施設を有効に使うというのが、一挙にはなかなか施設の整備は、お金が十分あればできますけれども、それから職員のそこに実際工事等に携わって

く職員の配置とか、いろんなことを、ほかの事務もやっておりますので、そういう中でできるだけ平準化したような形で進めていきたいと思っております。

そしてまた、教育委員会のほうとは、運動場のほうの造成が始まりますので、その工事期間中は子どもたちがそこには入られませんので、先行して整備することもできません。それで、場所としては、教育委員会のほうの教育長あたりとも話しておりますけども、学校の地域内ということで、運動場の一面を使わせていただくような、そういうところは、整備が終われば可能ということも聞いておりますので、そういう時期を見ながらきちんと対応していきたいというふうに考えております。

三里木町民センターでも、過去には西小校区の学童保育が不足した場合は三里木町民センターのほうも業務を実施しましたが、講座生の皆さんたちも子どもたちのためならということとよく協力していただきましたので、西部町民センターも、本来の目的で利用される方も、その辺の御協力はぜひお願いしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） このような問題は方向性がはっきりしないと保護者の方たちも不安がられると思いますけれども、先ほど質問しました6,000平方メートルを取得されておりますけれども、将来的にそこに学童保育を建設するとかの考えは持っておられませんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今申し上げましたように、教育委員会のほうと話し合いながら、その中に設置するという方針は、もう大体その方針でおりますので、造成工事等が終わったらできるだけ早くしかかれるように事務的などころも進めていくように指示したいと思っております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） この2クラスは、非常にクラスの人数が42人と49人だったのですかね。非常に多い状況ですけれども、当面はそのまま我慢してそこで利用していただくという形になりますかね。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これもさっき言いましたように、西部町民センターが学童の保育の時間に全ての部屋が、今設けとる以外のところの部屋が埋まるとという状況じゃありませんので、空いてるところを有効的に使うように、特にセンター長に言いましたら、それはもう十分そういう配慮をしていきますということで、現在も2階のほうが広がっておるのですよね。バドミントンやいろいろ発表会等も使っておりますけど。その場所に子どもたちはいて、コロナ禍の中でありますので、十分注意しながら伸び伸びと使ってますよという話はいただいておりますので、小さい部屋にみんな閉じ籠もっているということではありませんので、その辺は保護者の方が知らないってことは、子どもたちが多分話はしとるんじゃないかとは思いますが、そのような状況で、できるまではそこで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） それでは、次の質問に入ります。

先ほど申しましたが、菊陽北小学校が10クラス増築されることになり、現在菊陽北小学校校区は集落内開発など宅地造成が進み、それに伴う小・中学校の生徒数増加が見込まれます。原水駅周辺や商工会近辺の土地利用計画も耳にします。中部小区は多少の増減で推移すると思われませんが、菊陽中学校の生徒数はかなり増加すると考えられます。今後の生徒数の推移をどう把握しているのか、それに伴う教室やあらゆる施設の整備をどう考えていくのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 御質問にお答えします。

令和3年度現在、菊陽中学校の生徒数は617人で、1年生は6クラス、2年生と3年生は各5クラス、全体で普通学級は16クラス、特別支援学級5クラスとなっております。

現在菊陽中学校が保有している教室数は、普通教室18教室、特別支援学級などに使用可能な小教室を5教室保有しておりますが、本年度は普通教室2教室を少人数教室として使用しているため、余裕教室がない状況です。

将来の菊陽中学校の生徒数を住民基本台帳を基に住宅開発による転入を見込んで試算した結果、令和4年度は624人、令和5年度は636人、令和6年度は626人、令和7年度は639人、令和8年度は655人、令和9年度には726人となることが予想され、その結果から、来年度には1教室が不足し、令和9年度までに4教室が不足することが見込まれております。

この状況に対応するため、本年度4教室分の仮設校舎を整備する計画でございます。令和10年度以降も生徒数の増加は続くと予測しておりますが、長期的な生徒数の将来予測は、社会情勢の変化などの影響により大きくずれる可能性もあり、住宅開発などの速度及び規模を予測することは現段階では難しい状況でございます。

また、菊陽中学校の現状は、学校敷地にあまり余裕がなく、校舎増築のスペースに限りもあるため、一定期間を仮設校舎で対応し、生徒数の推移を見極めた上で、今後の校舎の増築手法について慎重に検討していく必要がございます。

今後の住宅開発などの動きと生徒数の推移を注視するとともに、関係課と連携し、情報収集、共有しながら計画的に、そして適切な施設整備として対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 仮設4クラスですか。

（施設整備課長荒牧栄治君「はい」の声あり）

取りあえずはこれで対応できるということですね。

（施設整備課長荒牧栄治君「はい」の声あり）

はい、はい。人口統計を聞きましたけども、将来的に、例えば北小校区があんまり多くなれば、菊陽北中学校とか、そういうことは考えておられますか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、今後も菊陽中学校の生徒数は増加するものと予測しております。また、本年3月に作成した20年後の将来を見据えたまちづくり計画である菊陽町都市計画マスタープランの地区別都市づくり構想では、JR原水駅周辺で新たな人口の受皿となる市街地の形成を必要に応じて進めますとの方針を示しております。将来的に菊陽中学校の拡張の検討が必要となった場合には、隣接する公共用地の土地利用計画も含めて検討してまいります。また、新設中学校の検討が必要となった場合には、新設小学校も含めて検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

お盆前に武蔵ヶ丘第二保育園の跡地を見に行ってきました。園舎は当時のままでございますが、1メートルを越すような草が茂っており、環境にも悪く、防犯上も好ましくありません。空き家対策にも相当するかと思われます。子育て支援の一環として活用されるのでしょうか。

この件につきましては、以前佐々木理美子議員が質問されております。その後、何か進展はあったのか、併せて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、答弁に入ります前に、武蔵ヶ丘第二保育園の雑草の件につきましては、既にもう対応させていただいております。また定期的に除草作業を行いますことをまずは報告をさせていただきたいと思っております。

さて、武蔵ヶ丘第二保育園の跡地の活用については、平成29年12月議会の佐々木議員の一般質問において、同園が所在する西部地区には子育て支援施策に関わる施設が多くあること、また、同園の周辺地域は町内で最も高齢化率が高く、高齢者支援を行う施設として活用することも含め、地域住民の皆様の意見も参考に検討していきたいと答弁したところです。

こうした答弁内容を踏まえて、同園の大枠での活用方針などについて協議を行う関係課による会議を令和2年度に開催しました。

その協議の結果、同園の周辺住民からは、高齢者支援を行う施設を望む声が多いと思われること、高齢者支援を行う施設を設置する場合、財政面において国等からの支援が期待できるという理由から、同園の大枠での活用方針を高齢者支援を行うことを目的とした施設と決定しました。

同園の具体的な活用方針などについては、この活用方針のもと、今後設置する検討委員会に

おいて検討を行ってまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 高齢者施設ということですね。非常にもったいない土地ですので、一等地ですね、うまく活用していただきたいと思います。

それでは、役場周辺の土地利用計画に入りたいと思います。

以前役場北側の公園付近に3階建ての立体駐車場が建設されるような話を耳にしたことがございます。その後、話はどうなったのでしょうか。私が思いますには、お金も相当かかるでしょうし、毎日のことです、使い勝手もよくないように思われます。この計画について進展はあったのか、現在の状況についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

令和元年6月6日の議会全員協議会で防災センターの概要について基本設計を基に説明をさせていただきましたが、その際にお示しした完成予想図に立体駐車場を描いておりました。

防災センターの建設により、役場北側の駐車場面積が狭くなるため、立体駐車場を含め検討していたためです。

しかし、役場敷地の用途地域では、立体駐車場として整備できる面積と階層に制限があり、十分な駐車台数を見込むことができないことや、多額の費用も要することから、現在は役場北側には立体駐車場ではなく、屋根付の公用車駐車場と災害時にも利用しやすい平面駐車場を整備する方向で検討しているところでございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 公用車の駐車場ですね。はい。この場所に立体駐車場ができてしまえば、駐車場以外に何の応用もできません。議会初日の議員連絡会で役場の大規模改修について説明がありました。私は、基本的には建て替えたほうがよいと常々考えておりました。そういう観点から考えれば、この場所は防災センターにも隣接しており、ベストポジションではないかと思えます。建て替えは別として、今のところ、今は駐車場ということを考えている。将来的な計画はありますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） ただいまお答えしましたが、役場北側の用地については、今のところ公用車の駐車場と平面駐車場ということで今のところ検討を進めているところです。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） それでは、今度は町民グラウンドの活用法についてお尋ねします。

まず、コロナ禍の中ではございますが、駐車場を撤去してグラウンドに戻してほしいとか、苦情とかが役場のほうには現在来てますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 昨年の5月から仮設駐車場として利用するため町民グラウンドの多目的広場の利用を停止させていただいておりますが、利用者などからそのような意見は伺っておりません。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 現在町民グラウンドは、職員の皆様方や役場関係の車両の駐車場になっております。非常によく機能していると思います。役場庁舎前の駐車場がスムーズになり、利用される町民の皆様方も以前よりさらに利便性がよくなったと感じておられるのではないのでしょうか。

以前は消防団の式典やスポーツ施設として利用されるなど重要な役割を果たしてきました。北側の野球用グラウンドを含めた2.7ヘクタールという広大な土地は、貴重な菊陽町の財産です。菊陽中部小学校建設時には仮設校舎としても活用されました。熊本地震の際は、支援活動や車中泊の場所としてなど防災拠点として大きな役割を果たし、防災面からの貢献は既に実証されております。町民の皆様方からも苦情が届いていないのであれば、町民グラウンドを現行のまま駐車場として活用していくのがベストではないかと思えます。

先ほど質問しましたが、荒牧課長からも答弁がございましたね。公共用地を活用すると、中学校が足らん場合はですね。中学校が手狭になった場合や校舎や施設の運動場としても活用できます。また、将来において役場庁舎の建て替えや大規模改修を想定した場合、この2.7ヘクタールの土地は大きな意味を持つと考えられます。仮設校舎や仮設庁舎にも活用できます。確かに町民グラウンドの必要性はあるかとは思いますが、できれば現行のまま駐車場として活用し、将来的に最適な土地利用計画を策定していただくという選択肢もあると考えます。町の考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

現在役場西側の町民総合運動場の多目的広場につきましては、阪本議員がおっしゃるとおり、職員及び来庁者並びに公用車の仮設駐車場として利用しております。また、そのほかにも、野球場及びソフトボール場の利用者、中学校や保育園などイベント時の駐車場としても御利用いただいております。

現時点におきましては、仮称防災センターの建設関連事業に伴い、令和4年3月まで多目的広場の利用を停止しておりますが、今後役場敷地内の外構工事や役場庁舎の本館、別館の大規模改修工事を予定していることから、現時点においては令和8年度までは継続して仮設駐車場として利用する予定としておるところでございます。

本来でありましたら、庁舎改修事業の完了後に町民総合運動場の多目的広場として利用を始めるべきところですが、仮設駐車場の整備前におきましても、来庁者や職員の増加などによりまして役場駐車場が不足することが多く、加えて町民総合運動場の駐車場も兼ねてい

たことから、役場駐車場が慢性的に不足する状況でございました。

また、多目的広場は、平成28年熊本地震におきまして多くの車中泊避難者を受け入れております。今後大規模災害が発生した際にも、車中泊スペースなどとして活用することが可能となります。

このようなことから、庁舎改修事業完了後におきましても、引き続き多目的広場を仮設駐車場として活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ずっとそのまましばらくはあそこを活用するということですね。政治というのは、10年、20年先まで考えていかなければならないと思います。将来的にどうしても町民グラウンドが必要となった場合は、役場からすぐ東の久保田台地や空港線から交通の便利な白水台地あたりに移設するという選択肢も視野に入れていくべきだと思います。もちろん農地法や用地買収などソフト、ハード両面でクリアしなければならない問題も多々出てくるとは考えられます。マスタープランでは、菊陽南小学校区と菊陽中部小学校区の将来都市構想図には、土地利用検討ゾーンが設けてあります。将来的にどう考えておられるのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。

御質問にお答えします。

将来的にどうしても町民グラウンドの整備が必要となった場合は、総合計画や都市計画マスタープラン等に基づき、そのほかの公共施設の整備も含めた中で、優先順位や交通の利便性等様々な角度から検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 役場周辺、本当に貴重な町の財産でございます。いろいろ活用法を考えられて、町民のためになるような活用法、政策をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

防犯カメラ設置事業についてでございます。

今年度も当初予算に大津地区防犯協会負担金、防犯カメラ設置事業分として500万円が計上されております。広報きくようにも7月号に防犯カメラ設置希望事業者の募集が記載してありました。この事業は、子どもたちの登下校や防犯の面から考えて、今後大いに進めていく事業だと感じます。昨年までは希望者が少なかったということですが、今年度の申請期限は8月31日になっております。集計はできていると思いますが、現在の状況についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

防犯カメラ設置事業は、大津警察署の管轄である本町と大津町、西原村と大津地区防犯協会連合会、大津警察署とで、地域住民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりを実現するために防犯カメラの設置促進を協力して行うことを目的として令和元年度から始めました。

事業は、大津警察署管内の事業者などが防犯対策として設置する防犯カメラの設置費用に対して50万円を限度として補助するもので、菊陽町内に設置されたものについては、菊陽町が補助金の全額を負担しています。

これまでの本町での実績としては、令和元年度に7台が設置され、令和2年度は5台が設置されています。

阪本議員からもありましたように、今年度も広報きくよう7月号で防犯カメラ設置希望事業者を募集しました。

御質問のありました現在の状況ですが、申請期限の8月31日までに自治会や事業者などから20件の申請がありました。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） その申請者の中から、誰がどういう選考基準で何を根拠に選考を行うのですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今後町から事業実施主体である大津地区防犯協会連合会へ申請書類を提出し、大津地区防犯協会連合会で審査することになります。

審査は、大津地区防犯協会連合会防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に基づき行われ、補助要件として定められた、設置する防犯カメラが街頭犯罪発生抑止や子ども、女性及び高齢者をはじめとした住民の安全を守るため継続的に設置されるものであるか、主に公道を撮影するものであるか、私有財産や公有財産の管理目的でないことなどといったことを満たしているかについて、申請ごとに審査が行われることになります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。

今年度カメラ設置に対する見積額の状況はどのような状況ですか。

また、過去に設置された防犯カメラの確認ですが、場所とか価格に見合った商品なのかなど、検証はされておりますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今年度分は、現在のところ設置希望事業者を募った段階であり、これから設置事業者と大津地区防犯協会連合会とが事前協議を行う中で、防犯カメラ設置に係る見積書の提出となるため、昨年度までの実績でお答えしますと、防犯カメラ設置費用の平均額は、令和元年度が1件



当たり46万2,000円、令和2年度が47万6,000円となっています。

また、確認関係ですけれども、防犯カメラは、街頭犯罪の発生抑止や住民の安全を守るといった設置目的を満たすことが必要であり、大津地区防犯協会連合会が設置場所、カメラの性能から適正な価格であるかなどの審査を行って設置されています。

町としましても、防犯カメラが設置された後に、設置場所とどのような製品が設置されているかしっかりと確認しております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 1年目が46万円ですか、2年目が47万円ですかね。それでは、防犯上、固有名詞は出せませんが、町の施設に設置されてある防犯カメラの価格についてですが、大体どれくらいか分かりますか。大体でいいです。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） すいません。役場のほうは、警備員さんが入ってるのでカメラはついておりませんので役場のことは分かりませんが、ただ光の森町民センターなどにおきましては、警備業務委託ということで、警備業務とカメラを併せてしておりますので、すいません、単純に防犯カメラが幾らであるかということについては把握しておりません。そのトータルを含めての警備業務委託というところで今されていらっしゃると思います。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 私の地区の方も申請されました。中部小学校の通学路です。見積額が49万5,000円ということでした。広報きくようにも7月号には最高50万円まで助成すると掲載してあります。最高50万円であれば、やはりその金額に近い見積額が増えるのは当然だと思います。当初予算が500万円です。その中で10台と限定せずに、500万円が予算の中で必要ならより多くのカメラが設置できるよう、大津地区防犯協会とも協議し、現行制度がより効果的に機能するようなシステムづくりにも取り組んでいくべきだと思います。これは質問ではございません。私の意見です。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問に入ります。

3月議会で消防団員報酬アップについて質問しております。そのときは、今後広域連合を構成する2市2町の会合がありますので、その中で消防団員報酬等の改定について提案して協議していくという後藤町長の答弁がございました。提案はなされたのか、その後の進捗状況についてもお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

消防団員の報酬等の改定については、後藤町長から菊池広域連合での会合の場などで管内の首長へ提案をしております。

進捗状況についてですが、具体的な検討は、菊池広域連合管内の2市2町の事務レベルで協議を進めることとしており、7月26日にそれぞれの消防担当課長と消防主任が集まり協議を行

いました。そこでは、県から通知があった消防団員の処遇の改善等の内容確認などを行いました  
ましたが、2市2町それぞれが報酬の増額については必要との共通した見解でありました。

引き続き、具体的な報酬の金額などについて協議を進めることとしており、次回は9月下旬  
の開催を予定しております。

町としては、令和4年4月1日からの報酬改定を目指し、協議を進めてまいります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 大分進展しているようですね。消防幹部の方からもそれぞれ要望があつて  
おります。どうか来年の4月から改正ということで頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 皆さんおはようございます。

大久保輝、一般質問を行います。

今回の一般質問につきまして、多くの方から傍聴したいというお声をいただいております  
けれども、本定例会での傍聴はできませんので、後日YouTubeで御覧いただく皆様にはここ  
でお礼を申し述べておきたいと思っております。ありがとうございます。

本日の質問は2項目、新型コロナウイルス関連についてと菊陽町総合計画についてです。

まず、新型コロナウイルスに関しまして、行政の皆様におかれましては様々な対応やワクチ  
ンの接種事業など大変な業務量になってるんじゃないかというふうに思います。この件について  
心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、昨年1月16日に日本国内で新型コロナウイルスの感染が確認され、当時ほどの程度の  
危険なウイルスであるのか不透明でありましたし、それから世間は未知のウイルスへの恐怖か  
らパンデミックの様相を呈していきました。そして、それから1年半以上が経過し、様々なこ  
とが分かってきていると思います。

そうした中、私は、現在の状況はパンデミックというよりもインフォデミックと言える状況  
になってしまっているのではないかというふうに思っております。例えば季節性インフルエンザ  
は1シーズンで1,000万人を超える方が感染し、令和元年の死亡者は3,575人、間接死を含めると  
1万人とも言われています。また、肺炎による死亡者は、令和元年で9万5,518人、こうい  
ったことも緊急事態と言えるようなところに値するような気もしますが、毎日のように新型コロ

ナウイルスについてのみ、本日の感染者数は何人でしたという発表と報道から、今は新型コロナウイルスに感染し、その病状が悪化する恐怖もありますけども、それ以上に感染したことそのものが悪いことであるかのような社会の雰囲気、その結果受ける差別や偏見を恐れている方も多いのではないかと感じております。

このような状況の中、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、自粛が続く生活の中、閉店を告げる飲食店などのシャッターの貼り紙が増え、世の中の様々な大会やイベントが中止を余儀なくされています。私たちの日常から当たり前が失われました。

もちろん命を、医療を守ることの大切さを疑う余地はありません。ただ、今現在のコロナ対策も、また誰かへの大きな痛みを伴っています。だからこそ正しい情報とデータに基づき行動しなければならないというふうに思っております。もうこのコロナ禍が収束しなければ、収束させなければ影響を受けている方々の今後はどうなるのか。そして、特に中小零細企業は、既にコロナ禍が原因による廃業や、中には倒産されたところもございます。また、現在もぎりぎりの状態になっているところも少なくありません。このような方々の悲痛な声をいただいております。経済も人の命とつながっています。

このコロナ禍がどうすれば収束していくのか。当初はワクチンの接種が進めば集団免疫を獲得できるといった話もあったように思いますが、現在接種が進んでいるワクチンは、発症や重症化は予防されるようですが、感染そのものを予防するものではないというふうに言われております。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、9月3日の提言の中で、希望者全ての接種が終わっても集団免疫の獲得は困難と記したとの報道がされております。

新型コロナウイルスは新型インフルエンザ等対策特別措置法により指定感染症2類相当、1類扱いとなっております。2類は結核やSARS、1類はエボラ出血熱やペストがこれに該当しますが、私は新型コロナウイルスがエボラ出血熱のような感染後の致死率60%とも80%とも言われるウイルスと同じような扱いになっていることが問題であると考えております。

先日、感染症法上の位置づけをどうするのか考えなくてはいけないという厚生労働大臣の発言が報道されました。これは、5類へ変更されることが検討されているといった内容でしたので、これが早急になされることを希望しております。これこそが新型コロナウイルスの収束、そしてインフォデミックの収束へとつながるものと思っております。

このようなことを踏まえて、新型コロナウイルス関連の質問をさせていただきます。また、菊陽町の総合計画についても、以前から質問をさせていただいている項目もありますが、その経過確認なども含めて質問をさせていただきたいと思っております。

質問は、質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まず、1つ目の質問です。

新型コロナウイルス関連について。

菊陽町のホームページに新型コロナウイルス感染者発生状況が掲載されております。項目に

陽性確定日とあるが、何をもって陽性確定となっているのかということについて、まずはお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

町ホームページに掲載している新型コロナウイルス感染者発生状況は、県が公表している県内の感染者発生状況のうち、菊陽町居住者分を抜粋して掲載しております。

掲載情報の項目に陽性確定日を掲載しておりますが、この陽性確定日は、発熱等の症状のある方が診療した医師の判断に基づき実施されたPCR検査等で陽性判定となった場合、または保健所から濃厚接触者等に特定された方に実施されるPCR検査等で陽性判定となった場合に確定診断となり、県から公表されております。

なお、町ホームページ掲載の目的は、町内の発生状況を速やかに発信し、今後の感染予防対策に注意喚起のために行っているものであります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） では、続きまして、2番目の菊陽町において陽性者と感染者をどのように認識しているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

陽性者は、PCR検査等で新型コロナウイルスが検出され、陽性反応があった人で、県からの公表をもって確認しております。

一方、感染とは、ウイルスが細胞内に入ることを意味しているとされており、感染者は、発熱、せき、倦怠感などの有症状者や無症状病原体保有者がいます。

町としては、県が公表した情報を基に感染拡大を最小限に抑えるため、保健所や関係部署と連携して感染対策の徹底に努めております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） そうすると、先ほどPCRの検査で陽性が確定したということでの、ホームページのほうに掲載してるということになってるかと思えますけども、そもそもPCR検査が陽性イコールこれは感染であるというところの認識なんですか。すいません、ちょっとその辺がよく分からなかったので、もう一度お願いできればと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

陽性者とは、先ほどから申し上げましたとおり県の公表により陽性者のほうを確認しているというふうな状況です。

陽性者イコール感染者なのかという御質問だと思いますが、そこにつきましては、陽性者イ

コール感染者とは認識しておりません。しかしながら、この事務事業を現段階で感染症法上で実施されるのは、都道府県がやるというふうになっておりますので、町のほうでは陽性者の情報は県から得ることができますが、その方が感染者であるかというところは確認できない状況でございます。ただし、陽性者が出た以上は、この方が感染をされて、周りの方に新型コロナウイルスを感染させるおそれがあるということで町のほうは認識しておりますので、陽性者が出た場合には町民の皆様にも速やかに発信して注意を促すというふうなところで現在行っているところでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まずは、PCR検査の陽性者が、イコール感染者じゃないというところの認識については確認させていただきました。その上で、私がなぜこのような質問をさせていただいているのかといいますと、ホームページにはあくまで感染者情報ということで書いてあるわけなんですよね。ただ、陽性者イコール感染者ではないということで今答弁いただきました。私もそのとおりだというふうに思っておりますし、だからこそこの質問をしておりますけれども、なので、タイトルに感染者ということで書いてる、しかし、それが陽性確定日と書いてありますけれども、イコール感染者ではないと認識をされてると。ここにホームページに書いてあるとこの矛盾があるなというふうに私は思ったのでこの質問をさせていただいております。正しくは、あくまでもこれは陽性者であるということであるかと思っておりますので、ここについてホームページ上、何で私はそこを申し上げるのかと言いますと、冒頭申し上げましたとおり、感染者というだけで、やはり社会から見られる目というのが非常に厳しいものがあるのかというふうに思っておりますので、そこは明確に変えるべきじゃないかという思いがあってお尋ねさせていただきました。こちらのホームページ、これは変更、なかなか国や県がそのように言っているということでもありますから、町がこれを書き換えるのは難しいかもしれませんが、私はこれができるのかどうかということをお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） ただいまの御提案いただきました件については、議員がおっしゃるように、県のホームページの公表上も感染者情報というふうな形で出ているかと思っております。正しくは、その陽性者が全員感染者になっているのか、そこは分からない状況ではありますけれども、繰り返しになりますが、町ではその情報は分かりませんので、やはり県が公表している内容に準じて町のほうは現在のところはすべきかなというふうに感じております。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは毎日県のほうから感染状況というのが、いわゆるPCR検査をした結果というのが私のほうに連絡が来ますけれども、最近デルタ株が流行し出してからは、家族内で、今まで大人の方が感染されて子どもさんまでに及んでいくということはそんなにはなかったんですけども、最近は家族の誰かが感染したら、例えば保育園児が感染しても親に感染し

ていくというなのが出てますので、その辺については、やはりこのコロナウイルスに感染する人が出ないように、できるだけ最小限に抑えていくためには、こういった対応はきちんとしていかなければならないと考えておりますので、その辺申し添えておきます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すいません。今感染というところの話がありましたけど、それも全て、今言いましたようにPCRの検査の陽性イコール感染かどうかという、これはまた別だというふうに私は思っておりますし、陽性者がイコール全て別の方に感染させる能力を持っているのかどうかと、これはまた別の問題ではないかというふうに思っております。そこは、いろいろと、私はそれほど詳しくありませんのでこれ以上申しませんが、そのような認識を私は持っております。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの効果について、町はどのように認識してるのかということに関して、こちらをお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

国内では、現在ファイザー社、武田／モデルナ社、アストラゼネカ社製の新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されており、予防接種法における接種の対象となっています。

菊陽町民が接種されているワクチンは、町が実施している住民接種で使用するファイザー社製ワクチン、職域接種、県民広域接種センターで使用する武田／モデルナ社製ワクチン、新たに9月から県が実施するアストラゼネカ社製ワクチン接種センターでのワクチンになります。

厚生労働省によると、国内で接種されているワクチンは、いずれのワクチンも国内での薬事承認前に海外で発症予防効果を確認するための臨床試験が実施されており、ファイザー社製ワクチンでは約95%、武田／モデルナ社製ワクチンでは約94%、アストラゼネカ社製ワクチンでは約70%の発症予防効果が確認されています。

いずれのワクチンも、感染症の発症を予防する高い効果があり、重症化を予防する効果が期待されています。

町としては、ワクチンの効果については、感染症の発症や重症化を予防する効果が確認されていますので、できるだけ多くの町民に接種していただくよう周知しております。

また、接種が完了された方におかれても、感染予防効果が100%でないことを踏まえ、接種後も引き続き感染予防対策を継続することが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 今ワクチンの効果についてというところで、95%ぐらいの効果があるということでおっしゃったと思いますけども、この95%はどのような計算になっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えします。

この数値でございますが、これについては、厚労省のホームページ等に掲載されている数値から今申し上げたところでございますので、詳しい中身は専門的なことだと思います。私のほうでは分からない状況にあります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） この95%というのにつきましては、このファイザー社製の、これは説明書というんでしょうか、こちらに書いてありますけれども、治験において1万8,198接種した方のうち8名の方が感染が確認されました。プラセボ、いわゆるダミー1万8,325人接種し、162人が感染しましたという結果になっております。この162から8を引いたところから162で割ると95%になるというところになっております。これでいくと、要は感染率は接種して0.04%、接種しなかった場合は0.88%という数字になります。いずれにしても、99%以上が感染しないというところになるのかなあという数字になっております。

また、今部長のほうから答弁いただきました完全に予防するものではないということであったかというふうに思いますけれども、それで最終的に集団免疫は取れないということになっていったかというふうに思います。

あくまでも特例承認されてるワクチンですから、まだ不明確なところもあるのではないかとこのように私は思っているところであります。

では、4番目の質問に移らせていただきます。

年齢別感染者数、重症化率、死亡率を示せというふうになっております。こちらについてお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

8月31日までに公表された全国の累計感染者数は約144万4,000人で、年齢別の内訳として、60歳以上が22万9,000人、40歳から50歳代が40万5,000人、30歳代が23万6,000人、20歳代が36万4,000人、10歳代以下が17万9,000人というふうに公表されております。

感染確認者数約144万4,000人のうち、死亡者については約1万6,000人、重症者については、全療養者数約21万6,000人のうち、重症患者が約2,000人で、割合にしていずれの割合も約1%程度となっております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すみません。新しい数字でおっしゃっていただいているかと思いますが、私も厚労省のホームページから8月25日の18時時点での全国の速報値を持ってきております。ここで感染と言ってますけど陽性者ですね、が約132万人ほどですけども、死亡者数を見ていきたいと思っております。こちらが、10歳未満はゼロ人です。10代ゼロ人、20代が13人、30代41人、40代133人というふうに増えていくわけでありまして。なお、この死亡者数については、

これは令和2年6月18日付の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の事務連絡についてです。これによると、新型コロナウイルス感染症患者が死亡したときについては厳密な死因を問いません。新型コロナウイルス感染症の陽性者であって入院中や療養中に亡くなった方については、都道府県等において公表するとともに厚生労働省への報告を行うようお願いいたしますとなっております。つまり、先ほど申しあげました速報値の死亡者数なども、これはあくまで陽性者で死亡した方であり、新型コロナウイルスが原因による死亡なのかということは、全てがそうではないのではないかとこのように私は思っております。

続きまして、新型コロナウイルスワクチンの副反応についての状況を示せというところで

す。こちら、そのままお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

国内の副反応疑い事例については、8月25日に開催された国のワクチン分科会副反応検討部会の報告によりますと、医療従事者を含む一般接種、本年2月17日から8月8日までの集計で、ファイザー社製、武田／モデルナ社製ワクチンを合わせた推定接種回数約1億290万回接種のうち、アナフィラキシー疑いとして2,371件報告されておりますが、ほとんどの事例で回復したことが判明しているとされております。

また、死亡報告された事例数は1,002件報告されております。このうち9割以上が65歳以上高齢者であります。基礎疾患等の悪化により死亡したと考えられる事例もあり、ワクチンとの因果関係が示されたものではないというふうにされております。

本町においては、8月から12歳以上の接種も実施しておりますが、ワクチン接種後における重大な副反応の報告は現在のところまで上がっておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 私も同じ8月25日付の厚生労働省からのものを確認しております。今おっしゃったのが、恐らく8月8日までの分だというふうに思います。それから、8月20日までの医療機関または製造販売業者から死亡として報告された事例もプラスすると1,093件というふうになるかと思えます。このワクチン、今部長もおっしゃったように、死亡者について1,093件ということで私申しあげましたが、これは因果関係で確実に認められないものが5件、あとは評価できていないということです。残りは全て情報不足等によりワクチンと死亡の因果関係が評価できないとされております。

ちなみに厚生労働省のホームページによりますと、平成28年シーズンのインフルエンザ予防接種において接種後に報告された死亡事例が記載されておりました。推定接種者数約5,284万回において10例というところになっております。これと比べると大分多いなというふうに思うところです。



また、この8月20日での死亡例1,093件ですけれども、今部長もおっしゃったように、確かに高齢者の方が多いです。ですから、接種した後で、これは当然天寿を全うされた方も多くいらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、年齢により、ただ、これは自然死だろうという考え方もできるかもしれませんので、接種後何日間で死亡に至っているのかということ、これを全部数えて表にした方がいらっしゃいます。これで、読み上げますと、死亡例1,093件のうち1,087件についてを数値化しておりますけれども、接種当日に亡くなられた方が65人、1日目201人、2日目128人、3日目102人、4日目71人、5日目55人、6日目45人、7日目44人、それ以降は30人、20人とずっと減っていきます。この接種後翌日が一番多く、あとはだんだんと少なくなっていくまして、棒グラフでこのようにして表すと右肩下がりということになります。因果関係自体は認められていませんけれども、これもまた事実なのかなというふうに思うところでは。

また、私も、もう周りでもワクチン接種後の副反応の中、接種後数日間は仕事ができないくらい体調が悪くなったという話を何件か聞いております。何かワクチンを接種することでかなりの副反応が発生しているようにも思いますが、ここまで体調不良となっちゃうと、私もワクチンを早急に接種することが必要なかと疑問に思っているところもあります。

そこで6番目の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種順番について、満12歳から18歳の予約受付が早く開始されたがなぜかという質問です。

これにつきましては、夏休みの期間を利用して接種を進めてもらいたいということだというふうに思います。これは、もう当然分かっております。これについては分かっておりますけれども、しかも定例会初日で12歳から18歳の接種状況及び予約状況も示していただきました。

私がお聞きしたいのは、これまで様々述べさせていただいたところをまとめさせていただきますと、日本において10代の方々の新型コロナウイルスによる死亡者は今のところおりません。重症者もごくごくまれでございます。ワクチンの副反応においては、特に若い方のほうが体調不良となる方が相当いらっしゃいます。そして、因果関係がはっきりしていませんけれども、今お示したような死亡事例の報告がっております。

そもそもは集団免疫の獲得といったことが言われておりましたが、これはもう政府分科会のほうは難しいということでおっしゃっております。こういったことを踏まえて、10代、特に12歳から18歳の子どもたちに急いでワクチン接種を促す必要があるのかということを考えております。また、子どもあるいはその保護者の方々がどれだけこのようなことを理解して接種に臨まれているのか私は分かりません。こちらについての町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

満12歳から18歳の予約の理由につきましては、今大久保議員がおっしゃられたとおり、夏休

み期間中を利用してというふうな思いで町のほうも実施しております。それを含めまして、答弁のほうはさせていただきたいと思います。

質問にお答えいたします。

ファイザー社製ワクチンの対象年齢が令和3年6月に満12歳以上に拡大されたことに伴い、本町においても18歳から満12歳の児童・生徒を対象に、国が定めるワクチン優先接種の基礎疾患を有する方の次に予約受付を行っております。

町内の陽性者においても、10歳代以下の感染が増えている状況にあるため、あくまでも接種を希望される方に夏休み期間中を利用して接種の機会が確保できるよう予約を開始しております。

また、ワクチンを早期に接種することによって、部活動、学校行事、受験など安心して学校生活を送ることができるように御案内しているところでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 子どもさん方も感染が広がっているというようなことだというふうに思いますけども、ただ、今申し上げましたとおり、感染はするかもしれませんが、あるいは陽性というところの判定、これはどちらか私は分かりませんが、ただし、今までの住民においては亡くなった方は一人もいないということは、これは事実であります、10代においては。しかしながら、ワクチンにおいて亡くなっている方はいらっしゃる、これは因果関係は分かりませんが、そういう報告事例があるということであるかというふうに思います。そういったことも踏まえて、子ども世代にワクチン接種を、あくまでも部長は希望者というふうにおっしゃいましたけども、これは先に設定したことによって急がせてることになるんじゃないかなというふうに思いましたので、私はこのような形での質問をさせていただきました。

私は、もろもろ申し上げましたけども、特に御高齢の方に関してはワクチンの接種は、これはもうしたほうがいいんじゃないかと私も思っておりますし、ワクチン接種そのものを否定する考えではありませんが、子どもたちへのワクチン接種においては、これは少し慎重に考えたほうがいいのかという思いからこのような質問をさせていただいております。既に接種を開始してありますし、これを今さら変更するということは、多分これはできないだろうというふうに思います。がしかし、このワクチン接種に対するリスクというものも、きちんとこれは告知いただきたいというふうに思いますが、これについては、もちろん最終的には、部長がおっしゃいました本人の希望ということであるかと思いますが、ここについて、そういった何か表示というか、工夫ができないのかということに関してお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員もおっしゃいましたように、あくまでも町のほうとしましては、子どもさんについても本人の希望、そして保護者の同意を求めています。それと、接種会場へ保護者の同伴で行っていただくように、菊池郡市医師会のほうから申入れがございましたので、本町の12歳

から18歳の接種の方につきましても、母子手帳の持参、それから本人の同意、そして保護者の同意と保護者の同伴というような形で求めていますので、確実に希望される方が受けているというふうには考えております。

副反応等の周知につきましては、接種券をお送りした際に副反応についての案内チラシ等は全部入れておりますので、国が示すというようなものをそのまま入れておりますが、特段町で工夫して副反応等に関して、それからワクチンの効果等に関して町が独自にとりものはございませんが、国が示すとおりで周知はしておりますので、そこを加味したところで保護者のほうで御判断をいただいて希望していただいているというふうに町としては捉えております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） なかなかこれについては難しいかと思いましたが、御質問させていただきました。

次の項目に移ります。

ワクチンは、今おっしゃったように任意接種であります。接種する子ども、あるいは接種しない子どものどちらにも差別やいじめが起きないように学校では指導などを行われているかについてになります。

こちらについては、実際子どもでなくても、私の周りにも会社で接種をもう強制されているとか、強制まではされていないが強く推奨され、周りからは接種しないと会社にいられない雰囲気があるといった話もお聞きしているところであります。

このような社会の雰囲気は子どもたちにもあるのではないかと思います。自身や家族の判断で接種しない、あるいは様々な事情により接種できないといったお子さんもいらっしゃるかというふうに思います。このようなことが差別やいじめにつながらないかを危惧しているところですが、この点についていかがかということでお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

各学校では、人権教育の推進を学校経営の基盤に据え、いじめやあらゆる差別を許さない児童・生徒を育成するために、発達段階に応じた指導をしっかりと行っています。

議員御質問の新型コロナワクチン接種に伴ういじめや差別につきましては、本年6月に文部科学省から通知が出されており、ワクチン接種は任意であり、受ける・受けないによって差別やいじめが起きることがないように指導することと示されています。それを受けまして、菊陽町教育委員会からも、各学校に同様の趣旨での通知を発出しております。

なお、本町での満12歳以上のワクチン接種が夏季休業中に開始されましたので、8月の校長会議で改めて指導の徹底を図っていただくように周知したところでございます。特に教職員がワクチン接種の是非についての個人の見解を強調したり、安易に児童・生徒に接種の有無を確認したりすることのないようお願いしているところでございます。

今後も常に正しい情報に基づき、いじめやあらゆる差別を許さない実践的な行動力を持った

児童・生徒の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。

ただいまの答弁をお聞きして安心しました。こういったことによる差別や偏見は、コロナウイルスに感染せずとも、このコロナウイルスの被害者と言えることになるかというふうに思いますんで、そういうようなことが学校では起きないだろうなというふうに思いました。ありがとうございました。

それでは、菊陽町総合計画についての質問に移らせていただきます。

まず、総合計画について製本されたものをまだいただいておりませんがなぜでしょうかという質問についてですが、こちらについては、町のホームページにはもう記載されてらっしゃるというふうに思います。私も見ておりますけれども、校區別計画は文書のみで素案としていただいた図が入っておらず分かりにくいのかなというふうに思っております。

それこそ総合計画につきましては、私は平成27年6月、私が議員として初めて臨んだ定例会で真っ先に一般質問で取り上げさせていただいた、これも総合計画についてというところでございます。その際には、目標に対しての達成をどう評価するのかといったことを質問しておりましたが、今回の総合計画には、成果指標も示してありますし、すばらしい計画が立案されているものというふうに思っております。今後はこの示された成果指標に対してどのようになったのかということも評価がなされていくということだろうというふうに思いますし、私もそのような目で見なければならぬというふうに思っております。

計画策定の趣旨に、町の最上位となる総合的なまちづくりの計画として策定というふうになされております。同時期に策定されたと思いますけど、都市計画マスタープランは製本されたものをいただいておりますけども、総合計画についても速やかにきちんと製本されたもので示されるのかなというふうに思っておりますが、大分時間が過ぎておりますので、これが通常何かあって遅れてるのかというところでお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

第6期菊陽町総合計画は、本町のさらなる飛躍と発展を実現していくための町の最上位となる総合的なまちづくりの計画です。

現在デザイン、レイアウト、校區別図等について調整をしており、9月末までには皆様にお渡しできるよう進めているところです。大変お待たせしておりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） では、次の質問に移ります。

2番、素案の校區別計画によると、すいません、素案と呼ばさせていただきます、道路整備及び道路環境の改善が全ての校区に記されているが、今後の見込みはどうかというところについて、あと3番の総合体育館の建設が進み、仮称第二原水工業団地に工場等を建設する計画であるが、今後の渋滞緩和策をどのように考えるかということに関しては、2番と3番まとめて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えします。

今後も総合体育館の建設や誘致企業等の建設が進む本町におきまして、渋滞緩和は大きな課題であり、今後の渋滞緩和策をどのように考えるかについては、ハード面とソフト面の両面から考えております。

ハード面・道路整備関係については、本町ではこれまで将来の都市化を見据えた道路網の整備に取り組んできており、計画に沿って整備を進めてまいりました。そのような中、交通渋滞緩和については、今後も幹線道路整備に計画的に取り組み、町内を縦横断する道路網の形成が必要であると考えております。

まず、町の南北を縦断する幹線道路として、菊陽空港線延伸道路の整備を行うことにより、仮称第二原水工業団地周辺道路の交通渋滞は大きく改善されると考えております。

次に、町の東西を横断する幹線道路としては、杉並木公園線を延伸する構想を持っております。杉並木公園線については、現在新山区の新山公園前の交差点を起点とし、町立図書館前交差点を終点としております。

町としては、この路線を、東の菊陽空港線延伸道路を通過し、さらに町道南方大人足線まで延伸することにより、原水東部地区から光の森方面へ向かう利便性が向上されるとともに、セミコンテクノパーク方面へのアクセス性の向上が図られ、今後の渋滞緩和対策に寄与するものと考えております。

なお、杉並木公園線の事業時期については、菊陽空港線延伸道路の早期供用開始に向けての作業を進めていく中で、その進捗を見ながら検討に入りたいと考えております。

次に、ソフト面については、総合政策課でお答えします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 今後の渋滞緩和をどのように考えるかについて、ソフト面につきましては総合政策課からお答えします。

本町では、本年4月30日に後藤町長をはじめ合志市長、大津町長の連名で熊本県に対し、菊池南部地域の将来の望ましい地域交通体系の実現と渋滞緩和に向けた県と3市町による研究協議会の設置について要望を行いました。

この要望を受け、県が事務局となり、菊池南部総合交通研究会が設置され、7月に第1回目の研究会が開催されたところです。

また、県と3市町に加え、県警、関係公共交通機関及び関係企業を含めた菊池南部地域交通

混雑等対策検討会も毎年開催され、地域の交通渋滞の課題をはじめ、セミコン通勤バスの運行や各企業の時差出勤などの対策、県及び3市町の道路整備状況などについて情報の共有が図られております。

本町としましては、これらの研究会や検討会を通じて、関係機関としっかりと連携を図りながら、引き続き今後の渋滞緩和に向けて対策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 今杉並木公園線の延伸についてというところで答弁いただきましたけれども、これは私、令和元年12月の定例会でもこの件をたしか質問させていただいておりますが、菊陽空港線の延伸事業の進捗状況を見ながら検討に入りたいということは、今現在まだ、すいません、よく分かりにくかったんですけど、検討してないということなんですか。これから検討するということなんですか。ちょっとその辺明確にお願いできればと。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 先ほどもお答えしましたけれども、杉並木公園線につきましては、まだ、菊陽空港線の延伸道路がございまして、こちらのほうの空港線と平面交差になる計画というか、構想を持っております。ですので、まだ検討には入っておりません。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） それこそ総合体育館の建設も進んでいるわけですし、仮称第二原水工業団地も、こちらも進んでいってるような状況でありますので、これは早急に検討に入られたほうがいいんじゃないかなあというふうに思いますので、それだけお伝えさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

校区別計画の中で、武蔵ヶ丘小学校校区の再開発計画というのがあります。こちらは、平成29年9月の定例会で私が質問しておりますけど、オールドニュータウン再開発事業というところになるのかというふうに思いますが、内容についてはおおむね分かっておりますので、こちらの進捗状況についてをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

校区別計画に記載しております武蔵ヶ丘地区再開発とは、住宅団地の開発から40年以上が経過する武蔵ヶ丘地区において、あらゆる世代が快適に暮らせる町並みの再配置や医療・介護等の機能の充実、商業施設、文化施設、健康産業の整備など、新たな地区の再開発に取り組む構想です。

この構想は、町単独で実現できるものではなく、地域住民をはじめ、国や県、近隣自治体、大規模土地開発事業者、金融機関など多くの団体と連携し、長期的な視野に立って取り組んでいかなければならない事業です。

また、この構想を進めるに当たっては、地域住民の方々のお気持ちに寄り添っていくことが

大事だと考えております。

現段階においては、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、具体的な取組に至ってはおりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まだ具体的な取組に至ってないというところですね。はい、分かりました。

総合計画について、校區別計画ということが示されておりますけども、これはこれで分かりやすいというふうに思っておりますけども、武蔵ヶ丘北小学校校区、このあたりの武蔵ヶ丘地区再開発に関するこの辺の地域のことについて考えると、先ほど阪本俊浩議員も一般質問のほうで学童の件とかいろいろ質問されておられましたけども、児童数の偏りが激しくなってきたんじゃないかなというふうに思いますので、この辺は学校区についても見直す時期も来てるんじゃないかなあというふうに思いますが、ここはまだまだなかなか先に進んでないということでもありますけども、再開発計画も一応計画はされているわけですから、併せてというわけではありませんが、検討いただきたいなというふうに思うところがあります。

それでは、定住促進についてというところで質問させていただきます。

現在までの成果は、また今後の計画を示せというところについてですが、こちらについてお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

菊陽町定住促進補助金制度は、70名前後の児童数であった菊陽南小学校の児童数を確保し、ひいては南小学校区の活性化を図ることを目的として、平成25年度に制定したものであります。

その成果としまして、令和2年度までの8年間で、新築25件、出生を含む小学生以下の児童86名の転入や転居があり、ここ数年の児童数は80名台で推移しており、一定の成果があったと認識しております。

さらに、今年度に入り、集落内開発制度により開発された南小学校東側の14区画の宅地開発のうち、現在11戸の住宅が完成しており、小学生以下の児童22名が居住されております。

また、南部町民センター北側でも、11区画の宅地開発のうち、既に9戸の建築確認申請があつているところであります。

さらには、先ほど申し上げました南小学校東側の開発区域の隣接で、17区画と10区画の開発許可が済んでおり、今後造成工事に入る予定です。

これまで申し上げた4つの開発が行われると、全部で52戸の住宅が建築される予定であり、南小学校の児童数の確保につながると期待しているところであります。

今回の開発は、全てが曲手地区内になりますが、このことが呼び水になり、そのほかの地区

へ広がり期待し、集落内開発制度のさらなる誘導を推進し、引き続き南小学校の児童数の確保、地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） かなりの成果が出ているというところかというふうに思いますし、また今おっしゃられましたとおり、地域の活性化という部分においても非常によろしいのではないかとこのように思いますので、今後もさらなる積極的な取組をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 皆さんこんにちは。

議席番号1番の廣瀬でございます。

今回の質問で、書面の質問、これを合わせて今回が5回目になります。今日はたくさんの傍聴者を予定しておりましたが、傍聴自粛ということで、残念ではございますが、精いっぱい質問をしたいというふうに思っております。

今日の質問の内容は、老人クラブ連合会及び町の女性団体についてと、それと2点目が町所有バスの有効活用について、それから3番目で敬老会年齢についてということで質問をさせていただきます。

それでは、菊陽町老人クラブ連合会及び町女性団体について質問をいたします。

菊陽町において、高齢者の数も、平成2年の国勢調査以来、年々増加しており、令和3年7月末で8,962名となっています。将来予測においては、令和7年度には約1万700人と予測され、総人口に対する割合は約25%となっております。5人に1人以上が高齢者になるとされています。

なお、高齢者の定義については、皆さん御承知だと思いますけども、65歳から74歳までが前期高齢者、それから75歳以上が後期高齢者と言われております。

老人クラブにおいては、地域社会の中で健康、友愛、奉仕の3本柱を基本理念として、健康づくり、介護予防活動に取り組み、閉じ籠もりや孤立を防ぐ友愛活動、地域の安全・安心を守



る子どもの見守り活動等に貢献されています。

また、これからさらに進展する少子・高齢化社会の中で、活力ある地域社会を次世代へと引き継いでいくことを最重要課題として、日々の生活に生きがいを持てる住みやすいまちづくりに尽力をされています。

そういう中で、全国市町村においても、平成10年をピークにクラブ数、会員数は減少に転じている状況にあるため、平成26年度から5年間、全国的に展開された会員増強運動も目標数には届かず、全国全ての市町村で会員が減少する残念な結果に終わっております。

菊陽町においても、平成26年度には21クラブの会員数、979人いらっしゃいました。それが、30年度には16クラブの709人、うち個人会員が34名です。直近の令和3年初めには15クラブの501人にまで減少しています。平成26年度と比較しますと約半分の会員数になっております。また、老人クラブに限らず、自治会や婦人会、子ども会への加入も年々減少傾向にあります。人と人とのつながりがだんだんと希薄になり、核家族が進み、このまま手をこまねいていけば組織の継続も困難な状況になっていくことも考えられます。

菊陽町老人クラブ連合会会長は、会員の減少に大変危惧をされています。老人クラブに誰でも参加してみたいと思えるような雰囲気づくり、魅力ある老人クラブ活動づくりに取り組み、引き続き会員増強運動に尽力したいと言われております。

先ほど一部触れましたが、全国老人連合会のアンケート調査によると、老人会に加入しない理由として、1、人間関係が面倒くさい、老人クラブに加入しなくても趣味を生かす方法がある、3番目で老人クラブのネーミングがよくない、自分はまだ若く老人とは思わない、5番目で高齢になっても仕事がしたい、6番目で役員をさせられるのが嫌だといった内容が上げられています。アンケート調査を基に老人クラブを活性化し、会員を増やすためには何が必要なのだろうと考えるとき、老人クラブに任せっきりでなく、一番基本になる私たち町民、支え手、社会福祉協議会、行政のオール菊陽で取り組む問題であると考えています。そのためには、意見、アイデアなどを幅広く広聴する窓口の設置が必要であると思います。それを含めて、老人クラブ活性化検討委員会設置をお願いしたいというふうに思っています。このことについては、最後の質問にしたいというふうに思います。

それでは、1番目の質問です。

老人福祉センター、老人クラブ連合会の名称変更は検討しているのかについてお尋ねをします。

老人福祉センターは、もう事業開始から35年がたっております。当時の平均寿命は男性66歳、女性71歳だったものが、令和2年では男性82歳、女性88歳。当時から比べると、男性で16歳、女性で17歳寿命が延びています。単純に比較するわけにはいきませんが、現在70歳の人はまだ55歳か56歳に満たない年齢で働き盛りの年齢です。このようなことから、老人福祉センターの名称について、利用したいが周りの目が気になり二の足を踏むという声もたくさんあります。

また、単位老人クラブについては、菊陽町に現在15のクラブがありますが、14のクラブで老人の名称は使われていません。それぞれの地区に合った名称となっており、元気の出るようなクラブ名称が使われているところもあります。単位老人クラブを束ねる老人クラブ連合会については、福祉センターが老人という名称を使っている関係もあり、連合会としては変えにくいといった事情もあるように私は感じています。

私も老人クラブに入会していますが、老人クラブ発足時に老人の名称は使わない、斬新な名称にしようという提案し、わこなろクラブを立ち上げました。老人という名称に大きな抵抗を感じたからです。老人クラブというだけで、老人色に染まるような感じがします。そういう理由で、老人クラブに入会されない方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。日本の介護学の分析によると、老人クラブはネーミングに難あり、復活への一手は名称変更だと言われていています。今後ますます進展する高齢化社会に対応するに当たって、時代に合った名称を考える時期であると思います。老人福祉センター、クラブ連合会の名称変更について、町の考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） お答えします。

老人の名を冠している老人福祉センター及び老人クラブ連合会の名称変更に関しての御質問にお答えします。

老人福祉センターの名称は、老人福祉法で規定された名称であり、主に市町村が設置者となって条例や規則を定め、全国の自治体でも使用されている名称であり、名称変更の予定はございません。

一方、老人クラブ連合会では、正式名称とは別に、愛称を付したクラブが県外のクラブで多く見られます。名称変更につきましては、老人クラブ連合会の場合、単位老人クラブと個人会員で組織されているため、町の同意は必要なく、総会で決すれば変更可能と思われま

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これは、老人福祉センターにおいては、私ちょっと調べたところによりますと、これは滋賀県の栗東市、それから愛知県の一宮市、それと沖縄県の宜野湾市、ここにおいては名称変更されて、滋賀県の場合はなごやかセンター、愛知県の一宮市ではいきいきセンター、それと沖縄県宜野湾市では願寿ひろば赤道と、沖縄独特の名称をつけられています。そういうことで、もちろんこれは議会の条例改正が必要になりますけど、そういうところも全国的に見ると変更をされております。そうすると、また老人クラブ連合会、これは先ほどおっしゃったように独自で決められるわけですけども、老人クラブ連合会、都道府県の指定都市老人クラブ連合会で63の老人クラブ連合会がある中で、46の老連がそれぞれの愛称名をつけています。保守的な熊本においては老人クラブ連合会が使われています。これも、やはり県民性といえますか、そういう部分も出ているのかなというふうには思っております。また、九州では、

10の県老人連合会がある中で、4件はそれぞれの愛称名を使っています。全国の流れとしては、先ほど説明しましたように、7割を超える46の老連が独自の愛称名となっています。

これは、もうぜひ、これは時代の流れだと思います。名称変更をするというのは。もちろん愛称名だと思いますけど。これは、もうぜひ老人クラブ連合会のほうはクラブのほうで何とかできますけども、老人福祉センターについてはぜひ御検討をいただきたいというふうに思っております。その点について、また具体的な何かお考えはないでしょうか。先ほど御回答いただいた、その域からは出ないわけですかね。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） お答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、老人福祉センターの名称は、老人福祉法で規定された名称であり、現在のところ広く自治体で使用されているところがございますので、現在のところ変更の予定はございません。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） あまりしつこく言うのも時間がないので、この辺で終わりにしますけれども、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

それと、2番目の質問です。老人福祉センターの改修計画は考えているのか、これについてお尋ねをします。

昭和62年4月に事業開始した老人福祉センターは、設立目的として高齢者はもとより広く町民の健康保持増進、教養の向上、各種の相談及びレクリエーションなど健康で明るい生活を営んでもらうための施設として発足したものであります。乳幼児健診やふれあい相談として、法律相談、年金相談、心配事相談、税金相談などが日にちを決めて行われており、多くの人が利用されています。また、大広間においては、高齢者の健康マージャンや踊り、カラオケ大会も開催され、高齢者の憩いの場となっております。しかしながら、時間がたつと設備面において空き部屋が多く、利用者にとって名称も含めて満足できるような福祉センターにはなっていないような感じを受けてます。

私、イベント行事で福祉センターにはちょくちょく出向いておりますが、施設や乳幼児健診などを拝見することがありますが、1階部分の施設においては、現在全く使われていない施設、将来にわたって使用する見込みがない施設がたくさんございます。例えば、売店、栄養指導室、女子浴室、男子浴室などがあります。また、娯楽室、これは東、西ございますけども、和室となっている関係で、利用者や高齢者には非常に使いにくい設備となっております。これは、空き部屋といえますか、民間企業では固定資産税の関係もあり、非常にもったいないというか、民間ではこの空き部屋を放っておくというのは考えられないことでございます。これについても、ぜひ検討をいただきたいというふうに思っております。

これについても町のお考えをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

老人福祉センター内の各施設につきましては、機能を廃止した男女浴室などの一部を除き、その他の施設につきましては、先ほど議員のお話にもありましたように、健康・保険課による各種健診、母子手帳の交付、消費生活相談、各種会議などへ現在も使用しているところです。

さて、老人福祉センターの改修計画につきましては、平成30年度に財政課の指示のもと、各町有施設の長寿命化を図るために、対象施設の劣化調査業務を実施しており、その調査結果に基づき、施設の改修計画を作成し、要是正とされた箇所を先行して計画的に施設改修を実施しているところです。

同センターは、台風などの災害時に避難所として使用していますので、令和元年度に強風等への防災対策としまして、ガラス窓を複層ガラスへ入れ替える強化工事、要望の大きかった1階トイレ洋式化及び排煙装置の改修工事等を実施しております。

また、同センターは、屋根・外壁の劣化が進んでおりましたので、施設の劣化防止を図ることが急務と判断し、本年度、屋根・外壁改修工事設計業務を実施しており、令和4年度に屋根外壁改修工事を予定しております。

施設内部の改修につきましては、例えば、避難所として利用している施設の利用状況等を考慮しまして、浴室をシャワー室に改修して活用するなど、今後機能的に使いやすい施設となるように計画的に改修を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） そのほかにもボイラー室あたりもありますよね。だから、その辺、あの一帯を含めて何か効率的に使えるように御検討をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、3番目の質問です。

各種補助団体の助成金交付額の見直しはできないかということについて質問をいたします。

平成17年度の行政改革で、各種団体の補助金が見直しをされて約16年が経過しています。補助団体の中で24の団体が見直しの対象となり、10%がカットされました。見直しとなった主な団体としては、商工会育成、畜産組織活動育成、PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会等です。また、10%カットの団体で令和3年度に増加している団体は5団体で、主な団体としては商工会育成、畜産組織活動育成、青少年健全育成町民会議などが増額となっております。

増加の理由として、社会情勢の変化や組織の規模、活動内容の変化などが推察されますが、必要な団体に必要な予算を増やすことは理解できますが、菊陽町のまちづくりのために増額が必要な団体はそのほかにも複数あると考えております。

また、今回の9月議会で監査委員から補助金交付事業の検証、見直し意向について報告がありました。一部で要綱、要領の制定がなされていないものが見受けられると。要綱、要領を速やかに制定をして、公平性、透明性の確保に努められたい旨の報告が先般ありました。詳しく

調べてみますと、110団体ある中で、要綱、要領のない団体が48件ありました。要綱、要領の制定と併せて補助金交付についても見直しを早急に御検討をいただきたいというふうに思っております。

すると、菊陽町は、もう私何回も今まで申し上げてきました、目覚ましい発展を遂げています。見直しのあった平成17年度と比較すると、人口においては約1万人以上が増え、世帯数においても約6,500世帯が増えています。また、将来を担う児童数においても年々増加しており、教室の増設が行われるなど活況を呈しています。菊陽西小学校においては、生徒数1,000名に迫るマンモス校となっております。また、さきの6月議会の一般質問でも紹介しましたが、全国住み心地ランキングでも2位の評価を受けるなど、菊陽町に住みたいと思う人がさらに増えると思います。このことは、第1期から第5期総合計画の将来ビジョンを可能な限り実行してきた行政及び議会、そして手足となり支えてきた各種補助団体の力は大きいものと考えております。

菊陽町の第6期総合計画が策定されましたが、私もインターネット、ホームページで見ましたけれども、私ども議員がさらなるチェック機能を高め、施策を前進させる取組が必要であると考えております。今後の課題として、第6期総合計画にもあるように、福祉ニーズが多様化、複雑化しており、地域住民や地域のつながりを持つことで一人一人が生きがいを感じられる、暮らしやすい地域をつくっていく地域共生社会の実現に向けての取組が必要であると示されています。

各種団体の活動は、さらなる発展を目指す菊陽町にとって、地域住民が一体となって連携し、地域の活性化や連帯意識の高揚などを図る魅力ある地域づくりに取り組んでいる補助団体の影響力は大きく、町としても関わり方は今まで以上に重要だと考えております。

各種補助団体の助成交付額の見直しについて、町のお考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

町は、町内で活動する様々な個人や団体の行う特定の事務事業等に対し、公益上必要があると認めた場合に、行政目的を効果的かつ効率的に達成するために補助金等を交付しております。

補助金等の額については、各団体の実施する事業内容やその団体の財政状況などを踏まえ、補助金等の額を決定しております。

そのため、補助金等の額の見直しに当たっては、各団体で実施する事業や新たに取り組む事業に対して、各団体の収支が不足する場合に、その事業内容が公益上必要であるか、町全体の公平性が保たれているかなどを個別に判断し、限られた予算の中で、その補助金額が適正であるかどうかなど、総合的に勘案した上で見直しを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今回の9月の議会で監査委員から御指摘というか、御報告がありましたけど、それについてはどうのお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 補助金を交付するに当たりましては、基本的な事項を定めた補助金等交付規則というものがございます。補助金等交付要綱につきましては、補助金等交付規則に基づきまして、補助金の目的、交付対象及び要件、補助金の額、手続方法などを定めるために策定するものというふうに考えております。

補助金交付要綱につきましては、継続的あるいは一般的に行うものでないものについては必ずしも定める必要はないというふうにされているところでございますが、各種団体の運営に係る補助につきましては、継続的なものが主であるというふうに考えておりますので、補助要綱の策定の必要はあるというふうに考えております。

補助要綱につきましては、現在各担当課において策定しているところでございますが、未整備のものにつきましては、監査委員からもお話しされたように、速やかに策定のほうをしていくというところで考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。

私、最後のほうで複数そういう団体が、まだ増額が必要な団体があるというふうに申し上げました。この団体についても、ある程度お分かりだと思いますけども、ぜひ御検討をよろしく願いしておきます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、4番目の質問です。

老人クラブ活性化のために老人クラブ活性化検討委員会を設置して具体的に取り組む必要があると思うがどうかについてお尋ねをします。

老人クラブは、もう御存じのとおり、地域活動、社会活動などで大きな影響力を持っていることはもう承知のとおりです。次の世代への引継ぎも含めて、老人クラブの活性化は喫緊の重要課題でもあります。

町の見守り活動は、先ほども申し上げましたとおり、老人クラブ及び高齢者が主に取り組まれています。最近の新聞にございましたか、これは奈良のほうだったですか、県外での取組として、ある新聞に歩きながらの見守り活動というのが紹介されていました。内容としては、せっかく町内を歩くなら、下校中の子どもたちの安全対策に貢献してもらおうと、ながら見守りというのを銘打って下校時間に歩いてもらえる参加者を募集しているそうです。バッジとその帽子やマスクをつけて通学路を歩き、擦れ違う子どもたちに声をかける活動で、健康ポイントもたまり、健康づくりにも役に立つといった取組がなされておるようでございます。

菊陽町で取り組んでいる健康ポイントとほとんど変わりませんが、ながら見守りという

発想はなかなかいいなど。これは、こういうことをすることによって見守り活動が広がっていくと、この運動には、私は共感するものがありましたので御紹介をさせていただきました。

それと、先ほど私が何点か質問をしましたが、そのほかにもいろんな御意見、アイデアがあると思いますので、老人クラブ活性化検討委員会の設置、または見識ある方々、町民の御意見を広聴する窓口の設置が必要だと思っています。隣接の市町村でもそういう老人クラブ活性化検討委員会を立ち上げて、大きな予算をつけて取り組んで、それから提言書という格好で出されている市町村もあるやに聞いております。これは設置ありきではなく、結果が求められていると思います。ただつくりました、はい、最後は何も分からなかったということにならないように、これは結果が求められる設置委員会のことを私は言ってます。これについて、町のお考えはいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 質問にお答えします。

老人クラブ活性化のための検討委員会につきましては、全国的に会員数が激減していたことから、平成26年度から30年度までの5年間で100万人増加させようと100万人会員増強運動が全国的な取組として実施され、本町老人クラブ連合会でも平成26年7月、菊陽町老人クラブ連合会会員増強運動推進委員会を発足し、18名が推進委員として活動しました。この委員会では、アンケート等を実施し、回答のあった内容の検討やPR方法などが議論されています。なお、このアンケート結果は、全国老人クラブ連合会で取りまとめられ、その後全国の老人クラブ連合会に配付されています。

全国老人クラブ連合会から配付されたアンケート資料には、周知活動を行う上で必要となる事項が掲載されており、本資料を十分に活用することでよりよい周知活動を行うことが可能になると思われます。

今後は老人クラブの活性化のため、町と社会福祉協議会が連携し、しっかりと老人クラブ連合会を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この老人クラブの在り方、また老人福祉センターの在り方についていろいろ質問いただいておりますけども、この老人クラブ連合会の会員数が年々減少してきておるといのは、老人クラブの会長からも非常に危惧をしておるといことは私も聞いているところでありますけども、これについて、検討委員会をとということではありますが、平成26年のときに、担当課長から答えたように、町の中でも18名の委員の中でいろいろ検討されて、アンケートあたりも実施された、その結果を全国のほうの組織のほうに持って行って、全国でまた取りまとめた結果ということで、これは廣瀬議員のほうから先ほど言われましたけども、そういう冊子になったものがありますので、これをもう一度今言ったような町のほうと、それから社会福祉協議会、それと団体である老人クラブ連合会の方々としっかりとまた検証した上で、どう

したら会員の増強につながっていくかということを検討しなければならないと考えているところでありますけども、これはもう廣瀬議員も言われましたように、これは老人クラブに限ったことではなく、いろんな組織の団体、中には各地区の中で地区に加入されない、未加入世帯のほうも出てきておるような状況もありますので、非常に会員を増やしていくのは難しい課題だと思いますけども、どういう方法があるかということは、しっかりと支援していかなければならないと思いますけども、一番は主体であります老人クラブの中でもその辺をどうしたら、自分たちの組織でありますので、一緒に考えながらまた具体的な取組を、どういうところから今後また活性化するようなことに取り組んでいくべきかということ、現在あります26年の調査結果あたりがありますので、その中から問題点等きちっと整理しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。予算も含めてぜひよろしく願いしておきます。

それでは、町所有バスの有効活用についてお尋ねをします。

防災拠点として整備された光の森防災広場、それから完成間近な防災センター、2年後完成予定の総合体育館がありますが、その内容については、町民のほとんどの方は、確かに広報きくようではお知らせがありますけども、詳しい中身については御存じありません。私は、お聞きになったときには、私の知り得た範囲内でお話をするようにしてありますが、やはりまだ知らない人が多いということが実感でございます。各種団体でその防災広場に研修に行って中身を見るとか、そういうのは私も何回か目にしたことがありますけれども、そういう人たちも含めて、いろんな、3つございますけども、この3つは町民との共有財産ですよ。だから、その財産についてどういう設備なのかというのは、私は町所有のバスが今あるということで、そういうのを有効活用したらどうかということでの質問でございます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

現在町は57人乗りの大型バスを1台、29人乗りの小型バスを1台所有しておりますけれども、大型バスは登録から25年、小型バスは31年経過しており、老朽化による故障が増えたこと、さらに運転手の確保が困難になったことから、令和2年度より使用をやめることといたしました。

現在は、バスが必要な場合は、バス会社の車両を借り上げ、運行委託により対応しているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） そうしましたら、今まで区長会の研修だとか、それから環境委員の研修だとか、そういうやつはバスがなくなった場合には民間のバスを利用するというところでござい



すか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

議員御発言のとおり、町のほうで主催する、共催するものにつきましては、バスのほうを手配して使っていくということになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） そういうバスの所有については、今お話があったようにもう廃止の方向ということでございますけれど、この問題については、費用対効果の面もあるでしょうし、これは議会の件もございまして、この時点では議論する気持ちはございませんけれども、じゃあバスがなくなったと仮定した場合に、あといろいろ公共施設の財産がございまして、どういふふうに周知をされていくお考えでしょうか。

その前にちょっと言います。

私、提案でございますけど、これは、今地方公共交通、巡回バス、それから乗合タクシーがございまして。そういうのをいろんな交通機関があるのを皆さんに周知してもらおう意味でも、体験乗車みたいな格好で見学会を催しをされたいかがでしょうか。そしたら、地方公共交通の利用促進にもつながっていきますし、そういうことを考えていかないと、なかなか地方公共交通の利用については非常に難しい部分もございまして、その計画についてはぜひ計画をされて、そして見学会を催しできるように提案をしておきます。そうしたら、皆さん、ああ、こういういい施設ができたねということで、もう自分の財産として考えて、そしていろんな取組についても真剣な取組が私はさらに出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、敬老会年齢についてお尋ねをします。

現在地区公民館で行われております恒例行事である敬老会補助金対象年齢は70歳です。これを75歳に引き上げることはできないかという質問でございます。

その理由は、2つあります。

1つ目には、補助金交付要領ができた当時と比べると長寿が顕著となっております。70歳は早いよねという町民の声がたくさんございます。それが1点。

2つ目には、70歳以上の高齢者が増加して、地区の公民館に入り切れない現象も出ております。もう2年前から、もう2年間今敬老会は実施されておられませんけれども、もう2年前からそういう現象が出ておまして、今68歳の方が500人です、それと69歳の方が502名いらっしゃるんで、その人たちが来年、再来年といけば、要するに公民館にはとてもじゃないけど入り切れないというふうに思っております。そして、菊陽町敬老会の開催補助金交付要領を見ますと、これは第2条に、当該行政区に住民票がある70歳以上の者とし、定額補助として1行政区当たり1万円、老人1人当たり600円となっております。そういうことを見直しをすれば、当然

経費の面でも大きな金が削減できます。そういうことも併せて町のお考えをお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

本町の敬老会開催補助金交付要綱では、地域で開催する敬老会の運営に必要な経費として、1行政区当たり1万円、当該行政区に住民票のある70歳以上の者1人当たり600円を合計した額と敬老会開催に要した費用を比較し、少ないほうの額を補助金として交付するとされており、令和2年度は61団体、6,328人分の交付を行っております。対象年齢が現状の70歳以上の場合、高齢者の数が非常に多い行政区もあるのですが、当然ながらそうでない行政区もあります。また、対象年齢を75歳以上とした場合、該当者の数は4,050人となり、行政区によって該当者が数名しかいない行政区や、今後減少が予想される行政区も見受けられます。

今後高齢者の増加が予想されるものの、これを行政区別に見た場合には年齢別構成が異なるように高齢化の傾向も異なることから、対象年齢を引き上げた場合、行政区への交付額が減少するなど開催運営に支障が生じるところもあると思われれます。今後各行政区の方の意見をしっかりと聞いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今70歳以上で町役場から交付されてる金額は、ずっとそのまま継続していくわけですよ。だから、今敬老会対象者を75歳じゃなくして、今後75歳に線を引いて、そして対象者を75歳以上と、そういうふうにするということですよ。それは御理解いただけてますよね。

（介護保険課長渡辺博和君「はい」の声あり）

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今担当課長ははいと言いましたけども、これは非常に敬老会というのは、もともと各地区で自分たちのそれぞれの地域に合った敬老会を開催していただきたいということで、補助対象は70歳、いわゆる古希の年齢になってますけども、それを今対象にしてますけども、将来的に非常に、特に2050年は団塊の世代が後期高齢者になるということもありますけれども、今の時点では、この補助金のところまで触るかどうかというのは、大体こううのは前のほうで言われたように引き上げてくれと言われるのがあれですけども、それを対象の年齢を上げて補助金を下げるほうというたら、非常に町としては財政面から見るとあれですけども、いろんな与える影響が大きいということで、これはそれぞれの、中には地区公民館が狭いようなところは別の会場でやっていただく。それと、敬老会への参加者が非常に多いということであれば、単位老人会になかなか入り手がなくて、そういうところをチャンスと見ていただいて、地区の老人会のほうにも加入していただく、そういう勧誘の機会にも使っていただくようなことをしていただければいいなというふうにも思ってますので、御提案でありますけども、これはそれぞれの各地区の実情に合ったところをしっかりと調査した上でないと、減額す

る、対象者のところを引き上げるといふ補助金が減るような策といふのは、なかなかぼつと出すわけにはいきませんので。中には、地区によっては、来年からは自分も敬老会のほうに案内していただけるようなところもできたなと思っておられる方もおられるだろうし、まだまだと思っておられる方もおられるかもしれませんが、このところは慎重にまた十分、区長会の皆さん、代表の方々の意見も聞くような場面も必要かと思っておりますので、そういうところから検討といひますか、そういうところを始めて、非常にどうするかということについては、この場では現状の中でこの補助対象はやつとくということ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今町長の答弁にもありましたが、場所を変えたらどうかというお話もございましたけれども、高齢者が、例えば私は北新山区でございますけれども、近くの施設ということになりますと、町民センターが2つございますけど、光の森か、もしくは三里木ですね、そこになると思ひますけれども、競合する部分もかなり出てくると思ひますよね。そうした場合に、そこまで行く交通機関をどうするのか、高齢者は何らかの形でそこまで行かんといかんということになれば、もうあそこまで行かぬやあかんならもう今回は自分はいかんと、そういうことになりやあせんかという懸念もござひます。

それと、2市2町の中で、もう75歳を早く実施されているところもござひます。それは、いろんな問題を抱えながら、今の高齢化社会に合った、時代の流れに合ったやり方をされていると思ひますよ。だから、ここは、町長もしくは町役場の幹部の方の御判断になるんじゃないかというふうには思ひしております。これは難しい問題であるということは私承知してござひますけど、ぜひこの件については御検討いただき、ぜひ前向きな感じで御検討をいただきたいというふうには思ひしております。

時間が10分ほど残りましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時47分

再開 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。議員番号5番、公明党の西本友春です。

今回は、以前一般質問して検討すると言った項目の進捗状況を中心に質問させていただきます。町としても検討事項は継続して検討するといった回答でなく、具体的に取組むような回答を期待いたします。

なお、質問は質問席にてさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） それでは、最初の質問に入ります。

昨年9月の一般質問の書面での回答では、手話通訳者と一緒に聴覚に障がいのある方が役場の窓口に来られた場合には、手話通訳者を介して意思の疎通を図りながら説明等を行ったり、また手話通訳者が同行されていない場合や言語機能または音声機能の障がいのため音声言語により意思疎通を図ることに支障がある方に対しては、主に筆談による対応を行っているとのことでしたが、庁内の窓口等で聴覚障がい等がある方への説明実績の推移はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

現在聴覚障がい等がある方が来庁される際には、ほとんどの方が1人でお見えになりますので、その際には、現在も必要に応じて筆談による対応を行っております。

なお、聴覚障がい等のある方の来庁者数につきましては、福祉課をはじめとする窓口月に一、二名程度の方がお見えになっています。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 月に一、二名ということでしたが、じゃあ2番目に行きます。

ICTを利用した遠隔手話通訳サービスは、全国で幾つもの自治体が導入し、様々な取組を行っているところがあります。一例を挙げますと、1つ目に、窓口で手話通訳コールセンターへテレビ電話をつなぎ、手話通訳者が画面を通して手話通訳を行う機能、2つ目には、障がい者が御自身のスマートフォンを使って自宅からでも外出先からでもオペレーターと手話等を通じてリアルタイムでコミュニケーションができる電話リレーサービス機能、3つ目には、音声文字化する機能、4つ目には、タブレット端末の画面上で手書きで筆談ができる機能など、それぞれ様々です。

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方と聴覚障がい者等以外の人との会話を通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスで、本年7月1日から開始されました。

昨年9月の一般質問で、電話リレーサービスが提供されるに当たり、障がい者等が通訳オペレーターと意思疎通を図るためには、遠隔手話通訳サービス導入の必要性を提案し、公共インフラとしての電話リレーサービスシステムの整備状況を注視していく必要があると考えているとともに、遠隔手話通訳サービスの導入に向けて検討する必要があると考えているとの回答でした。

令和3年7月1日より電話リレーサービスが開始されたが、遠隔手話通訳サービス導入の検討はどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

昨年9月の遠隔手話通訳サービスに関する一般質問について、先ほど議員から説明がありましたが、遠隔手話通訳サービスの導入に向けて今後検討する必要があると回答するとともに、公共インフラとしての電話リレーサービスシステムの整備状況を注視していく必要があると回答したところです。

今般、令和3年7月1日から公共インフラとして電話リレーサービスの提供が開始されました。このサービスは、聴覚や発話に困難のある方は、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等でテレビ電話機能を使用することにより手話通訳者等の通訳オペレーターとつながり、いつでもどこでもこの通訳オペレーターを介して意思疎通を図ることが可能となります。

そこで、当町におきましては、検討していましたが遠隔手話通訳サービスの導入に替えて、電話リレーサービスの活用を進めることとし、スマートフォンやタブレット端末等を所持していない聴覚や発話に困難のある方が窓口等にいられた際に電話リレーサービスの利用が円滑にできるよう、窓口用のタブレット端末を導入するなどの環境整備について進めていくところです。

また、電話リレーサービスが開始されていることについて、まだ御存じでない方もおられるかと思しますので、関係機関や団体等へ周知啓発にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 基本的には直接行政でそういう手話通訳サービスではなくて、今開始されている電話リレーサービスを利用して行うという方向でということで、電話リレーサービスと申しますと、先ほど言いました、行政だけじゃなくて、一般的には聴覚障がい等のある方が登録をして、その電話リレーサービスというところにネット上でつないで、例えばある店舗、これも登録が必要なんですけど、この店舗の方に電話をして、その店舗の方が口頭で答えたのを直接障がい者の方にお話をするというようなことなんですけど、今導入に向けてということで周知活動という部分で、少し具体的に町のホームページとかいろんなのがあると思います。今最近町はよく、きくよう安心メール等を使っていろいろ情報を発信していただいておりますので、そういう周知活動についても何か説明があれば教えてください。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 今議員がおっしゃいましたとおり、周知活動につきましては、ホームページ、安心メール等を活用して周知していきたいと思っております。また、関係機関、関係団体等につきましては、機会あるごと会議等があればその場で周知を行っていきたくと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 周知活動も非常に必要です。先ほど課長のほうから必要な端末、タブレッ

トということの準備も進めていくということでしたが、どこまで進めるということであれば、早期のサービス開始が可能になるかと思いますが、導入時期に関してはいつ頃を目指しているか、考えがあればお答え願います。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 導入に関しましては、できるだけ早い時期をと考えておりましたが、来年度の当初予算で計上させていただいて導入がされればと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） そうすると、来年度の当初予算という、先ほど説明がありましたが、タブレット端末等の購入を当初予算で行う予定というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） はい、そのように考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 来年度もいいんですけど、私としては補正でも組んでいただいて、タブレット端末等もそんなに高額ではございませんので、できるだけ住民に向けたサービスの早期開始をしっかりと提案をして、できるだけ早く、補正を出していただいてもこれは議員の賛同が得られるものかと思っておりますので、その取組も再度要請をいたします。

それから、電話リレーサービスは、遠隔での意思疎通が可能となります。そういう意味でいきますと、サービス導入に向けての自宅からの行政受付が可能となります。今後これとは別に、また最近ではアプリで行政の申込みができる行政も増えてきてますんで、電話リレーサービスをするに当たって今後の課題として自宅からの行政受付が可能となるが、その対応についてどのように考えているかお答えをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 今議員がおっしゃいましたのは、自宅からいろんな申請がタブレット端末を使ってできるようになるというサービスになりますかね。その件に関しましては、担当部署等と協議しながら今後進めていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） それは非常に課題ということで私も提案をさせていただきただけですんで、しっかり検討していただければというふうに思っております。

続きまして、暗所視支援眼鏡についてです。

昨年12月の一般質問で日常生活用具給付事業に暗所視支援眼鏡の追加を提案し、本年4月1日から追加されました。日常生活用具給付品目の暗所視支援眼鏡給付の上限額19万8,000円は、どのように設定しているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問にお答えします。

本町では、令和3年4月から暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付品目として指定し、購入費用の助成を実施しております。

暗所視支援眼鏡は、暗い場所や夜間の環境下で見えにくい方、困っている方により明るい視界を提供することを目的として開発された眼鏡型の機器です。小型の高感度カメラで捉えた画像を装用者の内側モニターに明るくカラー投影することで、夜間や暗い場所で明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能を持っており、現在の販売価格は39万5,000円です。

助成額の設定に際しましては、日常生活用具として導入済の多くの自治体で採用されていた助成額を参考に19万8,000円と設定しました。この助成額は、暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付等事業実施要綱の給付品目にある視覚障がい者用読書器の一部とみなして、同等の金額を助成額としたものです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今視覚障がい者用拡大読書器ということで、その金額をとということだったんですけども、その読書器はカメラで撮影した映像の中の文字情報をテキスト化し、音声信号に変換して読み上げ、低視力や弱視など見えづらい方の読み書きを支援する装置で、ネットで調査したところ、携帯タイプのタブレット端末では多くのメーカーが19万8,000円で価格設定してあります。その点では、基準額の19万8,000円で補うことができ、自己負担が発生することはありません。また、情報意思疎通支援用具の高価なものの価格をネットで調べたところ、全て基準額での購入が可能なケースとなっております。

先ほど言われましたように、暗所視支援眼鏡は39万5,000円と高額です。基準額を19万8,000円に設定したら、個人の負担額は約20万円以上の負担となり、購入への大きな障害となります。熊本県内で日常生活用具給付品目の暗所視支援眼鏡給付の上限額は、39万5,000円としているところが菊池郡市以外ではほとんどです。菊陽町福祉ガイドには、原則として低所得者は無償で、所得のある方は1割負担としています。同じ県下の中で格差がないようにしっかりと検討していただいて、1割負担で購入ができる上限額39万5,000円の実現を提案いたしますが、どのように考えているかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 今議員から御提案がありました金額の見直しにつきましては、県内の状況、あと菊池管内の周辺市町の状況を勘案しながら、また財政状況を勘案して今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほども言いましたように、ぜひ1割負担でできるようにしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

それでは、学童保育について。

午前中の阪本議員の質問で、私も6月に菊陽町内の学童保育を回らしていただいて、現状は全く一緒でございますので、内容等については、一切もうこの整備についてはお聞きはいたしません、1点だけ、阪本議員もおっしゃってたんですけども、武蔵ヶ丘北小の部分で、あそここの部分では児童館でのところの先生の話の話を聞くと、児童館のこちら側でも遊べるようにとは言っておりますが、なかなか利用しづらいという現場の声を聞いております。先ほど町長は、施設をしっかりと使ってください、使えるものは使っているということをおっしゃったので、すいませんが、そこが使いやすくなるように、再度また町からもそこはしっかりと指導していただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つだけ、これは武蔵ヶ丘北小には、以前学童クラブとして使っている小っちゃなプレハブ、約25人から30人ぐらいの生徒さんが見れるかな、あそこを利用しているときに私も一度利用状況は確認させていただいております。片や40人、プレハブのほうも定数オーバー、それから今武蔵ヶ丘北小のところは尚綱短大の南側ですか、あそこが今非常に開発をされております。そういう部分でいくと、また生徒数も急激に増えることが予想されますので、なかなかあと1クラス増やすとなると指導員さん等の雇用が新たな部分で発生し非常に問題があるかとは思いますが、今あそこにあるプレハブ、人数はその30弱のところですが、その利用をすることを提案しますが、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） ただいまいただきました御質問の件ですけども、今児童館の一部を利用して学童施設の運営をさせていただいておりますけれども、もちろん導入当時に児童館を使うという当時において、当然今、小っちゃい、20名程度入るプレハブなんですけれども、そこも使えないかという検討ももちろんさせていただいております。そのときの結論としては、先ほど議員もおっしゃられた部分ではありますけれども、別棟になりますので、また新たに指導員の確保が必要になるというところで断念したという経緯がございます。

したがいまして、先ほどの町長答弁にもありまして、まずは同じ児童館があります西部町民センター内の施設について、今後、今もある程度利用はさせていただいてるんですけども、今議員がおっしゃったとおりのなかなか使いづらいという一面がございますということでありましたので、町のほうとしてもしっかりと西部センターのほうと話し合いをしながら利用しやすい環境をつくっていきたいと思っておりますのでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 特に武蔵ヶ丘北小は本当に今そういう部分では生徒さんたち、学童の保育のところは非常に窮屈というのがありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、もう一点だけ、これは今後の検討課題として提案させていただきますが、国とし



ては学童クラブは小学校6年までということは言われております。菊陽町管内におきましても、武蔵ヶ丘小学校は6年生もいます。中部小も4年生まで。ある一部のところは4年生ぐらいまで可能となっております。今の武蔵ヶ丘北小に関しては3年生まで入れるのがやっこのことという現状はあると思います。ただ、町としても、特に子育てに関してはしっかり力を入れていただいておりますので、できれば小学校4年生ぐらいまでは手がかかるということで、4年生までは入れるような基本構想なりをしっかりと立てていただいて、学童4年生ぐらいまではオーケーですよというのを全体的に実現できるように、これは提案をさせていただいて、次の学童の質問をさせていただきます。

学童クラブきくようでは、社会保険加入に対する町の助成を受けながら、去年は指導員やパートさんの時給を上げて人員確保を行ってきたと。今年も夏休みを含めて人員確保には努めているが、なかなか正規も含めて人員確保には厳しい状況があるとのことでした。また、現場で働く人の声も、若い世代の正規職員を増やしてほしいとの要望でした。

社会保険上の扶養の壁130万円で多くの中小企業が苦しんでいます。また、本年10月よりは最低賃金が大幅に上がり、大きな障害となることは確実です。

2020年5月29日に年金制度改正法が成立して社会保険の適用が拡大されることになり、これまでは従業員501人以上の企業が対象でしたが、法改正により2022年10月は従業員101人以上、2024年10月には51人以上に拡大していく予定です。また、対象者は、週の労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上、雇用期間が2か月超見込まれる人で、学童クラブきくようは51人以上ですので、2024年10月からは全員がその対象となる見込みです。

正規職員及び長期対策としての人員確保に課題があると考えております。支援対策としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

学童クラブの受託法人に対する人員確保の支援対策については、これまで学童クラブに勤務する指導員の方々が常勤職員と同じ勤務時間で、できるだけ長い期間お勤めいただけるよう支援するため、また2024年10月からの指導員の社会保険加入義務化に備えるため、指導員の時間給や賞与の底上げなどを行う国の処遇改善事業やキャリアアップ処遇改善事業を活用した財政支援を行ってまいりました。

学童クラブの運営規模は、令和3年4月1日現在で、クラブ数は18クラブ、利用児童数は623人、指導員数は76人、受託法人の年間予算総額は約1億8,200万円と、利用児童数の伸びに比例し、拡大をしています。

一方、指導員の採用や労務管理などを行う学童クラブの事務局は、常勤職員が2人、非常勤職員が2人となっています。

令和4年度においては、指導員の処遇改善のための財政支援に加えまして、事務局の職員を増員するなどの職員体制の強化支援を行いまして、人員確保などの支援につなげていきたいと

考えているところであります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町としてはしっかり考えていただいて、子育てにしっかり取り組んでいる姿勢が見えますので、今後とも子どもたちがしっかりと学童で学べるように進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、LGBTについて質問をさせていただきます。

令和元年6月の一般質問への回答では、近年全国の自治体においてLGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する理解に向けた行政の取組が加速していると認識しております。本町においても、新たな人権課題の一つとして捉えておりますので、行政職員としてLGBTに関する基本的知識を身につけ、行政に求められる対応や支援の在り方を検討するため、年内に職員研修を実施してまいりますとの回答でした。

LGBTに関する職員研修はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） LGBTに関する職員研修についてお答えします。

本町における近年の人権問題に関する職員研修としては、部落差別の問題やハンセン病問題、水俣病問題などの研修を実施しております。

LGBTに関する研修につきましては、本町においても新たな人権課題の一つとして捉え、令和元年10月に全職員を対象に町職員として理解しておくべき性的マイノリティに関する基礎的な知識や日常の業務における心構え等を学ぶということで、講師を招いて研修会を実施しております。

今後は、今年3月に改定を行いました菊陽町人権教育・啓発基本計画の中で、町職員の一人一人が基本的人権の尊重への理解、様々な人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見等の人権侵害から町民を守り、その解消に努めるとしております。

そのため、職員を対象とする人権についての研修の充実を図り、その中でLGBTについても知識と理解の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和元年の研修には私も参加させていただいてるんですが、それ以降では2年度とかがされてなかったんで、今後またしっかり進めていくということの回答でございましたので、それはしっかり進めていただきたいというふうに思います。

また、令和元年4月に実施された県議会議員選挙、町議会議員選挙の投票入場券について、性別記載方法の見直しを行っております。今後は、その他の各種申請、届出等における性別記載の有無に関する調査等を全庁的に実施するため、見直し等の検討を進めているところですのでの回答でした。各種申請や申込書に対し、多様性に対応すべき性別記載の見直しは全庁でどこ

まで進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） お答えをいたします。

本町におきまして、先ほど申された既に令和元年4月に実施された県議会議員選挙、町議会議員選挙から投票入場券について性別記載方法の見直しを行っております。

平成18年に策定いたしました菊陽町人権教育・啓発基本計画は、策定から15年が経過し、また令和元年に実施した菊陽町人権に関する町民意識調査結果を踏まえ、令和3年、本年3月に菊陽町人権教育・啓発基本計画の改定を行ったところでございます。

この改定では、性的指向・性自認に関する人権について記載を新たにしております。この計画では、各種申請書等における性別記載欄について検討を進めるということも記載をしております。

この計画内容に沿いまして、町への各種申請書等における性別記載欄の必要性や記載の方法について関係各課と調整を図りながら進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後ということだったんですが、前回、令和元年のときの質問で検討していくということだったんで、その2年間は何もされていなかったのかなというふうに、もうちょっとスピードアップをして整理をしていただきたい。一般質問でのこれは回答でございますんで、見直しをしているところということだったんで、そのことを私は聞いたところです。

パートナーシップ制度は、自治体がLGBTカップルに対して2人の関係が結婚と同等であると承認し、証明書などを発行するもの、国内で同姓婚が認められない中、2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で日本発となるパートナーシップ制度が始まりました。自治体によって制度の詳細は異なりますが、公営住宅に家族として入居が認められたり、パートナーが病院に緊急搬送された際、家族として面会できるなどの配慮が目安となる。一方、あくまで自治体の取組のため、相続や税制、在留資格などの法的効力はない。支援団体の同性パートナーシップ・ネットによると、2021年5月1日現在、同制度を導入しているのは大阪、茨城、群馬の3府県のほか、102区市町を数え、全国の人口カバー率は4割近くに上っております。

認定NPO法人虹色ダイバーシティの調べでは、3月末時点で全国1,741組に証明書が交付されております。2021年6月1日現在では、106自治体へと導入自治体が広がっています。令和元年の一般質問の回答では、県内におけるパートナーシップ制度の導入自治体は、熊本市が令和元年4月1日から導入しております。

本町の導入に向けた取組としましては、どのような環境整備が必要なのか。熊本市の導入後の状況、国、県、他の自治体の動向を踏まえた上で検討していく必要があると考えておりますとの回答でした。パートナーシップ制度導入の検討結果はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） パートナーシップ制度とは、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の観点から、同姓のカップルに対して2人の関係が婚姻に相当することを自治体が公的に認める制度でございます。法的な効力はございませんが自治体がパートナーシップ関係を認め、法的な書類を交付することで、行政や多くの民間事業所で同性カップルが家族と同等の対応やサービスが受けられるようになるものと認識しております。

県内におけるパートナーシップ制度の導入自治体は、先ほど議員さんのほうからお話がありましたけども、熊本市が令和元年4月1日から導入しております。そして、大津町が県内2例目として今年10月からスタートする予定となっております。

本町の導入に向けた取組としましては、令和3年3月に改定を行いました菊陽町人権教育・啓発基本計画に沿って熊本市や大津町の制度導入後の状況を注視しながら、近隣市町、国の法整備への動向を踏まえた上で検討してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） パートナーシップ制度が広がる背景には、LGBTの差別や偏見を是正する人権運動の世界的な高まりがある。2001年にオランダが初めて同姓婚制度を導入し、現在世界28か国・地域に拡大。先進7か国で同姓婚やそれに準ずる制度がないのは日本だけです。

2021年3月17日、札幌地方裁判所は同性愛者に対して婚姻によって生じる法的効果を楽しむことを認めない民法及び戸籍法の規定は、法の下での平等を定める憲法14条1項に違反するとの画期的な判断を行いました。先ほど言われましたように、大津町では10月1日からパートナーシップ制度がスタートします。近隣自治体が取組を開始をいたしました。

令和3年3月の菊陽町人権教育・啓発基本計画では、パートナーシップ制度について、先ほどは近隣の状況とか国の状況とかということをおっしゃってましたが、これには実施に向けて検討を進めますと書かれています。もう全国で先ほど言いました102の自治体が導入しております。熊本市では令和元年から導入しております。そういう意味でいえば、前回の一般質問の回答で、近隣のものを確認しながらということであれば、もう既に熊本市の情報なりは確認をされてるかというふうに思います。

再度パートナーシップの導入実施を提案いたしますが、町は導入時期をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 先ほど議員のほうからおっしゃられましたように、令和3年3月に改定を行いました菊陽町人権教育・啓発基本計画の中にパートナーシップ制度について実施に向けて検討を進めますというふうに記載しておりますので、今後近隣市町のまた情報を収集しながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 大津町はいつに導入するということをベースに逆算してしっかりそれに対する情報を収集してそれに向けて実施を行っております。私もできるだけ着地をしっかり決めていただきたい。そうしないと、いつまでたっても回答は、検討します、検討しますで結果が出てきませんので、私としてはしっかり導入時期を明確にさせていただくことを提案して私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時41分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和3年9月7日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和3年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和3年9月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |       |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長         | 平木元宏君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼農政課長       | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総 務 課 長         | 矢野博則君 |
| 総合政策課長             | 吉本雅和君 | 財 政 課 長         | 澤田一臣君 |
| 子育て支援課長            | 和田征君  | 商工振興課長          | 今村太郎君 |
| 建 設 課 長            | 矢野和幸君 |                 |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号14番甲斐榮治、一般質問を行います。

本日は、コロナのパンデミックのために残念ながら傍聴ができない状態で、下の2階のモニターで閲覧をいただいているという状況です。おいでいただいた方にお礼を申し上げたい。また、ドットジェイピーの学生諸君が研修に入っておりますけれども、せっかくの機会ですからちゃんと見て帰っていただきたいと思います。お疲れさまです。

さて、時間が60分与えられましたので、ちょっとほっとしておりますけれども、もったいありませんので、もう登壇はせずにここから始めたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、早速質問に入ります。

毎回取り上げておりますけれども、最初は、阿蘇くまもと空港へのアクセスについてでございます。

私は、先ほど申し上げましたように毎回取り上げておりますけれども、今は県としても、あるいは町としてもこのコロナの状況、特に県の場合には大水害の後始末というのがありますので、なかなかこの事業を表に出しづらいという状況があることは重々承知しております。しかし、だからこそ、忘れるなという意味で、私は一般質問を行っております。

特に、この問題は、毎回申し上げておりますように、菊陽町のみならず大津町、合志市あるいは熊本市、それから西原村、益城町、全てが関連するような、県全体の浮揚が係ってくるような仕事でございます。

コロナは、こう言っては悪いんですが、いずれ過ぎ去るべき、これは災禍と申しますか、そういうものですが、阿蘇くまもと空港へのアクセスというのは、御承知のとおり、これから30年、50年にわたって熊本県の運命を決するような事業であるので、これはやはり地元としては常に関心を持っていかなければいけない問題であるというふうに考えております。

そういった意味で、質問に入らせていただきます。

まず、2問用意しております。この空港アクセスは、いつも申しておりますように2つございます。

1つは、三里木駅からの鉄道の分岐、これが1つ、これは計画ですけれども。それからもう一つは、菊陽空港線の延伸問題、これは事業化しておりますので、両方ございますが、鉄道計



画のほうについては、1と2併せて進捗状況と、それから現時点で菊陽町として何をすべきと考えているか、このことを併せて触れていただきたい。菊陽空港線については、現在の進捗状況を知らせていただきたい。そういうふうを考えておりますのでよろしくをお願いします。

まず、鉄道計画のほうでよろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問の空港アクセス鉄道計画の進捗についてお答えします。

本件につきましては、本年3月議会と6月議会でも御質問いただいておりますので、その後の進捗状況について御説明いたします。

県議会6月定例会の一般質問において、空港アクセス鉄道について4人の議員が質問され、県からは、令和2年度継続調査において、最大で24億円のコスト縮減が図られ、需要予測が1日当たり7,500人から5,000人に減少するが、定時性の確保による便益を適切に算出したことなどにより、事業の社会的意義や効率性を確認する指標であるBパイCが1を上回る結果となったことが説明されました。

このほか、鉄道と高規格道路が連携した高速交通網の整備の重要性や空港利用者以外の鉄道利用を増やすための周辺地域への企業や商業施設の誘致の必要性のほか、鉄道整備に伴う波及効果などについて答弁がありました。

また、7月15日に開催された第3回空港アクセス鉄道検討委員会では、県から、令和2年度の継続調査の結果に加え、BRTを含めた交通モード比較検討結果や鉄道整備に向けての課題などについて説明があり、委員からは、鉄道整備を後押しする意見や利用者を増やすために中間駅や空港周辺の開発が必要との意見が多く出されました。

これを受け、委員長が、他モードに比べて鉄道が最も効果的で実現可能性が高いと考えられる。一方で、財政の不透明さを払拭する取組や周辺地域の開発や利便性の向上などの鉄道利用者を増やす取組の検討が不可欠とまとめられました。

なお、現時点では、県から事業化の判断は示されていません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 菊陽空港線延伸事業についてお答えします。

菊陽空港線延伸事業については、令和3年6月議会の一般質問においてお答えさせていただきました内容と重複する部分もありますが、昨年度、熊本県と菊陽町がそれぞれの事業区間で道路の線形や標準幅員を計画するための予備設計を実施し、本年3月23日に熊本県の都市計画審議会で審議され、4月6日に県道大津植木線まで延伸する都市計画道路の変更が決定されております。

また、本年度は、熊本県と菊陽町がそれぞれの事業区間で工事に必要な図面等の作成や道路構造物の詳細構造を経済的かつ合理的に計画する詳細設計業務に6月から着手したところであります。その詳細設計の完了後には、橋梁やのり面及びボックスカルバートなどの構造物を含

めた道路の全体幅員で、改めて都市計画決定の変更を行う予定としております。

今後については、令和4年度、来年度から用地測量や建物等の補償調査を実施し、用地買収に着手する計画であり、関係者の皆様には丁寧に説明しながら早期の事業完了に向けて取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） まず、空港アクセスの鉄道計画のほうですけれども、多分見てらっしゃると思いますけれども、令和3年6月に県のほうから報告書が出ておりますですね。これは見ていらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

先ほどあらかた説明がありましたけれども、少し補足しますと、建設期間が6年間と予定したのが8年間が変わっておりますですね。それから、先ほどのもう一つは事業の採算性、採算が取れるかどうかという話ですが、いつ黒字転換するかという、そういうことですが、これも最初は国の補助が3分の1、県の補助が3分の1になれば、最初の調査では2年間で黒字化するということでしたが、次の詳細な令和2年の調査では33年かかるというのが出ておりますですね。

現在では、国の補助が18%、県の補助が18%という現行制度になっているので、これは県及び町長あたりのお仕事になるかもしれませんが、国や県としっかり調整をしていただくということになるかと思えます。

それから、先ほど費用便益、分析の話が出てまいりましたが、これは要するに数値化できるものもありますけれども、例えば定時性、きちっと時間どおりに着くということ、それから速く着くという速達性、それから大量に輸送できるという大量輸送性等についてはなかなか数値化できないという問題が1回目は出ておりましたが、その後、微細に検討されて、いずれも1.1を超える、この1を超えるかどうか事業化できるかどうかの判断の基準になるということでした。

あと、いろいろ波及効果等についても、幾つか項目がございますが、時間もありますので、それは省略をしたいと思います。

それから、町が今の状態を受けて何かできることはないか、前から私も思っておりますし聞いてもおりますが、町としてもこれは県の計画が具体的に出ないとなかなか言いづらい、取り組みづらい、あるいはコロナが今こういうふうに蔓延している状況の中では表立ってなかなか言えないというところもあるかと思えますが、私のほうから指摘だけちょっとさせていただきたい。

1つは、世論づくりですね。聞きますと、県は一生懸命になっているが、菊陽町はどうするんだという声がちらほらと外部から聞こえております。そういったものにやっぱり答えなくちゃいけないんじゃないか。これは指摘ですから、答えてもらう必要はありません。

それから、今想定できる変化、いろんな県のあれが、検討結果が出ていますが、その変化の

中でできる準備はないかどうか。考えてらっしゃるかと思いますが、例えば三里木周辺、駅の周辺、商店街と駅ビルをどうするかと、それから多分あそこが乗換え駅になりますので駐車場の問題が出てくるかと思えます。それから、周辺の道路、アクセスする道路の問題もあるかと思えます。それからもう一つは、中間駅、県民運動公園と免許センターの間にできる中間駅の周辺の土地利用、これは鍵が二重にかかっている状態ですので、それをどうするか。考えてらっしゃると思いますが、そういった問題も、ぜひ今後、進み次第、分かるものは、言えるものは議会のほうにもお知らせをいただきたいというふうに思います。

次に、菊陽空港線の道路の件ですが、もう都市計画は決定しているというのはこの前御返事をいただきました。それから、長塚団地については4回、それからその他の地権者とは2回説明会が進んでおるといことですね。大きな問題は出ていない。

用地の測量、買収は来年度、令和4年度から実際に開始をする。これは事業化されておりますので、そのように確認をしておきたいと思えます。

そのほか、もう一つ確認しておきたいのは、地権者とか長塚団地の問題で大きな問題は出ていないということでしたが、これはこのまま受け取ってよろこびますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 一応、長塚団地でございますけれども、道路沿線、住宅地でも該当しますけれども、道路沿線では騒音が発生するなどの環境面への影響が考えられますので、その点、関係者の皆様に丁寧に説明しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、こちらの道路のほうも6月には詳細設計に着手をするというふうなことで、ある意味では順調に進んでいるというふうに理解しとってよろこびますかね。はい。

いずれにしても、皆さん御承知のとおり、この鉄道計画と道路がどうなるかということとは本当に大事な問題になってまいりますので、今後ともいろいろの情報の収集とか、それから議会にできることがあればお手伝いとか、そういったこともよろしくお伝えをいただきたいというふうに思います。

これで、1番目についてはこのぐらいで今日は済ませておきたいと思えます。

次です。これは全員協議会等で町のほうからも議会に説明が随分ございましたが、菊陽町の総合交流ターミナル「さんふれあ」についても一度正したいというふうに思います。

まず、本施設の設立の基本理念がやっぱり大事だと思います。それと、それを踏まえた基本方針をどう考えているか、再度確認をしたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それでは、御質問にお答えします。

菊陽町総合交流ターミナル施設設置条例第1条では、「都市部住民と農村部住民との交流をととして、農業の振興及び活性化に資する施設として設置する」と規定しております。

本町では、都市化に伴う都市地域と農村地域の二極化現象の中にあつて、都市部住民と農村部住民との交流促進と農業の活性化を図るとともに、自然豊かな農業・農村の発展と都市部地域との調和の取れた社会の実現に努めることとしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この総合交流ターミナルというのは、前から触れてありますように、国の補助金も入って出来上がった非常に公共性の強い、そういう施設ですね。ですから、これをどうするかということは、中には民営化したらどうかとか、あるいは全く町と切り離れた存在にしてはどうかとかという意見がありますけれども、設立の趣旨からするとなかなかそれもでき難いような感じでいつも受け止めております。

だから、そこを踏まえながら、じゃあどうするかということですが、先日皆さんも御覧になったと思いますが、熊日にこういう第三セクターの記事が大きく出ておりました。ある町のそういう第三セクターでは、経営困難に陥って、そして町の補助も、市の補助も断ち切って、結果として倒産して、そういう状況になったという報告があります。

一方、菊陽町のほうは取り上げられて、町の資金補助を入れて何とか続いているという、そういう記事でしたが、なかなかやっぱりこの問題は、しかもコロナの問題がありますので、大変難しいんじゃないかというふうには思っておりますが、今後どうするかについて、6月25日の全員協議会、それから6月の定例会、それで町のほうから示された運営方針がございますけれども、それに照らして、今その進行状況はどうなっているかについてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、流れ的な部分で、全体的なことではちょっとお答えさせていただきますと思います。

さきの6月定例会におきまして、令和3年度の収支予想をマイナスの3,680万円と試算し、4月から6月までの経費を減じた2,930万円の支援金を承認いただいたところでございます。7月から代表取締役が交代、支配人、副支配人を配置するなど、新たな体制で運営を開始したところでございます。

電力供給や健康増進室運営の見直しによりまして、大幅な経費削減を行っております。月平均の営業利益は約440万円のマイナスから約280万円のマイナスへと改善されています。

施設の利用状況でございますが、コロナ感染症の再拡大により、大変厳しい状況が続いており、昨年度から大きく変化は見られないものの、従業員の接客や施設内の雰囲気に変化が見られ、利用者からは少しずつではありますが高評価をいただいているところでございます。

また、経営に付加価値を生むことが期待できますレストランにつきまして、アフターコロナを見据え、再開を検討するなど、一步踏み込んだ運営を模索しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） おおむねの報告だったと思いますが、少し具体的にお聞きをしたい。

1つは、方針として社員教育をちゃんとやっていくという話がありました。この社員教育については、私にも手紙が何回か、あちこちから来ました。非常に厳しい内容の手紙でしたけれども、非常に大事な部分だと思います。それがどのように実行されているのか、これをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 「さんふれあ」の運営の内容に関わってくる部分がございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、新たに支配人、副支配人を7月から配置しておりますけれども、採用しました兩名ともホテル業界の出身でありまして、接客態度についてのことは今一生懸命取り組んでおられますし、毎朝、朝礼の中でも接遇についてのお話、それからいろんな苦情等がありました場合につきましても、速やかにそのことを伝えながら、改善していきたいというような取組を行っておりますし、また農産物やその他の商品についての知識向上に向けた取組ですか、そういったこともまだ進んではいませんけれども、そういったことも取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

一応、少しはよくなってきたというようなお声もいただくんですけども、反面、まだ変わっていないよというようなお声もいただいておりますので、その辺はしっかり受け止めながら改善に努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この「さんふれあ」については、私のところにも数回、利用者の方からお便りをいただいております。内容は、大変厳しい内容です。社員の教育とか、それから接客の態度とか、あるいはあそこの営業の時間であるとか、全てにわたって大変厳しい内容の手紙が数回来ました。

ただ、これは名前、住所がない手紙ですので、そんなものを正式に扱うわけにはいきませんので、黙って伏せておきました。けれど、その手紙の内容そのものは、実に的確に「さんふれあ」の状況をつかんでいる方の手紙でした。

その方が、つい最近私に手紙を、手紙というか、ちょっとしたメモですけども、よこされて、その文面によると、支配人と副支配人が入って非常に頑張ってもらっていると、それから接客態度等も随分改善されたというふうな内容の、そういう投書的なものですけど、これも住所、氏名がありませんので公の扱いはできませんけれども、ただ、今まで非常に厳しいことを書いてこられた方がそういうことを書いてこられたということは、やっぱりこれは評価するべきところがあるんじゃないか、頑張ってもらってるんじゃないかというふうなことで、ぜひこの社内、社員教育等、接客等についても今後ともしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それから、次です。

町と「さんふれあ」の協定を見直すということをおっしゃいましたが、主な見直しはどうい

うふうになされたのか、御説明いただきたい。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それでは、お答えします。

菊陽町総合交流ターミナルの運営につきましては、指定管理者である有限会社「さんふれあ」との間に管理運営に関する協定書を締結しております。

これに基づきまして、必要に応じ実施、これに基づきまして運営を実施しているんですけども、必要に応じまして内容を検討、変更することとしております。しかしながら、これまで大きな変更は実施しておりません。

ただ、コロナ禍にありまして、現場では、感染防止対策及び従業員等が発症した場合の対応などについてマニュアルを作成し対応しているところでございますが、これらの対応を協定に明記するのかどうかということを検討しているところでございます。

また、協定書では、第6条で納付金について規定しておりますが、今回の件である程度の内部留保の必要性を強く認識したところでございます。

第6条についても、検討する必要があるかと考えているところでございまして、今後この2点について改善を含めたところで検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） たしか「さんふれあ」の運営、経営上、利益を生じた場合、それは町に還付するというふうなことがあったかと思えます。当初、たしか2,000万円というふうに記憶しておりましたが、間違いはないですかね。

それは結構なことなんですけど、今のコロナのこの状況の中で、無理するというのははっきり分かっていると思うんですね。そういった点については、暫定的にどうするかとか、大筋は変えなくても暫定的にどうするかとか、そういったことをやっぱりきちっと決めておいたらどうかというふうに、これは提案したいと思えます。

次です。レストラン部門の社員の方が休職になったり、あそこが営業できなかつたりという状況でしたけれども、社会の処遇がどうなっているのか、雇用と、それから給与、賃金、この2面について御説明いただきたい。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） レストランの従業員につきましては、レストランは今休んでおりますので、休職されている方には給与のほうをお支払いしながら、雇用調整助成金を国のほうからいただきながら、給与のほうはお支払いしておるというような状況でございます。

ただ、これも現在のところ11月までというふうになっておりますので、現在も9割ですから、レストラン部門で給与の1割は負担しておりますし、さらに調理器具等のリースもございまして、そういった経費も発生しております。

そういうような経費もございますので、コロナ後に向けて、レストランをどのように運営していったらいいかというようなことも検討も行ってございまして、10月ぐらいには、コロナが落ち着いた頃には再開できないかというふうなことも考えながら、そういったときに赤字を出さないためにどういった体制でやれるのか、テークアウトの形が多くなるかと思っておりますけども、どれぐらいの形で営業できるのか、そういった検討を始めておるところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 難しい問題ですけども、やはり雇われる側にしてみると、やっぱりこれも必死のところがありますので、生活がかかっていますから、この雇用についてはぜひ基本的に守り抜いていくということでやっていただきたい。解雇はありませんか、今までに。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 解雇はできませんので、ございませぬけれども、ただレストラン部門、人件費が大きいかさんでおります。今後、再開していくに向けましては、労働時間、働いていただいている時間を調整しながら、御理解いただきながら、あるいは配置転換等も考えながら、進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 給与についてはどうですか、これまでと変わっていますか。何か変化がありますか。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 変化はございませぬ。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 「さんふれあ」の経営についてもやっぱりシビアに考えなくちゃいけないと思いますけれども、そこで働いている人もことも、やっぱりしっかり配慮しなくちゃいけないというふうに思います。

それから次に、役職員の待遇、例えばこれは外部から質問を受けるんですけども、今度の支配人、副支配人ですね、その待遇については、特に給与についてはどうなっているのか。というのが、外からの心配は、今まで社長がそこにいらっしゃった、しかし社長は今のところは副町長になっていますから、その人件費は考えなくていいですけども、支配人、副支配人と2人おれば、随分経費の負担が増えたんじゃないかという心配が届いてきます。その辺についてはいかがですか。できれば、どの程度の補償をしてらっしゃるのか、大体の給与の数字、それで結構ですので言えれば教えていただきたい。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） ちょっとどれくらい、御質問に答えられるかというのがちょっと分からないんですけども、まず役員手当、役員手当は前任の高田社長が6月まで在籍されましたので、6月までの役員手当は発生しております。それと、支配人、副支配人の給与につきまして

は、全体経費も見ながら、それと年齢あるいはこれまでの経験、そういったものを加味しながら給与額の決定はさせていただいておると。

今申しましたとおり、「さんふれあ」全体の給与額については前年よりも抑えていっているというような、若干ですけれども抑えていっているというような状況でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） お見かけしたところ、この支配人、副支配人もちょうどやっぱり人生で言うならば一番費用がかかるというんですか、経費がかかる、そういう年代ではないかと思えます。子育てもしなくてはいけない、学費の問題とか、いろいろなものをやっぱり抱えてらっしゃると思うんです。だから、それをちょっと心配するんですが、外部からそういう声があったからこれをすぐ下げるとか、そういうことは私はできないと思うんですけど、本人たちが要するに自分の生活と照らして納得してらっしゃるかどうか、その辺をお伝えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 採用に際しまして、その辺のお話はさせていただいておりますので、採用を受けられたということは納得されているというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、前社長は退職金は出されたんですか、出されなかったんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 退職金は出してございません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それから、新しい社長に副町長が就任されましたけれども、この社長が充て職かどうか、あるいは全く個人的なものなのか、その辺についてお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 吉野副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 有限会社「さんふれあ」の定款で、取締役の就任は株主総会での選任事項というふうになっております。それと、代表取締役についての選任は取締役会での互選というふうになっております。

前任の高田社長の退職が6月いっぱいということでございましたので、希望されているということでございましたので、5月の株主総会で私の取締役への就任、そして6月25日の取締役会で代表取締役への就任についての議決がされております。そして、7月1日から就任しておるというような状況でございますので、副町長の充て職ということではございません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 確認しておきたいのは、今後のことがありますので、その一言です。

副町長になれば、例えば自動的にここの社長になるとか、そういうことではないんですね。

（「はい」の声あり）

はい、分かりました。



それから、町は今後どのような展開を想定し、どのような対策が必要になると考えているかについてお尋ねをします。

まとめて申し上げます。

問題は、資金が最初4,000万円、これは「さんふれあ」自体が借りて、その次は、今度はコロナの補助金として町が4,000万円補助していますね。それから、さらに6月の定例会で約3,000万円近い金が補助金として出されている。これがこのコロナの今の状況なんですけど、今後資金不足が生じないのかどうか、そういった場合にまた町の資金を提供するのかどうか、その辺についての方針をお伺いしたい。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

総合交流ターミナル「さんふれあ」は、農林水産省の補助を受け、建設しており、施設利用者は年間約31万人、コロナ禍の昨年度におきましても、約21万人の方が温泉を利用されています。

農産物直売所では、平時の売上げが約2億円、昨年度も約1億5,000万円を売上げ、農業所得の増大、都市部住民と農村部住民との交流が図られていると考えているところでございます。

また、町民の健康増進を図り、健康寿命の延伸を図ることを目的に整備した健康増進施設及び軽運動室では、昨年度2万4,000人を超える方が利用されています。

このように、総合交流ターミナルは、農業振興のみならず、地域福祉に大きく貢献している施設であり、今後におきましてもこれらの施策に深く関わり、地域福祉に大きく貢献することが期待できますので、継続して運営する必要があると考えております。

しかしながら、コロナ禍にありまして、ワクチン接種が進んでいるところではございますが、感染力が強いデルタ株が主流となる中、今後の状況は見通せない状況にあり、経営状況は厳しくなることも想定しておく必要があります。

先ほど申し上げましたとおり、施設の利用者は多く、地域福祉に大きく貢献しているとの認識でありまして、総合交流ターミナルは重要な施設であり、施設の運営を継続していく必要があるというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 仮定の話はなかなかできないというふうには思いますが、先ほどからちょっと触れましたように、やっぱり「さんふれあ」については、町民の方々が非常に注目をされているということをどうぞ心にしめておいていただきたい。厳しい状況の中ですけれども、その厳しさをやっぱり乗り越えるための必要な努力は最大限払いながら、あそこができるだけ持続していけるように、町のほうとしても配慮いただきたい。

ただ、あくまでも資金の場合には、これは税金ですので、おいそれと、私たちも提案されて

もなかなか、はい、そうですかというふうなことにもなりませんので、分かってらっしゃると  
思いますが、ぜひ厳しく、経営についてやっぱり厳しく見ていていただきたい。よろしくお  
願いしたいと思います。

では、次に移ります。

新型コロナ感染症の子ども、特に最近は子どもの感染が問題になりまして、子どもが家庭に  
入って、それが親に移ったりという形での感染の仕方が主流になっていますので、そこについ  
てお尋ねをしたい。教育委員会になります。

まず、菊陽町とその周辺部の感染状況を、子どもから感染するというその状況について何か  
つかんでらっしゃったらお知らせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

感染力が強いと言われるデルタ株により、全国的に感染者数が増加しており、それに伴い、  
若年層の感染者数も増加しております。

菊陽町も同様の傾向にあり、8月中の小・中学生の感染者数は14人となっております。ま  
た、公表されている県のデータによりますと、8月中の小・中学生の感染者数は、合志市が  
19人、大津町が12人、菊池市が5人、熊本市が304人といった状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 熊本市は規模が大きいので304人という大勢出ておりますけれども、私  
たちも何かやっぱり日頃暮らしていて、これまではコロナが少し遠いところにあるかという感  
覚がありましたけれども、どうもこのデルタ株が出てから、何か足元に迫ってきたなという、  
そういう感じをひしひしと抱いております。今後とも、この感染状況については私たちも注意  
を払っていきたいというふうに思います。

それに対して、学校、要するに学校というのは、全町民、全国民に関連する、そういう組織  
ですので、そこがどうであるかということは日本の国の感染状況を本当に左右するような、そ  
ういう性質を持っていると思います。

どのような対策を取っていらっしゃるか、概況をお伝えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

8月中旬以降、本町でも感染者が増加し、一日の新規感染者数が20人を超える日もございま  
した。このような状況を受け、お盆の帰省時期から2週間の間隔を取るため、8月27日を臨時  
休校とすることにより、29日までの3日間を夏休みの延長といたしました。また、30日及び  
31日を午前中3時間の短縮授業としまして、感染リスクの高い給食をカットするなど、慎重に  
前期後半を開始いたしました。

なお、その間、保護者の仕事等の都合により、自宅待機が困難な低学年の児童につきまして

は、15時に学童へつなぐまで学校で預かるという対応を取っております。

9月1日に通常授業を開始してからは、マスクの着用、登校前の検温、換気、校舎内の消毒などといった従来の感染防止対策を徹底することに加え、臨時休校や短縮授業、あるいはコロナ感染等による出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない場合には、タブレットを活用したオンラインによる学習支援に努めるよう、各学校に周知したところでございます。

なお、各教科の授業におきましては、感染症対策を講じながらも、なお感染のリスクが高い学習活動は慎重に判断することとしております。特に、運動時のマスクの未着用により感染リスクが高まる体育の授業につきましては、当面の間、授業時数を減らし、年間を通して時数調整を行っております。

また、最も感染リスクが高いと思われる給食につきましては、前を向いての黙食に加えまして、食事後の歯磨きも当面の間行わないようにしております。

さらに、中学校の部活動や小学校のジュニアきくスポの活動につきましては、まん延防止等重点措置が出されております9月12日までは原則中止ということにしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 聞いただけでも、本当に仕事がたくさん増えているなど、通常の学校の業務にプラスして、いろんな作業が増えているという感じを持ちます。

先生方の負担増、これについてはどういう状況でしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

児童・生徒を守るための感染防止の対策、罹患者が出た場合の対応、さらには自分自身の感染への不安など、その精神的な負担はあるものの、対応の見通しを明確にし、組織として対応することで、その負担を軽減していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この先生方に対する予防注射、これはどんなふうになっていますか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。ワクチンは、発症を予防する効果が高く、また重症化を抑制することが期待されることから、教職員に対して接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する職員が早めに接種できるよう、健康・保険課と連携しながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 各自治体によっていろいろ対応が違うようでございますけれども、前の一般質問でも申し上げましたが、子どもに接する方たち、これはやっぱり優先的に予防注射す

べきじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、オンライン授業で対処するというのをさっきおっしゃいましたが、この習熟度はどうなのでしょう。タブレットが全児童・生徒に行き渡っているというのは周知しておりますけれども、それをいかに使いこなすか、そういった面についての習熟度は菊陽町の場合どうなっていますか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

オンラインの学習支援につきましては、先般、各学校におりますICTの推進員から進捗状況のほうを伺っております。先週末から今週にかけて、Zoomの接続確認テスト、これを各小・中学校行っており、スムーズにオンラインでの学習支援ができるような準備が整ってまいりました。

今週、遅くとも来週にはそれぞれの学校でオンラインによる学習支援が整っていくものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この授業というのは、私もかつて教職にありましたから、よく分かりますが、基本的には対面ですね、やっぱり人格と人格が触れ合う、そういう形が一番望ましいですけれども、このようにやっぱりパンデミックになってきますと、オンラインというのも、これは本当に習熟しなければいけないものになってきているかと思えます。子どもたちの習熟度については大丈夫ですかね。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。子どもたちの状況についても、私が知り得ている情報でございますと、低学年の子どもを心配しておりました。接続確認テストも保護者が同伴でないとうまくいかないのではないかというようなことを大変心配しておりましたが、情報によりますと、低学年の子どもたちも何とかスムーズに対応ができているというふうに聞いております。

とはいえ、これから実際にオンラインでの学習支援が始まっていきますと、低学年の子どもたちは保護者の方がどうしても休まざるを得ないと、そういった状況も出てくるかと思えますので、そういったところも鑑みまして、各学校の校長先生方と相談をして慎重に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 菊陽町、よその町もそうですけれども、補助の先生を雇っていますですね。何ですかね、あれは、何といいましたか。

（「教育支援員」の声あり）

教育支援員と今言っていますかね。その人たちのこういったICTに関する研修とかは行われていますか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼します。校内研修には、教育支援員も同席をして一緒に研修を行っておりますので、教育支援員がタブレットを1台持ってはいないんですけれども、担任等が持っているタブレットを活用しながら一緒に支援をしていくという体制は整えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） その学習支援員のタブレットについては、本人が持たなければいけないと、そういうことではないんですか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。現在のところ、教育支援員にはタブレットのほうは配付しておりませんが、活用につきましては担任がZoomで授業を行うときにサポートすると、実際に支援員が授業をするということをございませので、担任が授業するときをサポートするという形になりますので、教育支援員のタブレットがなくても十分対応できるものと考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） あと、可能性として考えられるのが、パンデミックがひどくなった場合に、休校とか学級閉鎖とか、そういった措置があるかと思いますが、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。どういう場合に休校措置を取る、あるいは学級閉鎖をすると、お知らせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

今後、児童・生徒や教職員に罹患者が出た場合は、濃厚接触者等の状況把握のため翌日は1日臨時休校といたします。その後は、文部科学省から通知されておりますガイドラインに沿って、学級閉鎖、学年閉鎖あるいは休校の延長といった状況に応じた対応をまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この判断も非常に難しいと思いますけれども、子どもたちの学習権の保障と絡んできますので、慎重にやっていただきたい。

それからもう一点、給食ですね、例えば学級閉鎖なり休校なり、そういう措置が取られた場合に給食がなくなりますですね。そうしますと、共働きの家庭であるとか、あるいは片親家庭、そういったところの子どもたちですね、要するに給食で主に栄養を取らざるを得ないような状況になっている子どもたち、そういった子どもたちに対してはどのような対応を考えていらっしゃるか。それが1つです。

もう一つは、これは食材の納入業者がいらっしゃいますね。その方たちも大変困ると思うんです。その辺についてどういう措置を考えてらっしゃるか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。給食につきましては、休校等があった場合には、できる限り低学年のお子さんについては学校で預かれるようにとは思っておりますが、それでもやっぱりお弁当を持ってきてもらうというような状況に今はなっております。

今後、長期にわたって学校を閉じないといけないという状況が出たときに、子どもたちの食の保障をどうしていくのかということにつきましては、関係課、福祉課、先ほどそういった関係課とも相談をしまして対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 縦割り行政というのがありますけども、そういったことではなくて、課の枠を超えてでも、子どもたちのそういった困った状況を補佐していくというふうなことで、課横断的に対策を打っていただきたいというふうに考えます。

それから、納入業者については。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。給食納入業者につきましては、休校の判断が、陽性者が出て翌日を1日休校にするというようなことが、やむなし考えられます。そういった場合には、3日前までに分かっていたら、何とかあったんだけどということもございます。

そこはできるだけ早めには思っておりますが、今、陽性者が判明するのが夕方遅くになって、翌日をやむを得ず臨時休校にしないといけないということもございますので、その分は食材が多少無駄になるということもありますが、そういうことがないようにしていきたいと思えますし、長期にわたって休校等になった場合に、納入業者のほうは経営が非常に厳しくなるということがないようにとは考えておりますが、今具体的にこういう方策を取っていますというところまではまだ至っておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 残り3分ほどですが、学童保育の件についてお尋ねします。1点だけです。

いつも気になっているのは、学童保育は、要するに厚生労働省管轄になります。それから、学校は文部科学省管轄になって、本当に縦に縦割りみたいになっているんで、よく学童保育の先生方から聞くのは、小学校との、学校との連携がなかなかうまく取りづらいというのがありますが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 学童と学校との連携というところの話ですけれども、まずもっ

て教育委員会と子育て支援課のほうが学童保育の担当課となりますが、常日頃からきちっと情報共有をしながら連携した対応を、まずはきちっとできているというところがございます。

それと、学童保育の先生方と学校との連携という部分の話なんですけれども、基本的には、常日頃からこういうふうなコロナ禍以外においても、学校と指導員のほうはしっかり情報共有しながら、連携して運営をしていくということが基本となっておりますので、いろいろ御心配な点があるかもしれませんが、基本的にはできているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） おはようございます。渡邊でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。その前に、まず先日パラリンピックが終わりました。東京オリンピック・パラリンピック、本当に感動の大会でございました。パラリンピックに関しましては、本当に体に重い障害を持ちながら懸命に頑張るアスリートには大変な感動をいただきました。このコロナ禍での開催に反対する声もありましたけども、この月末に総裁選不出馬ということで菅総理はおやめになりますけども、本当にこの努力には感謝をいたしたいと思います。

また、大変このコロナ禍において総理が一人袋だたきに遭うと。やっぱりトップで矢面に立てば、それは致し方ないかもしれませんが、1年前に総理になられて、まずこの携帯電話の値段を下げて、デジタル庁を設立され、さらには様々な改革、ハンコの廃止とか、そういう習慣を直したり、そして不妊治療には保険の適用と、様々な改革を進めてこられました。こういうところもしっかりと国民は評価されるべきだろうと思います。

もちろん、私の大学の先輩でありますので、そういうような総理への思いはありますけども、私が最も期待したのは、このコロナが落ち着いた後の国と地方の関係です。総務大臣も経験をされ、改革派でございます大阪の知事、市長とも大変意見交換をして、地方の在り方というものにも、改革にも取り組んでいただけるものと思います。

これから皆様にお話しするこの内容も含めて、地方財政計画、それから国の予算も含めて、正直、今の日本の政治で大丈夫なんだろうかと。行政の皆さんはプロですから、常々そういう

ことを考えながら仕事に当たってらっしゃると思いますけども、やはりこの本町の数字だけではなくて、国全体の財政というものを見ながら、私たちは日々の議員としての仕事にも取り組まなければならないと思います。

そういった意味では、次の総理総裁はどなたか分かりませんが、国と地方の在り方、財政の在り方、そして行政のコストを下げ、人口減少社会でございますので、そういった取組にリーダーが生まれることを期待して、一般質問に入ります。

通告しておりますのは、公共施設等総合管理計画でございます。

こちらは、議員さんも御覧になった方はひょっとしたらいらっしゃらないかと思いますが、大変分厚い計画書でございます。これは、平成25年に国のほうがインフラ長寿命化基本計画というのを策定されて、地方はそれに合わせて公共施設等を総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、この計画を策定するよう要請されたということでございます。

本町の場合は、更新費用として今後40年間で約894億円、年平均22億円かかるという試算でございます。これを分けますと、建築系、箱物系で40年間で、これは更新費用です、415億円、年平均10.4億円、土木系の道路、40年間で191.5億円、年平均4.8億円、橋梁が今後40年間で18.6億円、年平均5,000万円ということでございます。

また、下水道に関しては、今後40年間で269億円ということで、布設から50年たっているということで、平成46年ですから令和16年ですかね、から更新費用がかかっていくということでございます。

さらには、先日説明もありましたとおり、また第二原水工業団地に絡んでの新しい30億円ほどの新設ということで、さらにこういった費用は今後もどんどん上がっていくものと思われます。

これが、見えないと思いますが、モニターは皆さんは見えないと思いますが、国土交通省の平成21年度の白書の内容でございます。この薄ら緑色が新設でございますが、これが逆転して完全になくなるのが2037年です。維持費、維持管理費と更新費が総経費を上回るという時期が来ます。すなわち、これを優先すると新設で新しいインフラ整備はできないという試算でございます。

2011年に、これはつくられておりますが、これから50年間の更新が190兆円、国家予算の倍以上ですね。190兆円で、そのうち更新されないストック分が30兆円あると。こういう時代を日本全体で迎えるという時代に來ております。

そういう中で、本町は平成29年3月にこの計画を策定され、やがて5年が経過するというところでございまして、この件についてお尋ねをいたします。

なお、今回は、道路橋梁等のインフラは、これはお金もかかるし大変重要なものでございますので、どちらかといえばこの建築系について問うてまいりたいと思います。

それでは、要旨の1番でございます。

現状と将来見通しについてというふうにしております。計画では、このグラフで、平成28年



から実施していると。これはシミュレーション上のためには、28年からやっているのかもしれませんが、こちらについて取り組んでいるということであれば、現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、平成26年4月の総務大臣通知を受けて、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」に基づき、全国の地方公共団体に策定しているものであります。

本町におきましては、菊陽町のインフラ施設を含めた全ての公共施設等において、それぞれの施設管理者が施設の状況に応じ、改修や修繕など必要な経費についての予算を計上し、改修等を行ってきました。

しかし、今後、老朽化によって一斉に更新時期を迎え、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されることから、更新費用が一時に集中しないよう、計画的な長寿命化等の実施による費用の平準化や維持管理に係るコストの縮減を図る必要があるため、平成29年3月に菊陽町公共施設等総合管理計画を策定しました。

計画策定時におきましては、建設から35年以上経過した町保有の建物が全体の24.1%を占めており、その後も年々老朽化が進んでいる状況でございます。

また、渡邊議員からもありましたが、インフラ施設を含めた全ての施設の更新費用を試算したところ、今後40年間で894.4億円、年平均で22.4億円となり、更新のピークとなる令和26年には年間60億円が必要になる結果となりました。

このことから、これまで行ってきた老朽化が著しく進んでから莫大な費用を投じる事後保全型ではなく、施設の機能、性能が大きく劣化する前に改修等を行う予防保全型の管理を行うことにより、更新費用の縮減と平準化を図ることとしており、近年は本計画に基づき、長寿命化が可能な施設は、設備などの改修を行い、長寿命化を図っております。

また、計画策定から5年が経過し、保育所の民営化や新たな施設の整備など状況が大きく変化していることから、総務省が令和3年1月に発出した「公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を踏まえ、本年度に計画の見直しを行う予定としています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今お聞きしようと思ったら、お答えになりましたけども、ちょうど5年を経過して、今ありました、後で質問しようと思っていましたけど、私立園の状況、これは中身を見ますと今あるやつ、ないやつ、いろいろあります。だから、その辺をどうするかということで、今年度から見直しを行うということによろしいですかね。はい。

では、次の質問に入ります。

アクションプラン策定の進捗状況でございます。

今答弁されましたとおり、このアクションプランという計画にのっとり、この総合管理計画について進められております。第1期が平成29年から平成38年までということで、令和8年ですかね、ということでございます。

まずは、もう5年を経過しようとしておりますけれども、策定の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

アクションプランとは、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」に示される個別施設ごとの長寿命化計画である個別施設計画のことですが、各施設管理担当課が順次策定を進めており、ほぼ全ての施設において策定または着手をしている状況でございます。

これまで議員の皆様には、各施設管理担当課が、必要に応じて施設の新設や大規模改修などの説明を行ってきました。今後も、新たな施設の整備や大規模改修などにつきましては、必要に応じて説明を行ってまいります。

これまでに、各施設管理担当課で策定した個別施設計画等につきましては、今見直している計画等もありますので、今後、取りまとめて調整していくこととしておりますが、議員の皆様には、示せる段階になりましたら示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） ローリングのことをお尋ねしようと思ったんですけど、今答弁されたんですけども、大体どのぐらいで見直しを行う予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それは個別施設計画ということ、公共施設等総合管理計画のことではないですか。

（12番渡邊裕之君「いいです」の声あり）

公共施設等総合管理計画につきましては、10年を計画期間としながら、5年で見直しを行い、5年で必要があれば見直しをして、10年でまた計画自体の更新というのを考えているところでございます。

今回5年目でございますけれども、大きく状況が変化しておるので、見直し、策定の見直しを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 分かるんですが、5年ごとのローリングの見直しの時期ということで、されるということでもいいんですけど、その見直しの時期、議会にも説明するというふうにおっしゃいましたけど、見直しにどれぐらいの期間がかかるかという話です。

要は、後ほどこの後の推進体制で申し上げますけど、要は、多分議員さんも御存じないんで

すよ。私は研修に行って、財政の研修に行ったときに必ずこの話と立地適正化計画、この話は先生がされますんで、当時、平成29年の研修で行きましたけども、存じ上げておりましたけど、やはりこういうことは策定とともに大体お示しをいただくというのが当然だと思うんですよ。

それで、5年たって、確かに中身が古いものがありますので、見直しをされるということで、その見直しの期間、これから見直し、例えば半年かかるのか1年かかるのか、今のところ大体分からないのか、その見直しの期間というのをちょっとお尋ねしているんですよ。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 見直しにつきましては、令和3年度の予算に計上して、現在進めるようにしておりますので、令和3年度中の策定を目指しております。できればその間にお示しができればと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） できるだけ、3年度中ということですから、私どももまだ任期がありますので、この任期の間にお示しをいただきたいと思っております。

それでは、その計画の推進体制、すいません、この要旨には推進方針を示せと書いてありますけど、これは推進体制です。この記載されているとお書きしましたけども、この推進体制に対しては、要するに財政課が主体となってやっていくということと、財政との連携や職員の意識とありますけど、やはりこの中で一番我々に関わってくる部分というのは、この中の町民・議会との協働という文言なんです。

読みますと、「町民・議会と行政の相互理解や共通認識の形成のため、作成した計画については、住民に公表します」ということで、これは総合計画も含めて全部そういうふうに書いてあるんですけど、また前文では、町長の挨拶の中でも同じように、「本計画書は、これからの施設のあり方を検討する上での素材となるように取りまとめたものです。今後は、町民の皆様や町議会の皆様の御意見をいただきながら、本町の施設の将来あるべき姿について、共に考えていきたいと思っておりますので、御理解と御協力の程、よろしく願いいたします」と、平成29年3月に町長のお名前前で、この前文で書いてあります。一番大事な部分だと思うんですよ。

まず、そこについて、この5年間、お示しをいただかなかった部分も含めて、答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

先ほど渡邊議員のほうからもありましたが、本計画の推進に当たりましては、財政課が主体となり、組織横断的に進行を管理し取り組んでいくこととしておるところでございます。

また、町民・議会との協働につきましては、計画に記載しておりますが、情報を共有しながら行政の相互理解や共通認識を形成することとしているため、作成した計画につきましては町

の公式ホームページで公表しているところでございます。

今後、新たに施設の整備や施設等の大規模改修を進める場合は、菊陽町総合計画などの計画に位置づけながら、町民や議会の皆様に十分に説明した上で進めていくこととしているところでございます。

施設の整備に当たりましては、多額の費用を要することから、中・長期的な財政収支の状況を注視し進める必要がございますが、これまでの事後保全的な改修などではなく、施設等の状況などを把握し、施設等の機能・性能が大きく劣化する前に改修を行うことにより、利用者の利便性を向上させながら費用の平準化及びコスト削減を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 公表するというところで、これはホームページから印刷したものですけど、この文言も町民は知らないです。議員さんも知らないんですよね。だから、こういうものをやりますということでお示しをいただく、これを印刷して全町民に配る必要はないと思います。

ただ、ホームページに記載してあるということは、アナログですけど広報とかいろんなものでお示しをしてやるべきだなと思います。

ちょっと小さくて見にくいかもしれませんが、これは四日市市の、これもネットで取ったんですけども、公共施設の大量更新問題を御存じですかということで、キャラクターを入れながら簡単に書いております。要は、私がこの質問するのもそうなんですけども、情報の共有なんですよ。議員さんも御存じない方も多いと思いますし、町民の方はほぼ御存じでないというふうに思います。

ただ、これから894億円、もちろんこれはソフトによる更新を前提とした積算ということは分かっていますけど、でもこれから全国でも190兆円かかるということが、やはりあれを造ってくれ、これを造ってくれという、住民ニーズとやはり生活するための今のインフラを守っていくという、その中でやっていく中で、町民にも理解してもらうためには、こういうふうに分かりやすくお示しをする必要があろうかと思います。

これは今すぐでもできるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） そちらにつきましては、現在見直しを進めておりまして、現在の計画から大きく状況が変わっているところがございますので、今現在の計画の見直しを終えた時点で、また皆様には分かりやすい情報提供、そういったものは考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 見直しをして、今年度ということですから、併せて細かいところは多分

出ないと思うんですよ、私立保育園の件とか。だから、今の中でも大きな、一番、60億円になるとかというところの大きなところはやっぱり共有するべきだなと思いますので、ぜひその部分をお願いをいたしたいと思います。

それから、もう一つは議会ですね。

今回、箱物だけじゃなくて、インフラも含めれば、ちょうど議会の所管事務なんですね。総務から産業建設まで、道路橋梁、だから産業建設自体は、目視で5年間に橋梁を点検しているという報告だったり下水道の長寿命化ということは伺っておりました。

それぞれの課でそうかもしれません。特に、大きいのが学校施設ですから、そういったところも教育委員会から報告があっているかもしれませんが、今後の計画については、やはり委員会の中でしっかりと説明をしていって、情報を共有しながらやっていくべきだと思いますけど、そこはいかがですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、お答えいたします。

まず、全体的な計画、更新の状況につきましては、現在見直しを進めております。その中で、入れ込める、計画の中に載せ、記載できるものは記載していきながら、全体のものについては策定していきたいというふうに考えているところでございます。

個別の施設の具体的な改修であったり今後の方針につきましては、それぞれの各施設なり担当の中で具体的な詳細については説明していくということで、そちらはこれまでと同じような形にはなりますが、そのようなところで考えていきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これは大変重要なことだと思いますんで、特に金額も大きいし、だからやっぱりこれはぜひ情報の共有ですね、我々が知ること町民の皆さんにも説明することができるんですよ。ただ、行政が説明しないと、こういうことも説明しないというふうなことになりますから、ぜひこういった大事な情報は常に共有するように今後進めていただきたいと思います。

では続きまして、基本方針についてお尋ねをいたします。

この基本方針にいろいろ全体目標であったり維持管理方針などございますけども、今回ざっくりとした通告で大変申し訳なかったんですけども、事前にこのような、特にこの中身ということで、課長には事前にお話をしております。

やっぱり一番大きいのが、この財政の不足というところで、先ほど答弁にもありましたとおり、ピークですね、これは2038年から2046年という、いつか分かりませんが、令和20年から令和28年の間が平均を上回る更新費用だということで、令和26年には更新のピークを迎えて、年平均22億円ぐらいということでございましたけども、2.7倍の60億円がかかると。

これも更新ベースであります、すなわちこのぐらいのお金が今後かかってくるということで、その財政スキーム、財源のスキーム、これを見ますと、今の、さきにはその期間に備えて

基金等の積立てや維持管理等の削減を図りますということで、基金を見ますと、関係するのはこれだろうなというのを先日決算で代表監査委員からいただいた資料を見ますと、決算ベースでいうと、公共施設整備基金が5億400万円で、学校建設基金が2億3,900万円、町営住宅建設基金が120万円というぐらいのことかなと。要するに、ざっくりと今後関わる基金。全然足りませんですね。

だから、体育館を建てたときのように、毎年1億円ぐらい今後積み立てていくのか、それとも今後、地方債ですね、今年度いっぱいだったら公共施設等適正化管理推進事業債というのがありましたけども、こういったものを活用していくのか、今後の財源スキームについてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

事前にいろいろお伺いしていたこともありますが、今財源スキームということでございましたので、財源についてちょっと答弁させていただきたいと思えます。

財源につきましては、渡邊議員からもありましたが、公共施設の長寿命化などを実施するための財源としましては、個別施設計画を策定することによって活用することができる公共施設等適正管理推進事業債がございます。

また、基金につきましても、先ほど渡邊議員からありましたが、公共施設整備基金や学校建設基金などがございます。

こちらの基金の積立てにつきましては、今後の財政状況を見ながらということでございますが、財政的な余裕、余裕というわけではございますが、計画的に財源を見たときに必要があるときについては、計画的に積立てを行っていきたいというふうには考えております。

また、本計画におきましては、更新に係る費用が年間平均22.4億円ということでございます。令和20年頃から更新時期は集中する見込みということでございまして、現在の過去10年間、決算状況におきます投資的経費の年間平均というのは、今現在28.8億円となっております。厳しい財政状況ということではございますが、更新に係る費用の平準化、それとコストの縮減などを図ることによりまして、財源的には、国庫支出金や地方債など、そういったものを活用しながら、計画的に更新していくということで、それについては可能であるというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 公共施設等適正化管理推進事業債と、とても長いですけど、これも令和3年までですね。今後も継続してあるんですかね。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、ちょっと更新、その期限については延びたりしておりますので、今

後も今現在の全国的な計画の策定状況、施設の更新状況を踏まえると、今後こちらのほうは期限は延長されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） この事業債ですけど、充当率は90%ですね。交付税措置が30から50%ということでございます。ただ、これをよく見ますと、国交省のを見ましたけども、財政力指数が0.8以上は30%なんですね。ですから、70%は地方債、全部自前で持たにゃいかんということで、こんなもんですかね、地方債は。全部自分のところで賄わなくていい分、いいんですけど、財政力がいいと、こういうぐらいいいということで、もう少しこれに対して国からの支援はないのかなと思いますけど、ただ余談ですけども、この地方財政の借金残高というのは、ちょうど研修で出ました、31年度末で194兆円なんですよ。ちょうど190億円とさっき出ましたけど。

そのうちに、今交付税で措置すると言いましたけど、そのお金もないもので、交付税特別会計借入金から一時的に借りている。それが31兆円ということで、大変な、国も地方財政計画、平成13年から、特に臨時財政対策債が延びていますんでね。この財政、地方財政も本当にこれで大丈夫なのかなという不安もありますけど、そこでこういった地方債を使うというのは理解できます。致し方ないと思いますけど、要は本町の財政で見ると、公債費比率の上昇の懸念ですね。

現在、この間いただきました決算の資料では12.2%ということでございます。今後、年平均22億円と仮定して60億円、想定すると今回の予算58億円ぐらい、コロナの予算で増えていますね、200億円ぐらい。大体これが何年か続くということで、これは国庫補助金ですか、ですからまだいいんですけど、これを地方債で賄うとなると、公債費比率も含めて大変菊陽町の財政自体も厳しくなるということが想定されますが、そこについては、もちろんそれじゃないと賄えない部分はあると思いますけど、そこについてお考えはありますか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えします。

公債費比率でございますけども、地方債を幾ら借り入れて進めていくかというところになるかと思えます。地方債については将来にわたって利用される住民の方にも負担を同じくお願いするということで、地方債を借り入れながら、将来にわたって借金を返済していくことの趣旨もございまして、地方債の活用については当然ながら活用させていただきたいと思っております。

また、公債費比率については、単年度の借入れが大きくなる、またその年度が続けばそういった上昇というのは考えられることではございますが、長期にわたって財政収支を見ながら、公債費、借入れが多額とならないように、そちらは計画的に進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今回の質問で一番大きな課題でした。これが、ならこの辺もやはり町民・議会と協議しながらやっていかなければならないと思います。

あまり時間がないので、いろいろ書いておりましたけども、新規整備は極力控えるということで、課長とも話しましたが、本町の場合は長寿命化を図るということでございます。

先日、庁舎の改修が19億円、こんなかからないという話でしたけども、やはり新規で建て直したらいいんじゃないかという議員さんいらっしゃいますけど、やっぱり今のような話をすると、なかなかそうはいかない。未来にツケを、やっぱりツケばかりできないと。建て直すのも一理あるかもしれませんが、これだけやっぱり更新費用がかかる中においては、使えるものはできるだけ長く使うという方針は正しいと思いますので、ぜひその方針で進めていただきたいと思います。

全体目標の中で、機能性、ワンストップですとか、複合化とか、施設の必要性などをうたわれております。今後、更新の際にどのような施設を目指すのか。これは庁舎とかだと思えますけども、機能性とか複合化、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

すいません、今の御質問については5番目の包括委託に含まれてということ。

（12番渡邊裕之君「いや、それはまた別」の声あり）

ではなくてということでございますか。

複合化につきましては、その施設の耐用年数、更新の時期というものが来た場合におきまして、ほかの施設についても更新時期を同じ時期に迎えた場合において、町として複合化していったほうが効果的、効率的であるかということ踏まえた上で、そちらのほうを検討して、必要があるとなった場合には複合化というのも検討も考えていく必要はあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） まだ検討、どういう複合化かというのはないということでもいいんですかね。

これも政務活動費で行きましたんで、一応紹介しますが、新潟の長岡市です。アオーレ長岡というとてもすばらしい、新国立競技場を設計された隈研吾先生が造られたもので、議会行政棟はもちろん、公民館機能、そして土間があって、そこで市民の皆さんがいろんなイベントをする。セブンイレブンも入っています。

こういうワンストップの施設、これは物すごく規模が大きいですから、こういうものは無理かもしれませんが、やっぱり今後は町民の皆さんが寄っていただくような様々な複合化というのはぜひ検討して、ワンストップでサービスができる施設というのは、ぜひ更新の際にはお願



いしたいと。先の話ではありますけど、ぜひお願いしたいと思います。

6の統合、廃止の推進であります。これは、この計画はあくまでも平成の大合併において合併した自治体を想定されているのかなど。コンパクトシティもそうですし、公共施設を建て直すときは、言わばコンパクトにしていって施設を縮減して統廃合していくというのがメインかなと思います。

本町は面積も含めて非常にコンパクトであるし人口も増えておりますので、現段階では統合や廃止というのは必要はないかと思いますが、その辺の、一応項目でありますので、その辺についてどう検討されるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

施設の統廃合につきましては、市町村合併や人口減少などに伴い、施設の総量や施設数が過剰となり、施設稼働率等が極端に低下している場合などに検討するというものでございますけれども、本町におきましては合併市町村ではなく、人口増加も続いております。

今後も人口の増加が見込まれるということから、当面の間は施設の統廃合についての検討は考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） いたずらに統廃合する必要はないと思います。これは、言わばそこに住む皆さんに不便を与えることですので、やはり長寿命化を図りながら活用していくという方針でいいかと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

ちょっと時間もございませんので、これはさっきちょっと触れられましたが、私立保育園もこの計画の中ではそのまま、その更新費はどうなるのかということでお尋ね、事前にしましたら、それは町のほうでは負担しないと。それぞれの私立園がするというので、これは今後は民間事業者でやっていただくということでございますので、それらも今894億円の中に入っておりますので、これはいいとしましょう。

あと、その他の施設というのがありますね、一番最後に。保守点検も少ないし、旧耐震基準で27.1%あるんですけども、特に多いのがこの施設で、いろいろ知っている方に聞くと、使っていないとか、廃止したとか、いろんなものがあります。老朽化、耐震レベルともCの施設が多いですし、そもそもこれらの施設を町が今後の更新、維持もするべきか、これは再度精査すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

その他施設につきましては、町が建設した施設でございますので、公共施設等総合管理計画に記載し、機械的にシミュレーションしているというところでございます。

今後の具体的な更新につきましては、今具体的に御説明できることはございませんが、公共

施設等総合管理計画に公共施設ごとに施設の目的や位置づけなどを確認し、今後も町がその施設を有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証するというふうにしておりますので、そのような観点でそれぞれ判断していくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） その時代には必要であったものも、やはり今の時代に必要ないもの、例えばそういう補助をしてする場合もあったと思います。ただ、今再検証してということでございますので、ぜひ無駄なものは廃止はどんどんやっていって、無駄な施設をなくすという方針でお願いいたします。

では、包括委託についてお尋ねをいたします。

先ほど来、事後保全でなくて、予防保全の話をされておりますが、やはりいろいろと見ますと、この包括民間委託もしくは包括的管理業務委託という検討は様々な自治体でされております。

そこでまず現状の保守点検方法、これの個別の施設ごとの基本方針を見ますと、保守点検が4項目ほどございます。まず、これは別々に委託している、今の現状も含めて御説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 今、維持管理に係る点検等については、それぞれ個別に委託して実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） このコストに関する基本的な考え方という中で、各施設の共通する業務委託については、指標の標準化委託の包括化について方法を検討しコストダウンを図ると。

総合計画の中にも、主な施策として公共施設の適正な管理運営と整備、長寿命化対策、この下に民間委託の推進ということで、記載されております。

今後は民間委託に対してどのような検討をされていくのか。これはちょっと話しましたけど、ふじみ野市の市営プールで女の子が、排水、吸水口ですか、引き込まれて亡くなったと。その責任を市の職員が負って、最高裁で有罪になったんですね。これが判例になっているんですよ。ですから、本町でも同じようなことがあって裁判になったときは、本町の担当職員もしくは課長、部長が有罪になると。これは懲戒免職、免職になっているという話です。

そういったことがあるので、やはり予防保全等、保守点検というのはしっかりやっていかないかん。特に長寿命化を図るならという視点です。

そこで包括的管理業務委託というものをやっぱり真剣に検討すべきだなと思いますけども、そこについてのお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

本計画につきましては、これまでの事後保全型の施設管理ではなく、予防保全型の施設管理を行うことによって、トータルコストを縮減する方針としております。これにつきましては、建築系の、特に公共施設におきましては効果的な予防保全型の施設管理を実施するには、総合的な管理運営や定期的な保守点検の実施と専門的な知識が必要となるため、PPP/PFIなど民間活力を活用した施設維持管理・運営コストの縮減を検討することとしているところでございます。

また、複数の公共施設の包括管理業務委託などにつきましては、町民サービスの向上や行政の事務の効率化などが期待できるものであり、各施設におけるサービスの質の均一化が図られるとともに、定期的な保守点検の実施による施設の瑕疵による事故防止等が期待されます。

公共施設等管理における包括的民間委託は、近年国が推進しているものであり、各地方公共団体においても徐々に取組が広がっている状況です。

本町におきましても、包括的民間委託を実施するに当たっては、公共施設をマネジメントする組織体制の構築や包括的民間委託のメリット、デメリットなどを検証し、各公共施設等の設置の趣旨や特性などを考慮した上で検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） その方針で、答弁の中にもありましたように、いわゆるサウンディング、対話型市場調査、いろんところがされていますし、公開でされていますので非常にフェアだということで、まずこのサウンディングをするべきだというふうに思いますけれども、これについてはいかがですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、質問にお答えいたします。

サウンディングにつきましては非常に効果的な方法だとは思いますが、それぞれの施設を整備していく、そういうところに当たりまして、そういった手法を取り入れていくかどうかについては、その個別の施設ごとに判断していくというような形で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） いずれにしましても、民間の委託というのは、今後施設を維持管理するため重要だと思いますので、検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の項目に参ります。もう時間もございませんので、ちょっと進めてまいりたいと思います。すいません。

昨年3月に、子どもの貧困対策計画についてお尋ねをいたしました。大変重要なこの課題で

あります。

そこでこの1年半ほどたちましたけども、現在の取組と進捗状況についてお尋ねをいたします。

もう時間もないので簡単でいいんですけども、今取り組んでらっしゃるいろんな施策がございいますが、その中で取り組めていないと、これは責める意味じゃなくて、なかなか事情もあろうかと思いますが、その施策及びその課題は何か、お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

本町の子どもの貧困対策計画では、4つの基本施策の下、38の施策を位置づけておりますが、38の施策のうち37の施策については、現在、取組を行っております。

取組を行っている37の施策の例を挙げますと、教育委員会が実施しております学校現場へのスクール・ソーシャルワーカーの配置のほか、義務教育段階の就学支援の充実、独り親家庭への進学費用等の負担軽減、生活困窮世帯等への学習支援や子どもへの生活支援などが挙げられます。

議員から御質問のありました取り組めていない施策は、検討課題とした子ども食堂のみであります。地域の民間団体が、令和2年度において、子ども食堂の実施を計画されていたのですが、コロナ禍の影響があり、実施を断念された経緯がございます。

また、令和2年度の学校休業期間中には、町において、子どもの食事の確保と見守りを兼ねた子ども食堂臨時代替事業を実施したところです。

今後も、民間団体による子ども食堂の実施を検討課題としながら、既存施策の拡充も併せて検討しつつ、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 子ども食堂ができていないということで、これが検討されていたということで、大変これは喜ばしいことだと思います。ただ、38のうち37ということですけども、子どもの居場所づくりですよね、こちらは取り組んでらっしゃるのか、本町にあるのか。この中では、どこかな、子どもの居場所ありますよね、項目で。地域の学習教室がそれになるんですかね。身近な地域で学びの場や安らぎの居場所を確保と。こちらについてはいかがですか、今の現状です。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 地域の学習教室の進捗状況というところでお答えいたします。

（12番渡邊裕之君「居場所としてどういうふうにするんですか」の声あり）

もちろん、居場所的なものもありますけれども、基本的には学習支援を行うというところの趣旨で行っている事業であります。

これについては、平成30年度頃までは実際利用される子どもさんもいらっしゃって、実施ができておった状況だったんですけども、子どもさんのほうがやめられて、その関係で先生方もやめられた関係で、今はちょっと中断しているという状況です。

今後は、コロナ禍の影響がありまして、なかなか改めて募集というところまではつないではいけないんですけど、また今後実施に向けた検討を進めていきたいと思っているところです。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 内閣府の今年度の予算で、地方自治体への補充が13.6億円、これは何かというと、行政からNPO等に子どもの居場所等を設置する、居場所づくりを設置する場合は補助率を2分の1から4分の3に引き上げるということで、こういったものもございます。

もしくは、県の補助金で、1市町村当たり50万円というのもありますし、今募集しております日本財団の子ども第三の居場所と、これは内容はすばらしいです。これできると、御覧になったですかね、これをする、これは民間で、やっぱり行政の、ただこれはNPO等がやるときは行政の届出が要るんですね、行政とやると。だから、こういうのをやはり町内のそういう方々にお願いをしてつくる、建設費も出ます。5,000万円ですかね、最高。上限5,000万円です。補助率100%、絶対ないですよ、行政では。

だから、国を挙げてこれだけのことをやっている団体があるんです。だから、行政だけの力ではなくて、いわゆる共助の部分でNPOとの連携が必要ですよという話を前もしたと思います。

ですから、こういう取組についてはいかがですか。もちろん名乗りを上げてもらわんと、行政としてできないと思いますけども、その名乗りを上げた場合の行政の体制としてはいかがですか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 日本財団が今始められている事業のことをございますけれども、近くですと大津町さんが今始められたところですけども、大津町さんのほうに話をお聞きしましたところ、この子どもの居場所づくり事業ですね、これを始められた経緯につきましては地元のNPO団体が自主的に日本財団からの財政支援を取り付けた上で、同団体から町に対して同事業の周知などに対して依頼をしまして、日本財団、大津町、NPO団体による三者協定の締結に至ったというところでお聞きしました。

ただ、この事業につきましては、9月に始まったばかりということでございますので、同事業による成果を今後注視していきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 学童とされて、みんなのおうちですね、江口さんのところのね。長くされているんで、やっぱりあそこは立派な活動をされておられます。おっしゃるようにNPOが主なんです。ただ、これに必要な書類で、自治体協力届出というのがあるんですね。だから、

やっぱり協力してやっていくと、自治体もちゃんと認知しとかんといかんということですから、今後こういう申出があったときは、これは9月のあと何日かで締切りなんで、多分出てこないと思いますが、毎年されると思います。

要は、子どもの1年は大人の1年と違いますよね。ですから、支援が必要なときにはやっぱりしっかりやっていかにゃいかんという思いでございますので、ぜひお願いをしたいと思いません。

では続けて、年度ごとの目標と成果を掲げて定量的に進めるべきということで、この関連する基本施策の中に、総合計画の主要政策4の子どもの貧困プロジェクトとしてうたわれておりますが、この中には成果指標がないですよね。あるのは町内保育所の待機児童だけです。ですので、この中でアンケート取って15.8%ですかね、生活が苦しいということで。これは前回申し上げました県や国のアンケートと、調査とほぼ一致しています。ほぼ全国で15%ほどの世帯では苦しいというような調査結果が出ております。

ですから、そういう世帯があるということであれば、やはりその世帯に対してどのように改善をしていくかということころは、やはり定量的に示すべきであろうと思います。大変難しいかと思いますが、計画を見直せというわけではなくて、今後担当課として取組として、1年間でどう取り組んでいくかというのは、やはりお示しをするべきではないかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

年度ごとに成果指標等を設定することにつきましては、成果指標を設定するにしても、どのような指標を設定することが適切か、指標の基となるデータをどのような方法で収集するか、その指標は他市町村との比較は可能かなど、研究すべき課題が多くあります。

また、国の子供の貧困対策に関する大綱では、地方公共団体による実態把握の支援のため、子どもの貧困状況に関する地域別データの把握・提供に努めるほか、各地方公共団体を実施する子どもの貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行うとしています。

こうしたことから、年度ごとに成果指標を設定するに当たっては、国の地方公共団体に対する実態把握支援の検討内容を踏まえて、研究していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 子どもの貧困というと、分かりました、貧困というと、各世帯の話題じゃないかというような、これは政治的に駄目な視点ですけども、要は私どものNPOも支援を受けております。子供の未来応援国民運動の中の文章の一つは、要は、子どもの負の連鎖、貧困の連鎖により、将来支える側になるべき大人ではなくて、支えられる側になること、これが

社会に対して今後若者が負のスパイラルの中で自立できない大人になってはいけなと。だから、子どもたちをしっかりと高等学校まで出させて、就職に就かせて、何とか働いて御飯を食べられるところまでやっぱり支援していかなければならないと。そうしないと、また社会保障費が増大、増えるというようなことが課題でありますので、ぜひこの課題は何年かけてやるというようなものではなくて、毎年やっぱり取り組んでいかなければならないと思いますので、また後は委員会でいろいろお尋ねしますんで、よろしくお願いたします。

それでは、残り10分になりましたんで、3番目の質問事項に入らせていただきます。

先ほど甲斐議員から「さんふれあ」のお尋ねがございましたけども、私は「さんふれあ」の指定管理者についてお尋ねをいたします。

質問要旨はこのように書いております。今の営利法人である有限会社の組織変更であったり、定款の目的を変えたりということでございます。

この質問に至ったのは、以前指定管理者を公募制にすると、今非公募で有限会社「さんふれあ」が受けておりますけども、その説明を全員協議会でいただいたときに、私から質問をいたしました。公募になって、有限会社「さんふれあ」がその公募に漏れたときはこの会社はどうなるんですかというお尋ねに、町長は、それは目的がなくなるんだから解散するというような趣旨のお話をされました。

もちろんそこには社員もおりますし、ではその次の公募のときにはもうチャレンジできないんですね。だから、法人で立てて、目的がそれ一つであれば、やはりこの会社は解散しなければならないというのも問題であろうと思いますし、6月議会だったですかね、2,900万円の補正を入れました。議員からも厳しい御意見が出ました。しかし、山川部長からも、大変施設の意義であったり公共性であったりということで、熱い思いで提案をされて、可決をいたしました。

そういった中で、やはり今の指定管理者はただ営利法人でいいのかと、その目的が「さんふれあ」の維持管理と運営だけでいいのかという思いがございましたので、このような質問をいたしております。お願いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それではまず、有限会社「さんふれあ」の組織替えについてお答えさせていただきます。

菊陽町総合交流ターミナルの指定管理者であります有限会社「さんふれあ」は、平成15年4月に総合交流ターミナルの管理運営を目的として、第三セクター方式により、菊池地域農業協同組合、菊陽町商工会、菊陽町畜産分区、熊本市酪農業協同組合、さん彩出荷協議会の菊陽町の農業と商業を牽引する5つの団体と町とで設立しております。

第三セクターは、行政の計画性と民間の効率性を取り入れた公共性と企業性を合わせ持つ組織体であり、行政あたりが施策を打つ段階での受皿として設立されるケースが多く、官民が一体となった法人でございます。

菊陽町総合交流ターミナルの運営に関しましては、地域福祉に貢献するとともに、農業をはじめとした町施策の受皿として期待しているものであり、公共性を保ちながら、独立採算が維持できる以上の利益を求めているところでございます。

総合交流ターミナルでは、公共性を確保し、多くの方が利用しやすいように使用料を低価格帯に設定し、条例で定め、指定管理者へは、サービスの向上やイベントの実施など施設利用者を増やすための営業努力とその収益による独立採算を求めています。この考え方は指定管理者がどのような法人になろうと変わらないというふうに考えております。

また、経営が安定的なものであれば、公共性と企業性を合わせ持つ第三セクターによる運営が好ましいと考えておりますので、今のところ組織替えについては考えてございません。

続きまして、定款の目的の変更についてお答えさせていただきます。

有限会社「さんふれあ」が総合交流ターミナルの運営に関する事業以外に新たな事業を展開できるよう、定款の目的を変更するべきではとの質問と解します。

有限会社「さんふれあ」は、総合交流ターミナルの運営を目的として設立しておりますので、総合交流ターミナルの運営に必要な事業のみを定款でうたっております。新たな事業への取組につきましては、有限会社「さんふれあ」の事業領域の拡大や企業としての成長につながるものと考えられますので、コロナ禍及び経営状況を見ながら有限会社「さんふれあ」に提案していきたいと考えております。

現状では、社長の交代をはじめ現場を預かる支配人及び副支配人の配置をしたばかりでございますので、まずはコロナ禍にある総合交流ターミナルの運営基盤を固めていただきたいというふうにご考えているところでございます。

現場では、新たなスタッフにより、コロナ禍を乗り越え、新たな挑戦を始めようと模索されております。理想とする組織体で公共性を保ちながら機動性を生かし、収益性と地域福祉への貢献度を高めていただきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） よく分かります。ただ、さっき冒頭申し上げました、町長が、では今後公募制の可能性もあるんですね、このまま一応支配人が来ることで、本来であれば今年度の末で一応終わりということで、公募をするということでありましたけども、支配人、副支配人を雇用するに当たってはそんなことではいかんということで、こんな延ばされました。しかし、今後も経営難ということで、責任を負われることで公募というのはあり得るわけですね。

じゃあ、町長がそのとき答弁されたように、目的がそれ一本であれば、公募になった場合はこの会社は解散ということよろしいんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、解散にならないように、そういった部分で努力をし



てまいりたいというふうに考えております。

第三セクターが独立採算で運営できれば、これが一番ベストだというふうに考えております。有限会社「さんふれあ」の指定管理者としての期間は、さきの第2回定例会におきまして6年3月までの承認をいただきました。コロナ感染症の状況にもよりますが、コロナ禍が終息したにもかかわらず、経営が改善しない場合は、公募も含め、指定管理者の選定について検討することとしております。

しかし、現段階におきましては、コロナ禍が終息し、コロナ禍以前の経営状況に戻ることを期待しているところをごさいますて、今後改善するよう支援していきたい。また、事業料金のごさいますた。今まで以上のある程度経営基盤が固まって今後のことを考えれば、議員おっしゃるように、あらゆる角度の中でできる仕事をやっぱり模索して、そこを築き上げていきたいというふうに考えているところをごさいます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 今すぐまちづくり会社化しろということ、NPOで確かに営利ですから、まちづくり会社のほうがいいかなと思います。

まちづくり会社については、視察ができれば視察をして一般質問しようと思っておりますので、細かいことは申し上げませんが、一般的に良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行う目的として設立された会社ということで、お隣、合志市も御代志駅周辺の開発ということで、副市長が社長をされて取り組んでおられます。

いろいろと見ると、まちづくり会社の主な事業の内容が施設整備とか公共公益施設の活用、管理運営事業なんですね。ということは、今の有限会社「さんふれあ」の仕事もそうであって、これにこの仕事を負わせれば、要は何が言いたいかということ、公金を入れたときの問題なんですよ。「さんふれあ」だけに入れるから問題があって、「さんふれあ」がほかの公益的事業をすれば、それは認められるというところを私は申し上げたいです。それがまちづくり事業であれば、なおさらでございます。

空港までのアクセス鉄道ができれば、三里木周辺も再開発しなければならないと。ただ、行政が行うのではなくて、今取締役といいますか、株主の枠組みをおっしゃいましたけど、まさに商工会、JAという、こういう皆さんが入っている。これに銀行や地元企業が入ってつくれるのがまちづくり会社でありますので、そういった意味では今理想的な会社の経営体系かなと思います。

ですので、まだ空港の三里木周辺のそういったところではすぐにはできないかもしれませんが、これは市民も株主になれるので、そういうふうに町民も入れたまちづくり会社だということで、それで一緒に「さんふれあ」を中心に、都市と農村のそこの連携であったり地域活性化に取り組んでいければと思います。

これについては、またお尋ねをしますが、ぜひ、まずは6年までしっかりと次の指定管理を取れるように、また頑張ってくださいたいし、一つはまちづくり会社という意味合いもぜひ取

り組んでいただいて、検討いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時6分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁を求めます。

今年の6月議会で、18歳までの医療費の無料化を求めましたが、早速町長の決断で来年4月から無料化を実施する準備をするということで、町民の方も大変歓迎されています。また、今のコロナ禍の中で、町民への大きな支援になると思います。

今日の質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナ新規感染者が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっています。今、地方自治体に求められているのは、命を守ることを最優先にした対応です。

感染力の強いデルタ株により、爆発的な感染が拡大し、町長の行政報告のとおり、菊陽町では8月だけで157人が感染、また8月までで329人の方が感染をされています。8月は7月に比べ急増しています。

熊日の報道では、9月5日時点で県内の療養者が1,720人、入院中が329人、そのうち重症が18人、中等症が164人、軽症が137人、無症状が10人、そして宿泊療養が355人、自宅療養が838人、療養先調整中が198人、自宅療養と療養先調整中を合わせると1,036人に上ります。また、県内の病床の使用率は52.9%となっています。

今日、やはり今、連日テレビなどでも報道されています。首都圏では入院が必要なのになかなか入院先が見つからず、自宅で療養しなければいけない人が非常に増えて、やはり町民の方もそういう報道を受けて、かなり不安を持っていらっしゃると思います。

この菊陽町の感染者数、そして入院数、ホテル、宿泊療養者数、また自宅の待機者数、療養先調整中の自宅の療養者数など、今どのような実態なのか、まず初めに質問します。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町の9月1日までの陽性確認者は、累計330名となり、先ほど議員も申されましたが、8

月1日から31日までの一月間の陽性確認者は157名、7月ひと月に確認された方が9名ですの  
で約17倍となっております。

なお、熊本県が公表しているデータでは、市町村単位での公表はされておらず、個別の事例  
については町で詳細を把握することはできません。

町としては、県が公表した感染者情報を町ホームページ等で町民に最新情報をお伝えして、  
感染拡大を最小限に抑えるため、保健所や関係部署と連携して感染対策の徹底に努めておりま  
す。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今の答弁では、県は結局感染者数しか町に公表していなくて、ほかの  
状況というのは町としては全く分からないのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、県の公表では市町村ごとの感染者数、それから県全体の、先ほど議員が  
冒頭に数字のほうをおっしゃられましたが、入院中の方、そのうちの重症者とか施設の療養  
者、自宅待機者、県全体の数値しか公表しておりませんので、町単位で本町が詳細を知ること  
はできない状況となっております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 例えば熊本市では、皆さんも御存じだと思いますけれども、報道では  
猫の世話を理由に入院をためらい亡くなった方がおられましたよね。また、連日、先ほどお話  
しましたように、首都圏などでは結構酸素飽和度が下がっていてもなかなか入院できないと  
か、救急車が来ても入院先に運んでもらえないとかという、そういう医療崩壊の事態が起こっ  
ているんですけれども、今お話をお聞きしますと、結局町としては全く町内の方がどの程度、  
自宅なのか、宿泊、ホテルなどに療養されているのか、入院をしたほうがいいんだけども自  
宅で療養せざるを得ない人がいるのかどうかも把握のしようがないということで、その実態  
を、役場の担当者の方も非常に心配されていると思うんですけど、実態は全く相談とかなけれ  
ばつかめないということですか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

今議員がおっしゃられましたように、町のほうで情報を知り得ることは不可能な状況になっ  
ております。

感染症法では、保健所を有する県または、県内であれば政令市の熊本市、保健所を有してお  
りますので、そちらは、熊本市は県と同等のレベルの対応を求められておりますので、熊本市  
は自分のところの保健所の数値等は把握できるというふうなことになります。

それ以外の県内の市町村は、県全体の公表数しかありませんので、各市町村がそれぞれにデ

ータを把握することはできない状況になっております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、菊池の保健所は菊池市、それから合志市、そして菊陽町、大津町の全体を把握しているということでしょうか。ちょっと確認ですけど。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

菊池保健所がどのようなところまで状況を把握しているかというのは確認はしておりませんが、あくまでも県のホームページで公表される内容につきましては、県の健康危機管理課ですかね、あちらのほうで公表されていると思いますので、菊池保健所が管内の市町村の状況を全て把握しているかどうかは町としては確認はしておりません。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 菊池保健所の管内は今言った市町村で間違いないですか。

私は、今日はやはり入院が必要なのに自宅で療養しなければいけない方が、私たちの身近なところにもいらっしゃる、それが一番問題であり、心配だなと思ってこの質問をするんですけども、今お話をお聞きしますと、それは感染症の関係で、県段階で対応するというところで、ただ菊池保健所だけでこの感染爆発をしている状況で2市2町を全体としてどこまで把握できるのかなと、私は非常に不安を持ちます。

それで、やっぱり全ての患者さんに症状に応じた必要な医療を提供するというのが、一番町民の方の安心・安全を図るためには非常にそのことが大事だというふうに思っています。

政府は8月3日に、重症患者と重症リスクの高い患者以外は、原則自宅療養という重大な方針転換を行っていますし、私も医療従事者だったということもありますから、本当にコロナの患者さんを事実上自宅に放置するという、そのことは中央段階、政府段階では撤回されていないので、非常に無責任だなというふうに思っています。

熊本県でも、8月24日時点では、自宅療養者が全療養者数に占める割合は45%でした。容体が急変しても必要な医療が受けられないということを起こしてはいけないなと強く思っています。

私の知り合いの方で、やはり熊本市でも救急車が搬送先に行って、そこでいろんな病院に問い合わせ、30分ほどそこにいて、その後、動かずにそこでいろいろ病院を探していたというのも身近でやはり起こっているのかなというのがありますので、政府に対しては、やはり原則自宅療養の方針を撤回するよう、ぜひ町としても求めていただきたいと思います。この点については、町長、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の件につきましては、これは県のほうで毎日菊池保健所管内の感染状況は市町村別に報告は来ますけども、その内容は詳しくは伝えられませんので、私のほうからは、町としては感染された方への支援といいますか、そういうものについて、中には非常に感

染の内容を見ると支援が必要だなと思いますけども、そこは名前は絶対言われませんので、非常にそこまでしないと、数だけ報告してもらっても、実際の対応するのはきちんと町としてできることはやりたいとは、そういう思いでいますけども、どこの誰が感染したというのは、個人のプライバシーというか、そちらのほうが大事ということかもしれませんけども、一つにはやはり命がかかるとということでもありますので、そういうことは求めますけども、実際は出ていないのが状況です。

国のほうに町のほうから直接そういう要望するというようなところまでは考えておりませんが、県のほうの保健所のほうとか、県北の総務部長のほうから連絡が入ってきますけども、そちらのほうにはそういうところをきちっとやってもらわないとなかなか市町村としては支援がしにくいんだということで、その辺の話はよくやってはおりますけども、実態としては誰がどう感染したという、どういうところに、病院に入られたのか、ホテルなのか、自宅におられるのか、そういう内容は一切明らかにされておられません。それが現状であります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） これは別に菊陽町だけではなく、全体の自治体がそうだとすることを私も改めて思ったんですけども、それにしましても、個人の誰々が感染をされているということは情報をもらえないにしても、自宅療養者がどのくらいいらっしゃる、宿泊施設にどの程度入所されている、療養されているとか、その辺はやはり町行政としても分からないと、今の感染の状況がどういうふうに町民の方になっているのかという実態がこのままではつかめないんじゃないかと私は思いますので、やはりもっと宿泊療養施設を増やすとか、いろんな臨時の医療施設などを増やすにしましても、結局町行政としては今は感染者数だけしか把握できなくて、そのほかはほとんど情報がないという状況なので、やっぱりこれは私も今後ともまた全体としても考えていかなければならない問題ではないかというふうに思っています。

次は、自宅待機者への食事の支援とか、パルスオキシメーターとか、そういう準備や対応はどうなっているかということで上げていますが、このことも結局町としては、県任せで町としてこういう準備をするつもりがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

それでは、質問要旨の自宅療養者への食事、パルスオキシメーターの準備や対応はどうなっているのかというところで、お答えをしたいと思います。

県では、自宅や宿泊施設療養中の方及び自宅で入院待機をされている方に感染者の状況に応じて必要な食料を届けるとともにパルスオキシメーターを貸与しています。

また、県が、これは本年2月1日に設置しておりますが、設置している看護師が常駐する療養支援センターが、1日最低2回の電話による健康観察を行っているというふうに聞いております。

食事の支援等につきましては、今療養支援センターのほうで1日最低2回の電話連絡をして

健康観察をしているというふうに申しあげましたけれども、その際に食事などの聞き取りの希望を確認して、全部が全部ではないということではありますが、必要があれば県が食事や日用品を自宅に送るといふようなことをされているということで、保健所のほうからは聞いております。

町の独自の支援につきましては、今町が直接窓口があるわけではございませんが、社会福祉協議会のほうで新型コロナに関する全ての相談というようなことで、相談を受けておりますので、そういったところを御利用いただいて、もし金銭面のことはもちろんでございますが、それ以外に感染された方が困ってらっしゃるような場合は、今のところ社協のほうではそういったことに対応しているというふうに確認しております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 県というのは結局保健所ですよ。必要な食事やそういうパルスオキシメーターなんかをちゃんと準備しているということですが、それも直接町で把握しているわけではないので、ちょっとどの程度かというのはよく分かりませんでした。

また、療養支援センターも1日2回の健康観察をするということですが、これも結局どこに療養されていて、何名いるかも町としては分からないということですね。

そして、社協で新型コロナの相談窓口をしているということですが、私が心配するのは、やはり家庭内感染が拡大して、子どもの保護者や介護を担う方が感染した場合、要するにその人がいないと介護ができないとか、子どもの世話ができないという方がした場合などは、どういところで相談してちゃんと対応されるのかなというのをお聞きしたかったんですけども、これは今町段階では社協だけで、特に行政の窓口でそういう相談を受けているということではないのでしょうか。そういう事例は今までなかったのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えします。

先ほど申しあげましたように、社会福祉協議会のほうでは、新型コロナウイルスが今回出ておりますけれども、それ以前からやはり困っている方の相談というような形で様々な相談業務に対応されているというようなことで、その中の一環として、新型コロナウイルスの感染症の方も対応しているというふうな状況にあります。

よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 分かりました。結局、社協は今まで非常に生活が困難な人とか、そういう方を対応していたので、今までの窓口でコロナの対応もしているということですよ。

となりますと、やはりコロナが第5波だけで終息する見込みは、ワクチンがもっと徹底しないといないというふうに思っていますし、またやっぱり季節性というのもありますから、秋冬にかけてどうかなというの私は非常に懸念しています。

それで、やはり町として相談体制、ちょっとあまりにも実態が把握できていないんですけれ

ども、やはり必要ではないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 町としての相談体制ということでございますが、全国ではそういった行政のほうで窓口になっているところもあるように確認はしております。

ただ、全国でもやはり個別の情報というのは各市町村に全てが情報提供されているというわけではないと思いますので、ある自治体のやり方としては、困った方はどうぞ御相談くださいということで、相手が特定できない方で住民の方から相談があったら、個別に対応するというふうな展開をされている自治体もありますので、そこまでやるかどうかというのは、今後その必要性も含めて検討すると、一応検討するということは必要なのかなというふうに今思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 部長がおっしゃっているように、検討するのは必要だと思います。あまりにも実態が分からない中で、テレビの報道なんかどンドン毎日のようにありますし、町民の方のやはり不安というのは大きいので、やっぱり町民の方が安心して、町はこういう相談もしっかり乗ってくれるという相談窓口は、ぜひほかの自治体も検討して、調査とかして、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、次が3番目です。

教育委員会から感染拡大防止のための臨時休業などの通知が出されていますが、児童・生徒が罹患した場合、どのように対応されるのか、お聞きします。

これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子どもの感染をめぐる状況も大きく変えました。児童・生徒を含む10代までの感染者数が激増しています。従来、感染は大人から子どもに伝播するとされてきましたが、子どもから大人に伝播するという新たなパターンも報告をされています。

新学期が始まりましたけれども、学校の感染対策、今までよりも一層先生方も大変な中、対応されていると思いますが、感染対策一層向上しているのかどうか。先ほど甲斐議員の質問のところで幾つか答弁がありましたけれども、再度お答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。ただいまの御質問につきましては、午前中の甲斐議員の御質問の中でも幾つかお答えをさせていただいておりますが、改めまして詳しくお答えをさせていただきたいと思います。

児童・生徒または教職員の陽性が判明した場合は、判明が夕方になることが多く、その後、保健所による濃厚接触者の特定に時間を要するため、翌日を臨時休校とし、保健所と連携しながら感染の広がりを把握するとともに、学校施設の消毒を行うようにしております。

その後は、文部科学省から出されましたガイドラインに沿って、同一学級で複数の児童・生

徒の陽性が判明し、それに伴って複数の児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合は学級閉鎖、また同一学年で複数学級に及んだ場合は学年閉鎖、複数学年に及んだ場合は臨時休校といった対応を行うこととしております。

なお、臨時休校、学級閉鎖、学年閉鎖により、やむを得ず学校に登校できない期間は、タブレットを活用したオンラインによる学習支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

文部科学省のガイドラインでは、学校内での感染者が出た場合の、発表されていて、検査の対象者について改めて整理をされているのかなと理解しています。

検査対象者として感染者と同じクラスや部活動に所属している児童・生徒などを例示されていて、保健所の調査を待たなくても濃厚接触者や検査対象者の候補者リストを学校が作成し、それを保健所が認定すれば行政調査の対象となるということで、文科省はガイドラインでは、学校で子どもの行動履歴を速やかに特定することは困難だとして、濃厚接触者だけではなく、検査対象者の考え方に基づいて広く検査をしてほしいと指摘をされています。

もちろん起きないほうが一番いいんですけども、教育委員会が事前に保健所と話し合い、初動態勢について考え方を整理しておくことも必要だということでもなされているので、そういうガイドラインに沿ってされていると思いますが、検査対象者の考え方もそういうふうに行政としても捉えられているのかどうかを確認します。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

今議員御指摘のように、濃厚接触者の特定につきましては、特に首都圏では保健所がなかなかその業務に対応し切れない状況になっているというふうに認識しております。

菊池管内では、菊池保健所と現在も頻繁にやり取りをしておりますが、濃厚接触者の特定につきましては、従来どおり菊池保健所の指示に従っているということが現在まだ可能な状況でございます。

ですので、濃厚接触の特定につきましても、各学校で行動履歴を基に教育委員会、学校医と相談しながら決定するというのではなく、現在は菊池保健所と相談をしながら指示に従っているという状況でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 菊池保健所が機能がしっかりしているということだと思いますけれども、検査については熊本県が、その後、半額補助をするとか、そういう状況も聞いているんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 現在、菊池管内でもPCR検査を受けている児童・生徒は多数出してお



ります。その際の費用の半額等については認識をしておりません。

町内でもPCR検査を受ける児童・生徒は複数おりますけれども、その費用についてはそのまま無償という状況で、濃厚接触者に特定された場合には保健所で検査を受けているというふうに認識しております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私もちよつと確認が不足しているんですけれども、何かちよつと県の段階でそういう検査の補助というも出されているようなので、よかったらまた後で教えていただきたいと思います。

それで、学校の対策としては、結局マスクをする、そして換気をする、そして学校へ登校する前にしっかりと健康チェックを、子どもさんたちの健康チェックをするということだと思いますけれども、やはり小・中学校は児童数が多くて密な環境なので、各教室にサーキュレーターとか扇風機とか、そういうのをちよつと考えていただけないかなという、これは提案なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。現在、消毒用のミストガン等も配付しておりますが、換気をするための機材等につきましても、また今後検討させていただきたいというふうには思います。

現在のところ、子どもたちそれぞれ休み時間には窓を開けたり、あるいは空き教室が時にはございます。例えば理科の授業で理科教室に行っているとか、体育の授業で運動場に行っているとか、そういう際には教室を使用しませんので、その際には全ての窓を開けて換気をするといったことは徹底しておりますので、そこら辺は今まで以上にまた徹底をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 換気のほうも結構小まめになされていると思いますけれども、またサーキュレーターなどもお金がかかる問題ではありますけれども、ぜひ検討もしていただいて、感染拡大を防ぐために努力をお願いしたいと思います。

それで、次の4番目ですけれども、感染拡大を防ぐために、6月議会で学校、学童関係者、保育関係者などへのワクチンの優先接種をお願いしていました。

午前中の答弁では、希望する職員は早めに対応しているという答弁だったんですけれども、大体希望されている職員の接種はほぼ何割ぐらい終わっているのか、お聞きします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

学校の先生や保育士などの優先接種については、各先生方の住民票のある所在地でのワクチ

ン住民接種、それから県民広域接種センターでの接種に加え、本町でのキャンセル待ちへの登録を案内して早期の接種を勧奨しております。

その結果、町内の教職員の1回目接種済及び2回目までの予約完了者は、9月1日現在で87.6%となっております。

また、保育士等につきましては、1回目接種済が約74%、放課後児童クラブ指導員の方につきましては約78%、これは8月27日現在の数値となっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 感染拡大の中で、やはり社会生活を続けていく上で、医療関係者に続き、介護、保育、教育、役場の職員の方、インフラ関係者などへの接種は欠かせないと思います。また、接種できない子どもたちを守るためにも、保護者の接種も急がれます。ぜひ、十分な体制を取っていただきたいということを要望します。

次に移ります。

次、5番目は、有症者への検査以外に、無症状感染者を早期に発見、保護し、治療につなげるため、いつでも、どこでも、何度でも受けられるPCR検査を実施できないかと。

それから、県に対し、熊本空港に無料PCR検査キット配付を行うよう要望できないかとしています。

私たち共産党が熊本県にこういう要望をしますと、それは県の担当者の方は、市町村でやれるということで答弁を受けたんですけども、なかなか市町村は感染者数しか教えていただかなくて、いろいろこういうふうに要望すると、後は市町村でと県が言うのはどうかなと思いますが、大規模検査については大分市などが取り組んで、観光県というのもありますけれども、取り組んでいまして、市内、大分市は抗原検査センターを市で設置して、県外への出張者や市民が無料で検査を受けられるということで、8月1週間で9,594人だから、約1万人の検査をして、症状がない人、無症状な方で陽性の方が60人発見されたということです。

ぜひ、私としては、そういう無症状のときにやはり検査をすることが大事ではないかと思いますが、その点についてどういうふうにご考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

政府のほうは、8月20日に、児童・生徒の感染拡大を防ぐために感染の有無を調べる抗原検査キットを幼稚園と小・中学校に配付する方針を決めたそうですけれども、その点について何か情報があればお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

これまで町が任意に実施したPCR検査実施については、延期となっております成人式において県外から帰省される参加者にPCR検査キットを配付して、参加者の健康確認及び町内での感染防止に活用する予定としております。

また、本定例会におきまして、抗原検査キットを町に備蓄するための補正予算を計上しております。活用方法としましては、町内の公共施設、学校、保育事業所、高齢者施設等で利用者や従事者等に軽度であっても症状が表れた方がいる場合などに、抗原検査キットを使用して感染リスクがある人を早期に発見し、感染防止に努めるものです。

小林議員御提案のいつでも、どこでも、何度でも受検可能なPCR検査については、これまでの一般質問でも答弁しておりますとおり、国の主導の下、県と市町村が地域の実情に合わせ、目的を持って実施することが効果的であると思っております。

また、空港での無料のPCR検査キットを配付する事業の県への要望、こちらについても答弁のほうを申し上げてよろしいですか。まだいいですか、はい、分かりました。

すいません。じゃ、学校のほうの状況は教育委員会のほうからお願いします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えいたします。

抗原検査キットについてでございますが、こちらは文部科学省から各自治体に、教職員が使用することを想定して配付される予定というふうになっております。

なお、児童・生徒への使用も考えられるとされてはおりますが、使用に当たっては、保護者の了承の下、慎重な対応が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 古賀部長にお聞きします。

抗原検査キットは、すいません、どの程度の量で、補正を、ちょっと手元にないので、幾らぐらい補正になっているかをお尋ねします。

それから、文部科学省、子どもさんへのやはり検査というのは学校とかではなかなか現実難しいと思いますので、それはちょっとまた対応がもっと検討が必要かなというふうには思います。

それから、空港の答弁もらわなかったのは、県もなかなかやる気がないみたいなので、ちょっと県がやる気がないのに、町はやりますというわけにもいかないのかなと思ひまして、答弁は要らないと言ったんですけれども、私としては、やはりもう少し県も町も本気でしっかりと無症状者の感染、症状がない人、そういう段階でしっかり見つけて保護するということが、感染拡大を防ぐ第一歩だと、私たちは感染症は検査をして隔離する、保護するというのが一番の第一歩だというふうに思っているんで、こういう提案をしているんですけれども、なかなか県も町も、国もそうですけれども、この検査については非常に後ろ向きだと思います。

全世界でたしか140番目ぐらいだったんじゃないかと思ひます。PCRの検査をしていない、日本はですね。世界の中でも140位ぐらい、検査をしていないということで非常に問題だと思ひます。

それはそれで問題だと思うんですけれども、先ほど言われた検査キットの数と予算をお願い

します。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） お答えいたします。

抗原検査キットにつきましては、今回は300セット、予算にしまして60万円程度を計上させていただきます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） できればもう少し、60万円の予算ではなくて、もう少し予算を取っていただきたいと要望して次に移ります。

次は、高齢者施設・障がい者施設等で実施している定期検査を、学校・保育所・学童クラブなどに拡大できないかということでしていますので、答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

学校・保育所・学童クラブの定期検査につきましては、小・中学校については、先ほど教育部長のほうから申しあげましたとおり、文部科学省から各自治体に抗原検査キットが配付される予定となっております。

また、保育所等、それから学童クラブにつきましては、1施設上限50万円の補助金を用意しておりますので、その補助金の用途としまして、抗原検査キットの購入やPCR簡易検査キットの購入も可能となっておりますので、主に職員の方が検査を受けられるというような形になると思いますけれども、そういったものも活用していただいて、早期の感染防止対策を講じることができるというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 7番目に移ります。

国は持続化給付金、家賃支援金を1回だけの支給で打ち切っています。2回目の支給を町としても国に働きかけるべきではないかとしています。

既にこの間、第5波の感染拡大、またまん延防止等、ずっとこの1年半以上、そういう状況になっていて、本当に経済的にも非常に厳しい方が増えています。町としても、2回目の支給をぜひ強く働きかけるべきではないかと思いますが、町長の見解をお聞きます。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

今質問にございました持続化給付金、家賃支援給付金については、昨年度、国の支援事業として、前年度の売上げから50%以上減少している事業者などを対象に実施されました。両事業ともに、新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が延長され、事業者が悪影響が強く出始めた時期に開始されたもので、中小企業、個人事業者の事業の継続を下支えする効果があったと考えております。

現在、第5波と言われ、新型コロナウイルス感染症による感染者の増加が続いていますが、現在経済については大きく変化してきており、業種によってその影響に大きな違いが出ています。

そのような中、町では、飲食業が特に厳しい状況にある業種と判断しており、昨年度には、飲食業・宿泊業支援金、感染防止対策補助金の各事業を行い、今年21日からは、プレミアム付食事券事業も開始するなど、限られた財源の中でめり張りをつけて、事業者向けの支援事業を展開しております。

また、国においては、時短営業や外出自粛などの影響を受けている事業者向けに現在月次支援金も実施されていることもあり、現時点では、御質問にあった2つの事業について国に2回目の支給を働きかけることは考えておりません。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 感染拡大、やはり医療体制が逼迫する中、町民の命と暮らしへの不安は尽きません。町としてできる限りの工夫をして、町民の安心を支えていただきたいというふうに思います。

特に、実態がなかなか分からない、県が教えてくれないからそのままの状況では、なかなか私たちがどういう提案をすればいいかがつかめないという状況もあります。

ただ、やっぱり今の担当、ワクチンなどを担当している職場などは、本当に仕事も業務量も増えて非常に大変だと思います。やっぱりそういうところにはしっかりと人手もつけていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

町でできないことは、やはり県や国に要望していく、これは必要だと思います。特に、感染症の今の状況で、県が中心ということですが、一番最初に戻りますが、やはり保健所のあの体制で全体をカバーすることが本当にできるんだろうかという疑問を持っていますので、やはりそういうところは町としても問題点はしっかり県や国に上げていっていただきたいということを述べて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時49分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和3年9月9日（木）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和3年9月10日（金）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和3年9月14日（火）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和3年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和3年9月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第42号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について  
日程第2 議案第43号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第3 議案第44号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について  
日程第4 議案第45号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について  
日程第5 議案第46号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第6 議案第47号 町道路線の認定について  
日程第7 同意第12号 菊陽町教育委員会委員の任命について  
日程第8 報告第9号 令和2年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について  
日程第9 報告第10号 有限会社さんふれあの経営状況について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1番 廣 瀬 英 二 君  | 2番 矢 野 厚 子 君    |
| 3番 大久保 輝 君    | 4番 阪 本 俊 浩 君    |
| 5番 西 本 友 春 君  | 6番 那 須 眞 理 子 君  |
| 7番 佐々木 理美子 君  | 8番 中 岡 敏 博 君    |
| 9番 北 山 正 樹 君  | 10番 布 田 悟 君     |
| 11番 坂 本 秀 則 君 | 12番 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 佐 藤 竜 巳 君 | 14番 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 岩 下 和 高 君 | 16番 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 福 島 知 雄 君 | 18番 上 田 茂 政 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 平 木 元 宏 君

総 務 部 長 板 楠 健 次 君

福祉生活部長兼  
福祉課長 矢 野 信 哉 君

健康保険部長兼  
健康・保険課長 古 賀 直 之 君

経済部長兼農政課長 山 川 和 徳 君

土木部長兼  
都市計画課長  
総務課長  
介護保険課長  
下水道課長

井 芹 渡 君  
矢 野 博 則 君  
渡 辺 博 和 君  
丸 山 直 樹 君

会計管理者兼  
会計課長  
財政課長  
建設課長  
総務課総務法制係長

川 上 一 弘 君  
澤 田 一 臣 君  
矢 野 和 幸 君  
小 泉 秀 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第42号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第42号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第42号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和3年度も5か月が過ぎ、歳入予算の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたものなど状況の変化等により支出すべき事案が発生したため補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6億646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億7,163万6,000円と定めるものです。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正は、1の追加が2件ございます。

1件目が、菊陽町立小・中学校ICT支援業務で、期間が令和4年度から令和6年度までの3年間、限度額が3,040万円であります。

2件目が、菊陽町立小・中学校外国語指導助手派遣業務で、期間が令和4年度から令和6年度までの3年間、限度額が3,180万円あります。

下のページを御覧ください。

第3表の地方債補正は、1の追加で西部町民センター施設整備事業を440万円、公共施設等適正管理推進事業（道路）を2,070万円追加し、2の変更で臨時財政対策債の限度額を2億2,150万円増額し5億9,490万円に、県営土地改良負担事業の限度額を450万円減額し1,030万円に、道路等整備事業（公共事業等）の限度額を640万円増額し960万円に変更するものです。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、1億6,806万7,000円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりです。

次に、款の13地方交付税は、説明欄の普通交付税を5,673万1,000円減額しています。普通交付税が2億4,883万7,000円と決定されたことによる減額です。

下のページを御覧ください。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金は、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、事業化分の3,947万7,000円を増額するものです。

15ページをお開きください。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の2老人福祉費補助金は、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所整備補助金として4,115万1,000円計上しています。

16ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、地方税収入の増加などにより1億8,000万円減額しています。

款の22繰越金は、令和2年度からの繰越金を2億6,263万6,000円増額し、計を4億1,263万6,000円としております。

下のページを御覧ください。

款の24町債は、先ほど地方債の補正で説明しましたとおりですが、項の1総務債は説明欄の臨時財政対策債を2億2,150万円増額しております。

18ページからは、3の歳出になります。

歳出の中でそれぞれの目に給料、職員手当等がございますが、これは職員の人事異動による組替えなどによるものですので説明は省略させていただきますが、51ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧ください。

それでは、補正額の大きなものを中心に説明いたします。

20ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費、節区分の17備品購入費は、説明欄の事務用備品で、仮称防災センターに配置する事務用机、椅子などの費用として1,490万4,000円計上しています。

下のページを御覧ください。

目の8財政調整基金等費は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき令和2年度剰余金の2分の1以上を積み立てるもので、1億3,500万円増額しています。

目の11電子計算費、節区分の12委託料、説明欄の総合行政情報システム変更業務委託料は、総合行政システム更新に係るデータ移行費用などで6,674万3,000円増額しています。

26ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費、節区分の18負担金、補助及び交付金は、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所整備に対する補助で、4,115万1,000円計上しています。

目の3障害福祉費、節区分の22償還金利子及び割引料は、事業完了月と補助申請の時期の関係により、既に令和2年度に収納していたものを実績に応じて返還するものとして2,998万1,000円計上しています。

28ページをお開きください。

目の13新型コロナ対策事業費は、福祉避難所運営に必要な新型コロナ感染症対策や生活困窮世帯などへの食料支援、介護施設における新型コロナ感染症対策機器購入補助などで、961万8,000円増額しています。

下のページを御覧ください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、節区分の12委託料で、説明欄の設計委託料は、菊陽北小学校放課後児童クラブの建設に係る設計業務委託などで、1,599万3,000円計上しています。

32ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室23名分の時間外勤務手当や事務用パソコンの購入などで1,641万2,000円増額しています。

37ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の15農業集落排水事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の下水道事業補助金は、農業集落排水事業の污水枝線築造工事分などで2,900万4,000円増額しています。

目の20新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の総合交流ターミナル農産物直売所出荷手数料等補助金は、売上げが減少しているさん彩出荷協議会会員の出荷手数料等の一部を補助するものとして478万9,000円計上しています。

39ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、説明欄、工場等立地促進補助金は、誘致企業の設備投資に対する補助として5,351万5,000円増額しています。

40ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分の14工事請負費で、説明欄の道路維持工事は菊陽空港線の舗装打ち替え工事などで2,598万6,000円、歩道橋整備工事は光の森駅前横断歩道橋の基礎工事などで1,300万円、通学路交通安全プログラム対策工事は通学路緊急点検に伴う対策工事で756万円増額しています。

42ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の14工事請負費で、説明欄の駐車場整備工事は、令和2年度に購入した図書館北側の用地を杉並木公園駐車場として整備するもので、1,738万5,000円計上しています。

44ページをお開きください。

款の10教育費、項の1教育総務費、目の4新型コロナ対策事業費は、修学旅行が新型コロナの影響で中止や変更になった際の追加費用に対する補助として1,406万5,000円計上しています。

下のページを御覧ください。

項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分の17備品購入費で、説明欄の教材用備品は、オンライン事業で使用するタブレット用充電器を追加で購入するもので、1,023万円計上しています。

最後に、50ページを御覧ください。

款の14予備費は、予算調製のため598万8,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第42号ですけれども、今説明を受けたんですけれども、ページ40ページの土木費の中の道路橋梁維持費で、通学路交通安全プログラム対策工事というのはどういう内容なのか説明をお願いします。

それから、ページ28ページの民生費の社会福祉費の中の13の新型コロナ対策事業費の中で、生活困窮世帯への食料支援業務委託料というのがあるんですけれども、これはどういうところに委託されるのかをお願いします。

それから、介護の基盤整備のところ、地域密着型はどの辺にできるのか、分かってたらお願いします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。

それでは、ページ40ページでございますけれども、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費の通学路交通安全プログラム対策工事費756万円についてお答えいたします。

令和3年7月28日から8月5日を実施された通学路緊急合同点検で上がった建設課実施分の交通安全対策について計上しておりまして、ラバーポールを設置44本、防護柵設置約50メートル、交差点部のカラー舗装約160平方メートル、区画線の再設置約480メートル、全部で5校区分計上いたしております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） ページ28ページの目13新型コロナウイルス対策事業費の生活困窮世帯等への食料支援事業業務委託料に関してお答えいたします。

こちら新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に生活困窮に陥った世帯に対する食料支援等を行うもので、委託先につきましては、菊陽町社会福祉協議会に委託することとなっております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 介護基盤緊急整備特別対策事業の施設についてお答えします。

これは、花立にございますブロッサムつくれの施設の老朽化に伴い、建て替えに係る補助金でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） おはようございます。

36ページの12委託料、これは測量設計委託料ですね。これは新町井手ですよ。新町井手といいますが、馬場のワカサラエからキタオケ地区、南北ですか、2本川が入っておりますでしょう。その場所的にどこからどこまでを考えておられるのか。それとまた、農家の方々がおっしゃるのは、修理した川のどこそこから水があふれ出る、それからあぜ越しで水があふれてくる、また排水もないということですけども、どのような考えを持っておられるのか。

それから、新町井手が「さんふれあ」から鉄砲小路を経て沖野の遊水地ですね、大きい、あそこに行ったりしますけども、そちらにも計画にも入っているのか、一緒をお願いします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 土地改良費、その委託料650万円についてお答えさせていただきます。

まず、区間ですけども、これは図書館の東側、ちょっと東側になりますけども、その区間から沖野遊水地付近までの約2.5キロを計画といいますか、基本的な部分の考え方を整備しようというところでございます。

2番目の質問にございますけども、この部分につきましては、議員御承知のとおり、新町井手につきましては未整備の水路でございまして、異常気象が頻発しとる中、集中豪雨や住宅開発による雨水の流入増加が非常に増加してきております。それに伴いまして、排水能力を超え、農地被害を引き起こす可能性も十分考えられるということでございます。

この内容につきましては、まず新町井手の排水対策の基本方針を決定しようというものでございまして、水路の高さや断面の状況、こういったところを調査を行いまして、効果の大きい

改修方法の検討と緊急性が高い修繕箇所の確認を行いたいという事業でございます。

それから、遊水の件ですね、ここは県の事業でございますので、その区間の間を調査させていただくということになります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 杉並木公園線の延伸計画がちらほら見えてる感じですけども、それとの兼ね合いはどのように考えておられますか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） そういったところも踏まえたところで全体的に検討していきたい。こういった部分の流れが、あそこは勾配がなくて、非常に地元の方が難儀されてらっしゃいますので、そういったところを抜本的にどういう方法があるかということで検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 地元の方は将来性が見えないということを一番不安視されております。そして、せっかく調査されるなら、新しい道路がもしもできたら、それに付随する用水、排水も造らなきゃならないと思いますので、予算を有効に活用するように、同時進行というか、そういうことも考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御承知のとおり、道路関係と水路関係一体的な部分で検討することが一番理想的でございますので、そういった部分からして前に進んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子さん。

○6番（那須眞理子君） 小林議員と重なるところがあるかもしれませんが、お尋ねします。

さっきの通学路交通安全プログラム対策ですけれども、これは千葉県で起きましたトラック事故によって全国で見直し点検ということでなされましたけれども、その一環としてされたもの、まずそれですか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

例年は菊陽中学校区、武蔵ヶ丘中学校区、これを隔年で実施をしておりました。議員御指摘のとおり千葉県の八街市で起こりました事故を受けまして、本年度は全ての校区で実施をさせていただいたところでございます。



以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今説明受けましたけれども、具体的にはいろんな数字をいただきましたけれども、具体的な場所ですよね、場所は何か所あって、どういう危険性があったのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸福君） 細かい部分まで申し上げるのが多うございまして、ちょっと、主なものだけでよろしいでしょうか。

（6番那須真理子君「じゃあ、お願いします」の声あり）

まず、菊陽北小校区です。入道水になりますけれども、ちょうど古閑原と入道水のところに橋がございます。ちょっとカーブしているところ。そこにラバーポールの設置11本、これをいたします。それから、あそこの三里木の踏切、交通量が多いところですが、踏切を渡りまして北側の部分の交差点部、このカラー舗装といいますか、路面標示ですね、こちらのほうをいたします。先ほど交差点分のカラー舗装ということで申し上げましたけれども、これは新山踏切前交差点からの舗装工事となります。それから、花立、武蔵ヶ丘北小校区の花立でございまして、ちょうど武蔵ヶ丘コミュニティーセンター、あそこの前の町道でございまして、あそこで外側線の設置、120メートルほどとラバーポールの設置15本、以上のものになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 今の交通安全プログラムの件ですけど、総務の、20ページの目の7の交通安全対策費で通学路交通安全プログラム対策工事費100万円を補正しております。これにつきまして、危機管理防災課のほうで対応しますけれども、交差点の停止線の引き直しだとか、外側線の横のグリーンのラインの引き直しだとか、そういったものもございまして、建設課で対応する分と危機管理防災課で対応する分のものでございまして、併せて申し上げておきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 37ページの一番下の負担金、補助及び交付金ですが、「さんふれあ」に対する補助金ですね、これはコロナ対策事業費ということですが、6月議会で町のほうからまた補助をしていますよね。あのときもコロナ対策ということが名目だったので、コロナ対策で事業が厳しいのは民間の事業者であろうとどこでも同じなんです。僕も繰り返し指摘をしていますが、なぜ「さんふれあ」だけが特別に扱われるのか、こういう対策事業費を設けるなら、民間の事業者に対する補助事業的なものは何が考案されているのか、そこを回答お願い

いたします。

2点目ですが、44ページになります。一番下の、これも新型コロナの補助金、修学旅行です。要するに修学旅行がキャンセルになったときのキャンセル料だということですが、子どもたちは学年在学中1回しかない修学旅行ですよ。いろいろな事業がそういう形でもって全部、成人式にしる、今回は金婚式にしるいろんなものが止まっていくということでやむを得ないところはありますが、この子どもたちに対して修学旅行の中止になったときの代替策というものはどんなことを考えていらっしゃるのか、その2点をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えさせていただきます。

本件は、「さんふれあ」の補助金部分ではなくて、「さんふれあ」について補助金はお出しするんですけども、結果的にはそこに出荷されてらっしゃる農業者の支援でございます。

事業の概要について御紹介させていただきますと、実際コロナによりまして総合交流ターミナルの入湯者数が感染前と比較しまして3割減少しております。これに比例するような形で、農産物直売所の売上げも3割程度減少しております。もちろん地元の菊陽町の方々の出荷される売上げも減少しております。こういった中で、一方比較しますのが、まんまさん菊陽店、ここは巣籠もり需要によりまして反対に売上げが伸びたという結果がございます。こういったところを踏まえまして、「さんふれあ」がいかに温泉客への依存度が高いか、コロナ禍の影響により入湯者が減少しましてこれに引張られる形で農産物直売所も、また併せて生産者の売上げも減少したというところでございます。

今回の分につきましては、出荷者が「さんふれあ」に手数料として納める出荷手数料、これの2分の1を補助しようというものでございます。これは、結果的には事業スキームにおきましては、まず生産者が出荷協議会に納められます。これを「さんふれあ」側が半額ということで減額して納めていいですよという事業をやられます。これに対して支援をしていこうという部分ですので、結果的には生産者の支援ということで御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

まず、修学旅行追加費用等に係る補助金につきましては、規定では補助金対象は2分の1ということになっております。なお、上限を小学生は5,000円、中学生は1万5,000円というふうに定めています。

議員御指摘のとおり、修学旅行は子どもたちにとりまして非常に教育的意義の高い学校行事でございますので、できる限り中止ではなく、行き先の変更または延期という方向で検討していただくように学校にはお願いをしているところでございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 出荷農家の方々に対する補助という先ほどの答弁なんですけど、「さんふれあ」がその手数料の半分を負担するということですよ。「さんふれあ」のたしか、5つの団体が、出荷組合ね、というものの出荷農家さんというのは、言ってみればその組合の一部じゃない。つまり運営者でしょう、だったら。だから、これこれ、こういうことでもって、こういうものは常に思うんですが、こういうものが必要だというなら必要でいいんですけど、いいというか、それに対するバランスを民間企業の間はどう取るんですか。さっきその辺の答えがなかったので、それを改めて回答をお願いします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 民間企業につきましては、商工のほうで去年来、11ぐらいの事業を展開しております。また、今回につきましても、プレミアム付の食事券の発行、それに事業ということで展開をしております。この部分につきましては、農政サイドとしまして、農業者向けということで位置づけております。もちろんさん彩出荷協議会も出資しておりますけども、これは運営の中での運営に携わるという部分でございます、全体の個々の農業者の支援ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（9番北山正樹君「民間のほかの事業者に対する答えがない」の声あり）

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 民間につきましては、先ほど申しましたように、これは商工のほうで去年来、11ぐらいの事業を展開しております。一番打撃を受けてますが、やはり飲食業関係ということで、これを踏まえまして食事券の発行事業を今回展開するというところでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 歳入について3点ほどお尋ねをしたいと思っております。

まず第1点目は、12ページの地方交付税、一番下の行になりますが、5,673万1,000円減額されて、結果として4億円ぐらいの交付税になっておりますが、御承知のとおりこの交付税というのは、地方公共団体の経済力の差を平均化するという、その意味では了解できますが、頑張っているところが減らされるというマイナスの側面があるというのはいつも指摘しておりますけども、東京都みたいに大規模なところはそれでいいんですけども、本町程度の規模のところでのこの交付税を減らされるというのは非常に痛手になる、町長もいつもそうおっしゃってらっしゃいますが、これが将来その見込み的にどういうふうに移すという見込みを持ってらっしゃるか。まさか不交付団体になるというふうな、そういうことはないのかどうか、その辺についてお伺いしたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この交付税は、今回国勢調査もありまして人口も増えて需要額のほうは増

えておるものがありますけども、見込んだ分よりも交付税、お金で来る分については減額になってますが、さっき臨時財政対策債、国のほうが金のない分は起債を地方公共団体のほうに起こさせて、その分を償還するときに全額、これも需要額で見るということですが、そういう面では、この臨時財政対策債のほうについては増えておりますけども、ただ議員も言われましたように、非常にこれが、本町が一番県内で財政力が高いところにありますけども、これは地方創生コロナ対策の臨時交付金するときにも表を作って議員の皆さんにもいろいろ説明しましたけども、この件については、県のほうには知事、副知事もおられるところで、それに影響しとる菊陽、合志、それから大津、嘉島町の首長で行っていろいろ説明をした上で、頑張るところが、実際地方税で入った分と交付税の分と、そういうもので見ますと、結果的には人口1人当たりで見ると菊陽が一番低いということで、こういう制度上その辺も国のほうにきちんと、うちのほうの財政の担当からもいろいろ制度の改正等の要望がある場合は出しておりますけども、なかなかできないでおるんですけども、国のほうにきちんと届けてもらうようなことは県のほうも理解していただいたということでもあります。

ただ、これが新しい国勢調査の人口、今までは27年のときの国勢調査ですので、4万984人とされとった分が、今回は4万3,376人で、人口のほうは増えておりますので、その分で需要額で増えた分はありますけども、将来的には今回のソニー関係のほうが、ソニーがあそこのを全部買っていただいて、いろいろそちらのほうの投資あたりが出てくると、不交付団体になるのはもう、きちんとそういうのが入るようになれば、不交付団体の中でも結構かなり高いところにいくんじゃないかと思っております。これは、まだ実際どれぐらい来るかは、入ってきた、どれぐらいの投資額あたりを、出てくる中で、すぐは出ないかもしれませんが、投資額が出てきて生産活動があつて、法人税割のほうも出てきだしたら、かなりのものが出るんじゃないかというふうに期待しているところであります。

そういう意味でも、今回の国のほうの国家戦略的などの分も、いろいろ情報に出ているようなことにつながっていけばということで大変期待しているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 質問の回数が3回に絞られてますので、次はまとめて質問したいと思います。

まず今の点ですけども、ソニー関連で、第二原水工業団地に企業が進出するというのが今進行中ですね。それから、菊陽町の人口も、まだ増えつつあるというふうなことで、どうもこの不交付団体に対する条件がだんだんそろっていくような感じがして心配をしておりますので、先ほどの質問を申し上げました。

それから、いろいろまた関連しますけれども、16ページの財政調整基金繰入金のことですが、1億8,000万円減額をされております。私の理解では、大体この財政調整基金というのは25億円程度は常に欲しいという財政当局のお答えではなかったかと思えます。調べてみます

と、累積の18億8,585万4,000円というのが現在の累積額ですね。25億円には足りません。にもかかわらず、1億8,000万円ここで減らされている、この理由がよく分からないので、その点を1点説明いただきたい。それから、その25億円というのは一つの目標であるかどうかもう一回確認したい、これが1点目です。

それから、もう一つ、17ページです。17ページで、町債のところ、総務債の臨時財政対策債がありますが、先ほど町長も触れられましたが、これについての第1点目の質問は、仮に不交付団体になったときに、この臨時財政対策債等を起こせるものかどうかというのが1点です。それから、現在累積として幾らになってるのか。それは妥当な範囲であるかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） まずは、不交付団体の、あっ、そちらはもう質問じゃなくてもよろしかったですか。

（14番甲斐榮治君「それはいいです」の声あり）

分かりました。

財政調整基金のことについてでございますけれども、前の議会の中では一つの目安として20億円というお話をさせていただいたかと思えます。こちら1億8,000万円の減額でございますけれども、歳入の減額ということになりますので、今回税収等で増額ということになりましたので、今まで繰り入れてきた財政調整基金を1億8,000万円減額させていただいて、残高としては1億8,000万円増えるというようなことになりますので、町としては収入が上がった分で下げれたということになります。

それと、臨時財政対策債についてでございますが、こちらは不交付になっても借りれるかということでございますが、発行可能額というのが交付税の算出上ございますので、不交付になったから必ずゼロになるということでもございませんので、算定上幾らか出る可能性はあると思えます。それについては、制度上借り入れるということになりますので、借りることは可能でございます。あとは財政状況とかそういったのを踏まえながら判断していきたいと思えます。

以上でございます。

（14番甲斐榮治君「累積額」の声あり）

現在累積額につきましては、令和2年度末の地方債が臨財債等で約47億円となっております。菊陽町については、財政力が高い数字で推移しているということで、交付税額も全体としては少なくなっておるんですけども、併せまして臨時財政対策債のほうも発行額としては県内を見ても少ない額で発行しておりますので、46億円という残高の数字は全国から見れば少ない数字になっているというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） ページ13ページですね、国庫補助金の衛生費、新型コロナウイルスのワクチン接種体制確保事業ということで、接種も進んでおりますが、報道で菊陽町が県内最下位と出たということで、町民の方から不安が出ております。もちろん若い人口が多いというのもあるかと思いますが、ここは行政のほうからしっかりとメッセージを出したほうが、町民の方も安心されると思いますので、この予算と併せて説明をできればお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 御質問にお答えさせていただきます。

ページ13ページの衛生費国庫補助金の節区分7の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,342万8,000円の増額でございます。内訳としましては、事務用パソコンの購入費、それから財政課長も先ほど説明がありましたように、対策室の職員が全て兼務の職員でございます。23名現在おりますが、その時間外手当ということで計上しております。その分、歳出イコール10分の10の補助でございますので、歳入の増額が1,342万8,000円というふうなことで計上させていただいております。

それから、先ほど御質問がありました先週の土曜日の熊日新聞に出ておりました県内の市町村別の9月8日時点での接種状況という記事が出ていました。これにつきましては、残念ですが、本町が1回目接種、2回目接種ともに県内で一番接種率が低かったというふうな記事が掲載されております。これにつきまして御説明申し上げたいと思います。

県が公表しました9月8日時点の市町村別新型コロナワクチン接種記録システム、VRSと申しますけれども、これに基づきまして本町の接種率は、医療従事者は除いておりますが、1回目接種済が60.7%、2回目接種率が43.9%となり、県下で最も低い割合となっております。この結果を受けまして、県内各市町村の年齢階層別の人口を確認しましたところ、この数値の元が令和3年1月1日現在の市町村の住民基本台帳の数が基本となっております、その数字で、本町におきましてもワクチン接種は12歳以上でございますので、12歳以上が本町で対象者3万6,846人いらっしゃいます。このうち54歳以下の人口が、本町におきまして全体の64%となっております、近隣の市町と比較しても若年層が高い割合を占めております。県内でこの54歳以下の人口比率で一番高いのが菊陽町でございます。ちなみに、熊本市においては、12歳から54歳が56.3%、菊池市が47.7%、合志市が59%、大津町が60.6%で、菊陽町が64%というようなことが分かりました。

今回のワクチン接種につきましては、御承知のとおり、感染者の重症化が予想される高齢者を優先して接種を始めております。そのようなことから、若い方の人口割合が多い本町では、今回の調査時点、9月8日でございますが、この時点においては結果的に接種率が低くなったというふうなことが考えられるかと思っております。ただし、54歳から12歳までの方、本町で2万3,577人いらっしゃいますけれども、このうち現在、先だつての議員連絡会でも数値のほうはお示しさせていただいたかと思っておりますが、5,539人が現在予約中でありまして、この予約中の

方々は、9月19日以降本格的な接種が始まります。また、まだ予約をされてない方も、今後のワクチンの供給状況を見ながら、町としては接種の予約、それから接種を実施するというところで予定しております。

また、それ以外の要因としましては、県内で職域接種が実施されておりますけれども、本町の町民の方で実際にはもう接種が終わっている方であっても、まだVRSに登録ができてない方が、数ははっきり分かりませんが、そういう企業さんがあるように思われますので、その数値がまだ反映されていないというふうなところもございます。その未入力につきましては、県のほうにお願いして早急に入力するように働きかけてもらうようお願いしているところです。

最終的には、今回の県の調査時点では、本町の接種率は最も低い数値となっておりますけれども、現在予定しております見込みでは、10月末時点で全体の接種率の80%は接種ができるというふうに見込んでいる状況でございます。明確なお答えにはなりません、一応私どものほうで確認できた事項は以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 御質問いたします。

先ほどから出ております20ページの通学路交通安全プログラム対策工事と、40ページの通学路土木費ですね、通学路交通安全プログラム対策工事として、合計、合わせて856万円になるということで、対策としては、各課にまたいでラバーポールの連立法で路側帯を守るとのことと、あとカラーベルトの設置と交差点のカラー舗装化と、あと出てくるのが白線の補色、補修工事になると思うんですね。その部分では、道路管理者で、菊陽町が道路管理者の場合は菊陽町が設置するのは当然でございますが、国道また県道になると道路管理者が変わってきます。その部分と、あと、出てきたとは思いますが、交通管理者が設置する、これは公安委員会が設置する横断歩道、また停止線の補色、補修を代わりに菊陽町がするとか、菊陽町が負担して設置するとかという内容がございますか、それともないのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 今議員の御質問にお答えします。

町道部分に関しましては、道路管理者である建設課のほうで、横断歩道ですね、横断歩道につきましては、先ほど議員のほうからありましたけれども、交通管理者である警察ですね、そちらのほうで引いていただきますけれども、ただし停止線ですね、止まれ標示のある停止線とか、止まれ標示のない停止線とあと外側線ですね。停止線につきましては、交通標識がある、止まれの標示がある部分については停止線は交通管理者、警察のほうで設置いたします。それが無い場合は、道路管理者、県であり国なり町が、道路管理者が、引くことになるかと思えます。標識がない場合ですね。ただし、警察のほうと協議しまして、警察のほうの了解といたしますか、それを、もう緊急性がありますので、町のほうとかで、町のほうが道路管理者であれば

町のほうでお願いできないかというふうなことであれば、例外ですけれども、警察の承諾を得て、緊急性がある場合ですよ、停止線のほうを引くということはございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 確認ですが、基本的に法的根拠がある止まれの部分は交通管理者が設置するというのは当然でございます。標識がない場合は、法的拘束力、根拠がないので菊陽町が引く、停止線または停止線のようなものですよね、ことがあるということと、あと今言われた例外ですよ、緊急性に関して、警察と十分協議し、町が代わりに引くという停止線、横断歩道もあるということによろしいでしょうか。確認です。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 横断歩道につきましては、町のほうでは引きません。もう交通管理者である警察のほうで標示することになります、横断歩道につきましては。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 通学路のカラー塗装、この色はほかの2市2町と違うようですけど、これは面々でいいということですか。菊陽の場合には黄色の薄い色でしてある。合志のほうはもうブルーで塗ってありますよね。それは何かあるんですかね、決まりというか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） お尋ねの分は外側線の横に引くカラーの線のことだろうと思いますけれども、これにつきましては、以前は議員おっしゃられたように黄色っぽい、茶色っぽい色で引いたりしておりましたが、最近、熊本市あたりはブルーもありました、合志もブルーがありましたけれども、ブルーのほうで最近では自転車の通るところがブルーということで、警察のほうからはグリーンで引いてくれということで、一昨年度からそういう指導がっておりますので、今現在町としてはグリーンで引かせていただいているところでございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） とすると、今グリーン線を引いて、その内側のほうは、こういう色というか、だだいの薄い色で通学路は塗装してありますよね。それば、じゃあ塗り替えるということですか。それはそのままですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 今塗ってある部分はそのままで、ただ薄くなってきた場合、また引く場合はグリーンで引いていくことになったと。

（1番廣瀬英二君「はい、分かりました」の声あり）

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第43号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第43号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1,363万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億7,407万1,000円と定めるものです。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正ですが、8ページ以降の補正予算に関する説明書で説明いたします。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響による現年課税分の減免予定額として33件分、703万7,000円を減額しております。

款の6 県支出金、項の1 県補助金、目の1 保険給付費等交付金は、普通交付金を第三者納付による保険給付費返還分として1,457万9,000円減額し、特別交付金は、国民健康保険税、減免額703万7,000円を補填する、県補助金減免額の10分の4、281万3,000円を計上しております。

款の10繰入金、項の1 他会計繰入金、目の1 一般会計繰入金は、節区分3 事務費繰入金を279万6,000円増額し、節区分7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国民健康保険税減免額703万7,000円を補填するため、10分の6、422万4,000円として増額しております。

款の11繰越金、項の1 繰越金、目の1 その他繰越金は、令和2年度からの繰越金を1,084万3,000円増額しております。

10ページをお開きください。

款の12諸収入、項の4 雑入、目の5 一般被保険者第三者納付金は、第三者行為損害賠償金1,457万9,000円の決定により増額しております。

次に、3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は、会計年度職員報酬のほか、270万8,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

款の10予備費は、調整のため1,032万円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第44号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第44号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第44号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,404万5,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金を1万6,000円増額しております。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和2年度からの繰越金を149万9,000円増額し、計を1,149万9,000円としております。

款の6諸収入、項の2償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金は、町が被保険者に還付する保険料14万3,000円を増額し、後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。

3の歳出について御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、令和2年度後期高齢者医療保険料の収納結果による納付金の精算分として160万3,000円増額しております。

款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金は、過年度分の保険料還付金5万5,000円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第45号令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） 議案第45号令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億2,489万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,894万2,000円と定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正になります。

歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金をそれぞれ増額しております。

歳出につきましては、3ページを御覧いただきますと、総務費、地域支援事業費、基金積立金及び予備費をそれぞれ増額しております。

次に、8ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6保険者機能強化推進交付金と目の7保険者努力支援交付金は、国からの内示額の通知があったため、合わせて1,172万9,000円を増額しております。

款の10繰越金は、令和2年度の決算が確定したことにより1億1,047万7,000円を増額し、1億2,565万6,000円としております。

次に、10ページをお開きください。

歳出について主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を2,165万4,000円増額しておりますが、これは、前年度事業が確定したことにより国、県等へ返還する必要がある償還金になります。

最後に、12ページをお開きください。

款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金は、確定した前年度繰越金から9,000万円を積み立てております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第45号ですけれども、ページ8ページの国庫支出金の中の保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金が、これは以前からあったんでしょうか。ちょっと内容についてどういう内容か、以前からあったのかどうか、お願いします。

それから、12ページの介護給付費の準備基金積立金、今回9,000万円を積み立てるということですけれども、今の積立金のトータル、額は幾らになっているのか、2つお願いします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） まず、8ページの説明欄の保険者機能強化推進交付金と、その下の保険者努力支援交付金について御説明します。

まず、保険者機能強化推進交付金についてですけれども、この交付金は、対象となる指標を点数化しまして、その点数に応じて交付されるものでございまして、評価対象となる指標は、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた取組、各種アンケート調査などがございます。これに地域包括支援センターの人員体制や保険者数などを加味して交付がなされるものでございます。ちなみに令和元年度につきましても、実績はございます。

もう一つの保険者努力支援交付金につきましては、同じような補助になるんですけれども、この交付金は、対象となる指標を点数化し、その点数に応じて配分されるものでございまして、こちらのほうの評価対象につきましては、介護予防、健康づくりに資する取組が重点的に評価されるものでございます。こちらのほうは、令和元年度には実績がございません。0円でございます。

12ページのほうの積立金の額でございましたでしょうか。

（16番小林久美子君「そうですね。基金がどれだけ積み立てられているのか」の声あり）

今現在、基金の総額につきましては、3億300万円でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第46号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第46号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

議案第46号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細については、この後補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を105万6,000円増額し、13億8,764万3,000円としております。また、下段の支出の第1款事業費用を1,401万7,000円減額し、13億5,859万1,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を10億9,243万4,000円増額し、16億4,544万1,000円としております。この額の増額のうち、項の1企業債の10億5,790万円につきましては、9月3日の全員協議会で御説明いたしました仮称第二原水工業団地の下水道事業費に対するものであります。今回単独費の起債により予算化しておりますが、県に対して事業協力と、県と一体となって国に対して財政支援を要望することとしておりますので、今後交付金の決定がなされたら補正予算を改めて御審議いただくこととなります。

また、下段の支出の第1款資本的支出を11億3,049万8,000円増額し、20億3,510万9,000円としております。支出につきましても、項の1建設改良費11億2,795万9,000円の増額のうち、10億8,847万2,000円は、仮称第二原水工業団地の下水道事業費に対するものであります。

御覧のように、資本的収入が資本的支出に対し3億8,966万8,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条企業債の補正につきましては、先ほど資本的収入で御説明いたしました企業債で、流域関連公共下水道事業分の限度額を10億5,790万円増額し、12億4,210万円としております。

続いて、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,902万8,000円増額し、7,154万7,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここから附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の項の2営業外収益、目の4長期前受金戻入の補正予定額102万3,000円は、令和2年度に開発等で寄附を受けた管渠等の受贈財産評価額を収益化するため増額し、3億6,787万4,000円とするものです。

次に、7ページの支出で、項の1営業費用、目の1管渠費の備考欄の修繕費513万5,000円に

つきましては、町道曲手小山線で、県道辛川鹿本線交差点より免許センター方面への約250メートル区間の南側歩道について、路面状況が悪く、舗装修繕を行う必要があるため増額するものです。また、熊本北部流域下水道維持管理負担金2,165万3,000円の減額であります。流域への維持管理負担金支払いは、年度計画流入量により、その年度の負担金を一旦支払い、実績流量が確定する翌年度に過不足分を精算する方法で覚書を交わし、行っております。令和2年度は、計画流量より実績流量が少なく、本年度に計画を下回った分の負担金を減額するものです。管渠費の合計で1,651万8,000円を減額し、4億818万1,000円とするものです。

次に、下段の目の6減価償却費につきましては、令和2年度の決算により確定した資産の額に合わせて、本年度減価償却費の補正を行うもので、249万8,000円を増額し、6億9,535万7,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、公共下水道事業債で、10億5,790万円増額し、13億7,600万円とするものです。

また、項の2出資金、目の1出資金は、公共下水道事業債の償還に要する経費として一般会計出資金を253万9,000円増額し、1億1,183万円とするものです。

次に、下段の項の3負担金、目の2受益者負担金は、農業集落排水事業受益者分担金として、曲手地区の開発に伴い、1戸当たり12万円で25戸の分担金が見込まれるため300万円を増額し、2,869万円とするものです。

次に、その下の項の4補助金、目の3他会計補助金は、農業集落排水事業で、曲手地区の新規開発の計画に伴う管渠工事の財源として一般会計繰入金金を2,899万5,000円増額し、3,975万1,000円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。

資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費の備考欄の公共下水道事業10億9,595万5,000円の増額のうち、10億8,847万2,000円は、仮称第二原水工業団地の下水道工事費になりますが、県へ事業協力を要望しており、近日中には回答が得られるものとお聞きしておりますので、その内容次第では委託費として支出することになります。また、農業集落排水事業3,200万4,000円は、先ほど収入で説明いたしました曲手地区の新規開発に伴う管渠工事費を増額するものです。施設費の合計で11億2,795万9,000円を増額し、14億5,260万7,000円とするものです。

次に、下段の項の2企業債償還金、目の1企業債償還金につきましては、公共下水道事業債の償還金を253万9,000円増額し、5億8,028万4,000円とするものです。

次の10ページから補正後の令和3年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第46号で今説明いただきました。この前私がちょっと早退したので、もしかするとそのとき説明されたのかもしれないんですが、県に事業協力を依頼してるといことなんですけど、これは金額的なものなのか、それとも実質、どういう内容の協力を依頼されているのか、その点についてお尋ねをします。何か今まではそういうのはあまり下水道関係ではなかったかと思imasので、時期も限られてるとかということもあるのかなと思imasすけれども、どういう内容なのかよろしくお願imasします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今回の県への事業協力の要望といたしましては、事業主体を県で行ってくださいということで、工事自体を県で行ってくださいという要望を行っております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願imasします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第47号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第47号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第47号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の次のページをお開きください。

赤色の実線の路線名が曲手6号線であります。場所は、曲手区の町立菊陽南小学校の西側に



位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

道路延長が63.1メートル、幅員は6.0メートルであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） この町道路線、このような形の町道路線、僕は前からこの行き止まり路線というのは公道としてはふさわしくないという立場に立ってるわけですけども、菊陽町は集落内開発もいっぱいあって、先日の説明ですと南区のほうでもほかにも何か4か所ぐらい集落内開発が行われている等々の話がありましたね。菊陽町って、こうなってくると、こういう町道路線というのはほぼ毎回定例会に出てくるということは、これから先の菊陽町って、こういう行き止まり道路があちこちにできてしまうということですけども、これで本当によろしいんですか、考え方として。公道ということについてです。私もずっとこのことについて取り上げていながら、僕のことを無視されてるんでしょうけども、何らかの形って取らなかったんですか。取る必要性も考えてなかったんですか。その辺についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

町道の管理者としましては、開発道路の町の帰属を見据えた都市計画法第32条協議を必ず事前に行うため、県の開発許可基準に沿ったルールの中で通り抜け道路への最大限の配慮をお願いしている状況であります。今回の場合、結果として通り抜け道路ができなかったということでもあります。

町道に関する基準につきましては、これまで令和元年12月定例会、令和2年12月定例会で御質問を北山議員のほうからいただいておりますけれども、これまでに土地の利活用に関わる近隣の道路や里道など場所によっては道路計画が難しい事案の協議を受けてきておりまして、それらの難しい事案をクリアできるような認定基準の作成を行っているところであります。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 事業者との間で事前協議のときに何か町のことを実情をいろいろとる説明されているというような答弁だったんですよね。今までも担当課の皆さんが全然何もしてなかったとは思ってなくて、場合によってはもう行き止まりでしか開発ができないようなところもあるということも分かってるつもりです。でも、せっかく一般質問のところを触れていただきましたので、あのときに僕が参考にしたのは、実は大津町なんです。大津町では、町道に認定するという基準というものをちゃんと明確に規定されてるわけです。

後藤町長に答弁いただきたいんですけども、あのとき一般質問でも僕こういうふうに申し

上げたと思うんですけども、担当課がいろいろ言っても、業者のほうからすれば、開発許可は県にもらえる。建築基準法等々に乗ってれば別に問題はないでしょうということになると、担当者のほうのお願いということでは、それは業者のほうも何の背景があるんですかということになりますよ。そういうことに対応するために、大津町はそういうちゃんとした明文化された道路認定基準というのを設けて、この基準に沿って道路開発をお願いします、土地開発をお願いします等々のことをやってる。だから、僕はこういう基準がいつまでたってもできないということが、こういう行き止まり道路が延々と続く大きな要因だと思いますよ。

役場の担当課の皆さんはそれなりにやってるとは思いますけども、町としての統一した意見、つまり役場の職員の意見ですか、役場の職員の話だったら聞く必要はないでしょということになるんじゃないかと、菊陽町の考えとしてこういうことだと、菊陽町の町開発の基本はこうですというものをきちっと制定するべきだと思いますよ。いつまでもいつまでも終わってないで、先延ばししないで。後藤町長、これをどうお考えになりますか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） こういう今回のような開発が出た場合、これは道路の幅員も6メートルということで町道の中でもきちんと先で転回できるようなところを造られて引き取っとるわけがありますが、これを町が引き取らなかった場合はどういうことが起きるかということ、ずっと昔、菊陽町の緑ヶ丘というところで民間の開発があつて、そこが引き取ってなかったんですよ。それがそのまま残って、そうしますと開発業者のほうも会社を解散されて、そしてそこに新しい人が来たり、またその道路を使って家を建てたいというときに、開発業者がしたところの名義で残っとるもんですから、そこに行って使わせてくださいということでお金を納めて使っておるといふようなことで非常に問題がありました。

これは、大津町の話はされましたけども、大津町では、以前こういうのが残って、そこに開発したところが、ほかの車が通れんように車止めをしたりして制限されて、そして水道を引くにも新しい人たちができない。そういう問題が残りますので、菊陽町はきちんとした町道の基準に合うようなところで、行き止まりとは言われますけども、できるだけ前へ開発したところと次の開発したところを結ぶような、そして通り抜けができるようなことはやってますけども、ここをそのままにしたら、将来いろんなトラブルが起きて、そして所有者が代わったような場合、そのままにしていっていかれる。前の人の持分、登記あたりでされると非常に問題が起きるといふことで、全国的には暴力団がこういうようなところを見て、全部買い取って、そして何かあった場合に非常に高い、使うための使用料を求めると、そういうところが起きて、住んでる人たちは最終的には行政にどうにかしてくれということ言われてこられますので、うちの町はこういう基準に合うところで、きちんとした上で引き取っとるということやっております。ぜひその辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 町道に認定しなかった過去の話のことを今町長はるる述べられたんですね。だから、そういうことがあるんなら、町の公道ということをつさわしい形はどうかということをつ制定した上で町道認定していけばいいって、僕はそう思ってる。ですから、今後藤町長が言われて、行き止まりのところと別な行き止まりのところは将来つなげるようにするというような開発をというのも、これはこちらからお願いになるでしょ。新成区は3方向から行き止まりがあって、すぐ目の前に道路があるけど、そこが塞がっていて通れないんですよ、実際。ですから、町道というものの考え方が明確になってない。そこに住まわれてる方の、私道であればその中にある権利の問題があって、今言われたことはあれでしょう。だから、そのことを言ってるんじゃないくて、町道路線の認定というものをこのような形にする、将来を見据えてです、過去のことを踏まえて、そういうことをつくる意思がありますかということですが、ないというお答えでしたけども、それでよろしいんですね。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これについては、開発の協議をするときに担当課のほうでこういう基準を持つとって、その中に今言うたようなところに適するような指導といいますか、きちんと理解していただいた上で開発をやっていただいとるということでもあります。それで、新成区辺りは通り抜け道路ということでもありますけども、この開発が一方からまた将来起きてくるなというようなときには、将来そこがつなげるようなところに理解した上で開発をしてもらいたいなところは、そういう対応はやっておるところであります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 私の質問から御理解いただけると思いますが、この議案第47号については反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

今菊陽町は、道路を造るとするか、土地の開発者に対してやはり依頼なんです、お願いなんです。ですから、先ほど申し上げたとおり、新成区では本当に目の前に道路があるんですけど、その道路と道路に柵が立っていて通れないようになってる。それは、開発者がそこにもって柵を造ってしまってるわけです。ですから、そこに住む方というのは、隣に行くのにぐるっと大回りをしなければいけない。これは、行政としての大きな政策、方向性が示されていないということが根本の原因だと思いますので、早急にその開発基準というものを明文化する、文書化する、そういう形で、その担当課のほうで、そのことを依頼以上の意思として菊陽町の考えとして業者さんに伝えていただくということを期待して討論にしたいと思えます。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 議案第47号に賛成の立場で討論いたします。

本案件は、市街化調整区域内においても誰でも開発が建築が可能となる都市計画法第34条第1号に基づく区域、いわゆる集落内開発制度に指定された区域内において開発された宅地造成行為であります。法に適合した事案であるということです。

北山議員におかれましては、都市計画法第34条第1号を十分御理解の上での反対討論であろうかというふうに思います。ちなみに集落内開発制度は平成20年4月22日付で規定され、同年4月30日に告示され、運用が開始をされました。この制度によって菊陽町で指定を受けた区域で開発する場合は、上下水道はもちろんのこと、雨水処理、道路形状、構造物等詳細図面を作成し、熊本県土木部建築課及び県北広域本部土木部景観建築課並びに菊陽町都市計画課の許認可を受け、計画書どおりに施工することを条件に開発が可能となります。よって、町道認定するものであろうかというふうに思います。北山議員の御意見も理解できますが、法をクリアし施工されたものであり、地方自治体が法を超えることは断じてあってはならないというふうに思うところであります。

以上の理由で、議案第47号の賛成討論といたします。議員各位の御賛同よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 同意第12号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（上田茂政君） 日程第7、同意第12号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第12号菊陽町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

提案理由ですが、現菊陽町教育委員会委員の市原久美子様（さきはらひさみ）の任期が来る9月30日をもって満了となります。つきましては、引き続き市原久美子様を菊陽町教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

市原久美子様の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

学歴、職歴につきましては、お配りしております関連資料のとおりでございます。平成30年4月から教育委員会委員に就任されておられます。

市原様は、人格が高潔で温厚、誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊かであり、教育委員として適任者であると思っておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます。本年10月1日から令和7年9月30日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第12号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 報告第9号 令和2年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（上田茂政君） 日程第8、報告第9号令和2年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第9号令和2年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に対する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会

計の実質収支額について分析するものですが、決算では4億1,328万3,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、決算では7億8,944万5,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に充当した一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し、6.3%という結果になりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し、10.5%という結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。

資金不足比率は、公営企業である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関するものです。

下水道事業会計及び工業団地造成事業特別会計、どちらも公営企業の資金不足額より公営企業の事業規模である料金収入などの規模が大きいため、資金不足比率として数値に表すことができないという結果になりました。したがって、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計は、経営状況は安定しているということが出来ます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第9号令和2年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第10号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（上田茂政君） 日程第9、報告第10号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それでは、報告第10号有限会社さんふれあの経営状況について御説明申し上げます。

有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度決算に関する書類及び令和3年度予算に関して報告するものであります。

表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度の決算報告書になります。

2ページの貸借対照表を御覧ください。

左側が資産の部、右側が負債の部と純資産の部になっております。

左側、資産の部を御覧ください。

流動資産の計8,754万481円に固定資産の計719万9,600円を加えた資産の部の合計が9,474万81円となっております。

右側の負債の部では、流動負債の計2,947万9,213円に固定負債の4,000万円を加えた負債の部の合計が6,947万9,213円となっております。

その下段の純資産の部の合計が2,526万868円であり、負債及び純資産の部の合計が9,474万81円となっております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

売上高は、温泉売上げ、ジム売上げ、大広間売上げ、直売所売上げ、直売所委託料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が1億662万7,651円となっております。

次に、売上高から仕入れなどの売上原価2,513万1,184円を減じた売上総利益は8,149万6,467円となっております。

その下段の販売費及び一般管理費は、1億3,442万9,222円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の内訳につきましては、次の4ページを御覧ください。

役員報酬、職員の給与、手当、水道光熱費、賃借料、衛生管理費、燃料費などに要した額が記載されております。

3ページに戻っていただき、中段の売上総利益8,149万6,467円から販売費及び一般管理費1億3,442万9,222円を減じますと、営業利益はマイナスの5,293万2,755円となります。この営業利益に営業外収益5,269万6,002円を加え、営業外費用154万6,215円を減じた営業利益は、マイナス178万2,968円となります。

なお、営業外収益の中には、町からの新型コロナ減収に伴う支援金4,000万円と新型コロナ感染症対策支援事業補助金、これは臨時交付金の事業でございますが、455万1,577円が含まれております。

次に、経常利益に特別利益31万6,255円を加え、特別損失77万1,112円と法人税、住民税及び事業税7万1,000円を減じた当期利益はマイナス230万8,825円となります。

6ページをお開きください。

5月21日に監査が実施され、5月27日の社員総会において有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料の次のページをお開きください。一番最終ページでございます。

収支予算に関する令和2年度計画とその実績及び令和3年度計画を添付しております。

交流ターミナルの管理運営に当たり、町と有限会社さんふれあとの間に締結されました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する協定第6条では、営業利益の半額以上の額を町へ納付すると規定しております。しかしながら、令和2年度におきましては、営業利益が赤字決算となったため、町へ寄附金として納付することはできなかったという結果になっております。

令和3年度の計画は、昨年度の実績を勘案して計画されておりますが、コロナ感染症の状況によっては、休業や利用者の減少が一層深刻になることも予想されます。電力供給や健康増進室の管理経費の削減、その他の経営努力により赤字幅を抑えたものとなっておりますが、利用者数の回復は厳しい状況にあります。今後ワクチンの接種が進み、回復基調へ転ずることを期待し、利用料収入は昨年比20%増で計画されておりますが、全体の営業利益は赤字決算となることを想定されております。町からの支援金につきましては、営業利益のマイナス計画、マイナス2,097万6,000円を予定されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これが新体制になって2か月半が過ぎたところですね。それで、その中で予算の関係も含めてお尋ねをしたいと思っております。

広告宣伝費が130万円上がってます。今からどんどん営業展開をしていく中で、もうちょっと宣伝費を含めた販売促進費ですね、これをもう少し増やす考えはないでしょうか。

（「町の予算じゃないので質問じゃない」の声あり）

○議長（上田茂政君） 町の予算でないので……。

○1番（廣瀬英二君） はい、分かりました。失礼しました。

それと、私もよく「さんふれあ」には行きます。支配人と話す機会がいろいろございます。そういう中で、周辺の声も非常によくなったという意見も多々聞きます。

それと、私が感心したのは、支配人と話す機会があって、卵の売場がちょっと見にくいねとか、それから温泉から帰るお客様が直売所に行く順路がちょっと分かりづらいねという話をしましたけど、もう即、即卵売場は一番見やすいところになりました。それから、レイアウトも目立つようにしてありますし、案内板も目立つところにしてあります。これは、もう即対応するというのは、非常に私は変わったのかなという分はございます。それと、私が気になっていること、これは地産地消活動の部分で、いろんな野菜で作ったレシピが11ほど展示されております。これが、非常に目につかないんですね。だから、こういうレシピがありますよというのを大々的に分かるような看板でも作って、そういうふうにしたらいかがでしょうかね。



それと……。

(12番渡邊裕之君「議長」の声あり)

○議長(上田茂政君) はい、はい。

(12番渡邊裕之君「質問は、自分の意見を述べてはならないという会議規則があるんです。質問をなさらないなら駄目ですよ、そんな意見を言ったら、この場では。ちゃんと注意してください、議長」の声あり)

○1番(廣瀬英二君) これは何ですか、質問の趣旨に反……

(12番渡邊裕之君「質問じゃないじゃないですか。質問してください。意見を述べただけですから」の声あり)

いや、だから、意見を述べて……。

(12番渡邊裕之君「意見は述べてはならないというのが会議規則なんです。会議規則でそう決まってるんです。質問は質問だけで、それは討論のときなんです。だから、質問をしてください。しかも、この決算に対する質問だけです。おっしゃってるのは意見ですから、そこを議長、ちゃんと注意してやってください」の声あり)

○議長(上田茂政君) はい、分かりました。

渡邊議員に申し上げます。

質問、私に言うときは、相手の方の意見を聞いた上で、こういうことはできませんよというように、私に言って、お願いします。

(12番渡邊裕之君「だから、議長が注意なさらんけん」の声あり)

はい、私がお感じで今からしますので。

よかですか。

○1番(廣瀬英二君) 言いたいことはあるんですけど、分かりました。もうこれでやめときます。

○議長(上田茂政君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これで報告第10号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

以上で本日の日程を全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時5分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和3年9月16日（木）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(令和3年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和3年9月16日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書(案)

日程第3 議会ICT導入推進特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について(武蔵ヶ丘北小学校拡張工事(校舎))

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君

2 番 矢 野 厚 子 君

3 番 大久保 輝 君

4 番 阪 本 俊 浩 君

5 番 西 本 友 春 君

6 番 那 須 眞 理 子 君

7 番 佐々木 理美子 君

8 番 中 岡 敏 博 君

9 番 北 山 正 樹 君

10 番 布 田 悟 君

11 番 坂 本 秀 則 君

12 番 渡 邊 裕 之 君

13 番 佐 藤 竜 巳 君

14 番 甲 斐 榮 治 君

15 番 岩 下 和 高 君

16 番 小 林 久 美 子 君

17 番 福 島 知 雄 君

18 番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 平 木 元 宏 君

総 務 部 長 板 楠 健 次 君

福 祉 生 活 部 長 兼  
福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君

健康保険部長兼  
健康・保険課長 古 賀 直 之 君

経 済 部 長 兼 農 政 課 長 山 川 和 徳 君

土 木 部 長 兼  
都 市 計 画 課 長 井 芹 渡 君

会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長 川 上 一 弘 君

総 務 課 長 矢 野 博 則 君

財 政 課 長 澤 田 一 臣 君

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君

施設整備課長 荒 牧 栄 治 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託されました案件につきましては、審査の結果と経過についてを各委員長に報告を求めます。

順序は、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、総務常任委員会の順とします。

まず初めに、産業建設常任委員長西本友春君。

○産業建設常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会に付託された案件は、認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

では、会議内容を報告をさせていただきます。

まず、建設課。

光の森駅前横断歩道整備事業は、光の森駅側のエレベーター付近から町道杉並木線を横断し、イズミ立体駐車場に並行し、武蔵東中央線に階段で接続するルートで検討しており、併せてイズミ立体駐車場にも接続する計画とのことです。

道路維持工事は、町道及び里道の維持工事や側溝の老朽化により敷設替え、道路浮体構造物の工事で、舗装工事が主なものとなっております。道路改良工事は、拡幅工事や新設の道路整備を行うもので、令和2年度の決算総額で比較すると、道路維持工事が78%となっております。また、道路新設改良費で、熊本空港線に関して約4,100万円が3年度への繰越明許費となっております。

都市計画課。

熊本地震で建物などが傾くなどの被害を受けた宅地5件を対象に被災宅地復旧支援事業の補助金を行っており、一方、耐震診断・改修助成金は、昭和56年以前の耐震基準を満たしていない建物や、熊本地震で被災した建物が対象で、2年度予算分5件、前年からの繰越明許分が3件、翌年度繰越明許分が1件となっております。

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金は、危険ブロック塀の撤去に対する補助金であり、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1であります。補助額は20万円が上限となっており、2年度予算分が9件、翌年度繰越明許分が5件となっております。

公園緑地樹木剪定・消毒業務委託料は、鼻ぐり井手公園及び79か所の公園において、消毒は

年に2回、剪定は年に1回実施しており、高木剪定の周期は5年を1つの周期として考えているとのことでした。

下水道課。

公共下水道事業について。

下水道使用料の委託徴収分は、大津菊陽水道企業団から給水を受けている方の下水道使用料を水道料金と合わせて徴収しているもので、直接徴収分は地下水使用者や大津菊陽水道企業団以外からの給水を受けている方の下水道使用料について、町が徴収を行っているものです。

菊陽町公共下水道汚水処理は、熊本県が管理運営する熊本北部浄化センターで行っており、その施設の維持管理費に対して北部流域下水道維持管理負担金を支払っており、1立方メートル当たり43円の単価で、実績水量に応じて負担しております。

下水道事業の汚水処理については、使用者から使用料を負担していただき運営しているが、雨水処理は町の責任で解決する問題であるため、使用料を負担していただくものではなく一般会計が負担するべきものとして繰入れを行っているとのことでした。

農業集落排水事業について。

町内で集落内開発が増えているが、農業集落排水については污水管の容量にはまだ余裕があるため大丈夫とのことですが、公共下水道については污水管の容量に余裕がない箇所ができてきているとのことでした。

環境生活課。

東部清掃工場から菊池環境工場に移って距離が短くなり燃料費は減ったが、回収する地区のごみステーションは年々増加しているため、全体的に見ると増額になっているとのことでした。

ごみステーションに残ったごみで、出された方の名前が書いていないため自治区で苦慮しているケースでは、4月からごみの出し方が変わり、周知期間が短かったため、2か月に1回、広報に掲載して啓発を行っており、再度チラシを作成して全戸に配布する予定とのことでした。

出される方の名前については、不燃物のごみ袋については作業員の安全のため、町から記入をお願いしていますが、その他のごみ袋については地区ごとに決めていただいているとのことでした。

燃えるごみの約40%が水分と言われているので、水分を減らすだけでごみの量が減り負担金も減ることにつながります。生ごみを絞ったり天日で干したりの工夫と生ごみ処理機には補助も行っているため、家庭用の生ごみ処理機などを活用していただきたいとのことでした。

また、議員からは、モデル地区を設定し、大型生ごみ処理機を設置して検証したらどうかとの意見も出されました。

商工振興課。

工場等立地促進補助金は固定資産税の25%を補助金として支出する制度で、令和2年度は5社が対象でした。

新型コロナウイルス関連でいろいろな補助金や支援金を実施しているが、対象か対象となら

ないということで大きな違いがあり、支援を受けられない方からはいろいろな御意見もありましたが、飲食店と小売店を対象にしたコロナ対策設備の導入支援については、上限までは自己負担もなく、高く評価をいただいたと考えているとのことです。

三里木商店街の実施したプレミアム付商品券は、初日にほぼ完売されており、三里木商店街という特定された地域での利用となり、経済的な効果が高かったと認識しているとのことです。

農業委員会は特別にございませんでした。

農政課。

担い手規模拡大推進事業補助金は、農業委員会を通じた契約が対象で、補助金は契約の初年度に一回だけ交付し、貸手と借手で補助額は異なるが、借手のほうが高く設定されている。また、再契約の場合も補助金は交付されるが、補助額は下がり、町内の方を対象としているとのことでした。

菊陽町有害鳥獣捕獲報償金で計上している駆除した鳥獣は、鹿が8頭、イノシシが8頭で、報償金の額は鹿が6,000円で、県から1,000円、町から5,000円を支出している。イノシシは町のみで5,000円を支出しているとのことです。

現在、「さんふれあ」はレストラン自体を閉鎖しているが、再開に向けた準備が進められており、支配人もかき氷やジュースをはじめとするテークアウトの計画を考えているので、しかるべき時期に取り組んでいただけたらと思っているとのことです。

「さんふれあ」熱エネルギー供給事業負担金は、建設費用の年割額であるため金額は毎年変わらないが、支払いは令和5年度までとなっており、支払いが終わった後は富士フィルム九州が熱供給に賛同してもらえる限りは、再契約をして設備を活用していきたい。

なお、修繕が発生すれば負担が生じると考えられる。

使用料の部分はこれまで同様、「さんふれあ」が負担することになっているとのことです。

以上が審議の内容です。

本委員会に付託された令和2年度一般会計、特別会計、下水道事業会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定し、下水道事業会計利益の処分は審査の結果、原案可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論を、そしてまた採決を行います。

まず初めに、認定第3号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、議案第41号令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号令和2年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は可決及び認定するものと決定しました。

次に、文教厚生常任委員長坂本秀則君。

○文教厚生常任委員長（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、教育委員会です。

施設改修工事で図書館監視カメラ改修工事に176万円とあったが、その内訳は。カメラが9



台、うち全方位型カメラが2台です。通常のカメラが6万円程度、全方位型カメラが8万円程度、その他モニター1台、配線材料や撤去費用などです。

図書館の蔵書数はどれくらいか。約17万冊です。

寄贈本はどれくらいあるのか。寄贈はあっても、全て受け入れるとは限らず、ロビーにリサイクル本として置くことも多いです。古い百科事典などは寄贈を受け付けません。

続きまして、学務課に移ります。

新型コロナ対策事業費の学校臨時休業対策費補助金179万円は、学校給食のキャンセルされた食材費として業者に払っているのか。業者へ支払っています。

3ページに移ります。

タブレット等整備事業費について、概算総額で幾らかかったのか。そのうちどれくらい補助があったのか。タブレット購入、リース（5年）及び設定費については、小・中学校を合わせて約4億3,000万円、そのうち国の補助が約1億3,300万円です。さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として約1億700万円が充当されています。モバイルルーターについては、小・中学校合わせて約130万円、そのうち国の補助が91万円です。

タブレット充電保管庫については、小・中学校合わせて5年リースで約2,300万円、令和2年度支出分は地方創生臨時交付金を活用し、そのうち79万円を充当しています。

施設整備課です。

公園の駐車場は広いが、富士フィルムの敷地を駐車場として借りなければいけないほど現状駐車場は不足しているのか。通常は足りていますが、土日にイベントがあった際には、「さんふれあ」駐車場の砂利敷き部分も公園の駐車場として使用しており、今回の公園拡張工事により砂利敷きだったところが使用できなくなるため、工事期間中だけ仮設駐車場として借りています。

総合体育館新築実施設計委託料に工事監理費は入っていないのか。入っていません。工事監理費は、今年度予算での支出となります。

5ページへ移ります。

武蔵ヶ丘中学校プール附属棟・部室棟改修工事は具体的にどのような工事か。プール附属棟工事は、ろ過器が老朽化していたため更新し、内部、外壁、屋根も老朽化が進んでいたため改修しています。部室棟工事は、屋外トイレが老朽化して度々詰まっていたので、その改善も含め、多目的トイレの新設、内部、外壁、屋根の改修をしています。

生涯学習課、中央公民館に移ります。

地域未来塾について、参加生徒の人数は何人か。令和2年度は菊陽中19名、武蔵ヶ丘中11名、令和3年度は菊陽中、武蔵ヶ丘中ともに14名です。

中央公民館は今後どのくらい建物使用が可能であるのか。何年使用可能かはこちらでは判断できませんが、劣化調査の結果を基に今後計画していきます。

以上、教育委員会です。

福祉生活部に移ります。

トレーニング機器借り上げ料と備品購入費にスポーツ用備品が計上されているが、トレーニング機器については借りているものと購入しているものがあるのか、また、どのような内容でリースするものと購入するものを区分しているのか。リースと購入しているものがあります。令和2年度は、筋力強化用のチェストプレスを購入しました。既存のランニングマシン等はリースで使用しています。

機器の導入については、クラブきくようからの要望を基に検討し、購入等の方法については個別に検討しています。

リースか購入かの最終決定はどこがするのか。町が決定しています。機器によってリースする場合と購入してメンテナンスを必要に応じて実施した場合の経費などを検討して決定しています。

町民課です。

マイナンバーの交付率は何%か。令和3年8月31日現在で37.59%です。

国民年金の被保険者数は何人か。令和2年3月末で7,266人です。

国民年金が納付困難な場合の制度はあるのか。国民年金は一律の納付金額が決まっていますので、低所得者や退職者のために段階的免除制度があります。ちなみに、令和2年3月末で法的免除者を含めて1,879人です。

福祉課です。

重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金だが、歳出はどの項目に当たるのか。扶助費の中にある障害福祉サービス費に溶け込んでいるため、障害福祉サービスの中で重度訪問看護等利用促進市町村支援事業費補助金の対象となっている内訳を説明します。内訳は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護です。重度訪問介護は、寝たきりの障がい者が在宅で生活するに当たり、長い方で24時間ヘルパーが付きっきりで介護するサービスとなります。同行援護は、視覚障がい者が外出する際にヘルパーが付き添いながら介助を行うサービスとなります。令和2年度の支出実績は、居宅介護が2,070万8,202円、同行援護が139万6,600円、重度訪問介護が8,700万1,733円です。

これは主にヘルパーの人件費と考えてよいか。はい、人件費となります。

訪問入浴サービス事業は、社会福祉協議会に委託して事業を実施しているのか。委託ではありません。申請に基づき町が登録した事業者が事業を実施するものです。本事業に関しては、社会福祉協議会と熊本市にあるTCSという事業者からの実施申請を受け、事業者として町が登録しています。

子育て支援課に移ります。

町立保育園運営費の決算額は幾らか。ざっくりとした数値になりますが、2園を合わせて約2億2,000万円になります。

町立、私立、おのおの園児1人当たりのコストは幾らか。こちらもあらあらの数値になりま

すが、園児1人当たりの町負担額は、町立が約150万円、私立が約30万円になります。

ファミリーサポートセンター事業の会員の実績数は、提供会員が66人、依頼会員が545人、両方会員が20人で、合計は631人となっています。

以上が福祉生活部です。

健康保険部に移ります。

予防接種委託料の種類と実績はどのようになっているか。インフルエンザ、65歳以上、6,081件、64歳以下、6,437件、成人用肺炎球菌390件、その他乳幼児の予防接種等があります。

予防接種委託料の成人用肺炎球菌予防接種の実施内容はどのようになっているか。65歳以上の方で、5歳刻みの年齢で案内しておりますが、1人一回だけの補助となります。

2ページに続きます。

健康ポイント関連事業については、平成30年4月からの本格事業開始から数年経過したが、会員の医療費推移等に変化はあるか。会員の男女ともに6,000歩以上の数値をクリアされており、健康づくりに貢献していると思われます。これまでも御指摘されておりますが、会員の医療費分析までには至っておりませんので、今後の課題としております。

3ページです。

新型コロナワクチンコールセンターの運用はどのような状況か。4人の派遣職員で予約、キャンセル、その他の問合せ等の対応を行い、キャンセル等による次の接種者への案内については、職員1名から2名で行ってます。

次、介護保険課です。

シルバー人材センター事業補助金に関する質問で、シルバー人材センターの会員数及びシルバー人材センターの受託事業の中で主なものは何か。会員数は約200名です。主な受託業務としては、清掃、除草、剪定等があります。

シルバー人材センター事業補助金の使途として主なものは何か。大部分は人件費が占めていますが、ほかに事務局運営に関わる電話代や事務用品等があります。

2ページです。

ふれあいサロン活動について、委託料の使途で主なものは何か。活動に従事する社会福祉協議会職員の人件費や、各地区の活動に要する材料費、健康教室等を行う場合の講師に対する報酬などになります。

介護保険料について、滞納した場合のペナルティーはあるか。本町では行ってませんが、1年以上滞納した場合、給付を制限することができます。例えば、サービスを利用する場合、本来であれば1割負担のところ、全額自己負担にさせていただくことになります。町では滞納とならないよう分納を勧めています。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました4件につきましては、採決を行いました結果、認定第1号令和2年度

菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項は、全員賛成により認定すべきものと決しました。認定第4号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。認定第5号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。認定第6号令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。

文教厚生常任委員会に付託された案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質問においては自席にてお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決をします。

認定第4号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 認定第5号、反対討論を行います。

予算のときも反対理由として取り上げましたが、令和2年、3年の保険料率がそれ以前より

も1人当たり7,533円増で、1人当たりの保険料率が6万2,803円となっています。年金が下がる中で高齢者にとって重い負担となっているため反対です。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号令和2年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、総務常任委員長佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） おはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件についての委員会の報告をいたします。

9月9日、10日の2日間で慎重に審議をいたしました。

最初に、付託案件についてです。

認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち、総務常任委員会に属する事項について、認定第2号令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算についてです。

皆様には要点筆記されたものがありますので、主な質疑について報告していきたいと思いま

す。

東部町民センターです。

受講料の収入と講師謝金について質問がありました。東部町民センターは、センター主催講座が多く、コロナ禍の中でも時期を見ながら講座が開催されたので受講料の歳入には影響がなかったとのことでした。

人権教育・啓発課です。

人権教育補助及び交付金の不用額について質問がありました。負担金、補助及び交付金の不用額305万6,111円、講師謝金、各種委員会謝礼の不用額198万6,634円でした。これは、コロナ禍の影響で研修、学習会が中止になったとのことでした。

団体活動助成金は、154万3,028円。部落解放同盟菊陽支部、全日本同和会菊陽支部に助成したとのことでした。

総務課に入ります。

総務法制係です。

地区公民館整備補助金、コミュニティ助成事業補助金について質問がありました。地区公民館整備補助金501万4,000円は、15地区の地域公民館のドア、天井、エアコン、トイレ、玄関スロープなどの改修のために助成しました。コミュニティ助成事業補助金は、財団法人自治総合センターが助成するもので、今回250万円は南方地区の放送施設の整備のために助成されました。コミュニティ助成事業は、申請された事業ごとに交付され、今回は南方の事業に採択されたとのことでした。

会計課です。

コンビニ収納手数料311万7,191円について、件数は何件かと質問がありました。コンビニでの支払い件数は3万7,670件です。コンビニでの収納業務は、令和2年4月開始でした。ちなみに窓口収納手数料は227万4,303円、口座振替手数料は62万8,064円でした。

ほか、公金収納業務委託料についての質問がありました。

財政課です。

町債の状況を一覧表にしてもらおうと分かりやすいのではとの質問がありました。町債は、借入時に利率が決まる、量も多いので何らかの形で残高などを示すことを検討していきたいとの答えでした。

あと、パソコン、コピー機の管理について、自動車新車購入について、警備体制について質問がありました。

土地取得特別会計です。

武蔵ヶ丘北小学校の増築などのための用地取得などの説明がありました。

税務課。

ふるさと納税の損失額のことについて質問がありました。町外への寄附について、町民税の減収分は令和2年度は7,000万円、収入額は約2,000万円とのことでした。

総合政策課企画政策係です。

先ほどの税務課の続きのようですが、ふるさと納税の返戻金のことについて質疑がありました。返礼品の質を高めること、商品開発についてです。新型コロナウイルスの影響で在宅時間が多くなり、ふるさと納税の利用者が増えている。「さんふれあ」やその他の企業に協力をお願いしている。スイートコーンは熊本県下でも菊陽は1位ですので、町内外に知っていただくためにも意識しながら進めていきたいとのことでした。

国勢調査の調査票回答とネット回答の比率はどの質問がありました。菊陽町世帯数1万5,950世帯中、インターネット回答は9,091世帯、57%でした。郵送は6,306件、約40%でした。

地域振興係。

巡回バスの委託料について、利用者ごとの調査の実施について、コミュニティバス利便性向上促進協議会などについての質問がありました。要点筆記の中に詳しく記録していますので、見ていただければと思います。

危機管理防災課です。

光の森防災広場の落成式委託料について、消防団の年報酬についてなどがありました。

その他のところに関連の質問が筆記してあります。

付託されました案件、認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項については、全員賛成で認定すべきものと決しました。認定第2号令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席で答弁いたします。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） まず、総務常任委員会のほうに質問をいたします。

4ページになりますが、町長及び町議会議員の選挙費用についての議論が出ておりますが、分かりました。

（「選挙管理委員会の要点筆記の4ページ」の声あり）

はい、そうです。要点筆記、要点筆記。要点筆記のことです。

現状、国が制度を変えたということの記事は載っていますが、菊陽町がこれについてどうするかですね、選挙費用の負担についてどういう方針を取るかについては議論がなかったのです

か。もうないと言われたらそれでおしまいなんです。ちょっと待ってください。それが1点ですね。

それから、同じ要点筆記の3ページ、硬式テニスコートの改修、三里木町民センターですね、これよくテニスコートの改修の件が出てきますが、私がかつて聞いたときには、利用する方が限定されてると。そういった理由で全面改修にはなかなか至らないという話をお聞きしました。常に部分的改修になって、そのことに対して苦情が出てるというのも毎回のことのように、硬式テニスコートは菊陽町にはこれ一つしかないですね。だから、この辺についての位置づけの議論等はなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

以上、まず2点です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） まず、供託金については決算には関係ないことですので、一応説明の中には入りましたが、そこまでのお話はありませんでした。

テニスコートについて、利用者が限定され部分改修しかできないというので、その議論があったかという質問でしたが、それに対してはありませんでした。そのたびそのたびにセンターとしては補修していったらという感じでおっしゃってました。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 認定第1号について反対討論を行います。

第1に、予算のときも反対理由として上げましたが、行政を支える職員構成の問題です。地方公務員法の改正で令和2年度から臨時、非常勤職員制度が会計任用職員制度に移行しました。予算でも町の正職員235人に対して会計任用職員253人と、正職員を上回っていましたが、コロナ対策など新たな問題にも対応しなければいけない今の時期に正職員の割合を高める必要があると考えます。

2つ目に、人権啓発推進費の中で同和団体活動助成金が154万3,028円支出をされています。私はずっと継続して言っていますが、やはり運動団体への支出は自治体としてはすべきでなく、削減し廃止すべきだと思います。

第3に、コロナ対策については各種事業が行われていますが、生活困窮者への生活支援や相談支援、かなり社協に任せるのではなく、やはりもっと町の関与が必要だと、そういう体制を取る必要があると思います。

以上が反対の理由です。



○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、会派を代表しまして賛成討論をさせていただきます。

まず、子育ての面では、子どもたちの健やかな成長を支援するため8億9,575万円の児童手当が支給されています。また、保育の受皿の充実を図るために、学童クラブきくように運営委託料として8,432万円、支援員の処遇改善を図るために放課後児童支援キャリアアップ処遇改善支援金として9,559万円を支出しております。社会福祉や児童福祉費などの民生費は約61億円で、全体の歳出額の約30%を占めております。その中で、高齢者福祉費に3億8,685万円や障害者福祉費に11億5,552万円が支給されています。小・中学校関連では、武蔵ヶ丘中学校の給食室増築に1億8,355万円を費やしています。その他、菊陽北小学校増築のための用地買収や菊陽南小学校の改修などに支出されています。大きな事業としては、菊陽中学校の空調設備に1億2,060万円を支出し完成しています。防災面や近年の酷暑による熱中症対策を考えれば、ほかの小・中学校も予算の確保ができれば整備を進めていただきたいと思います。

衛生面として、菊池環境保全組合に菊池環境工場の建設負担金として5億5,323万円が支出されています。また、生活習慣病の早期発見や各種の健診、予防接種などに歳出され、健康づくりの推進が図られています。

農業振興策として、担い手推進事業や次世代人材投資交付金にも支出があります。次世代人材投資交付金は、8名に対し1,125万円の支給がされています。

道路関係では2億6,421万円を支出され、生活道路の維持管理が行われています。町内巡回バスの運行は、6路線から3路線の再編が行われ、乗合タクシーの運行も始まりました。

防犯関係では、防犯カメラ設置事業として防犯協会に546万円を負担として支出されています。また、交通安全対策として105の方が免許証を返納されタクシー券が発行されています。

常備消防費として菊池広域連合に4億4,938万円が支払われ、有事の際の常備消防の充実が図られています。地域の消防団にも小型動力ポンプの購入などの施設整備の強化が図られています。

財政調整基金や学校建設のための資金などで合計で6億8,311万円が将来を見据えて積立てがされています。令和2年度は42億7,660万円の特別定額給付事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などが組み込まれました。結果、前年度の152億6,628万円を約53億円上回る205億4,038万円の歳出総額となって、実質収支額は4億1,263万円となっています。これは、コロナ禍の中で仕事量もかなり増加したと思われませんが、職員の皆さんがコロナ対策も含め一生懸命町のために働かれたあかしであると思います。そういう理由も含め、予算の執行状況について会派4人で協議しました。結果、予算の執行及び運営は適正に行われていると思われま

以上のことで認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論とします。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さんに今後の注意ではありませんが、討論の場合は分かりやすく、皆さんが一般会計についてはある程度全部、大体分かっておられますので、できれば手短く、誰が聞いてもいいような方向で今後賛成討論、反対討論を行っていただければと思います。注意ではありませんので、今後……

（「議長、それはちょっとおかしいですよ。こういうことがあってから、ちょっとよろしいですか。予算の執行ができていることを彼女は言ったわけですよ。そういう意味での賛成討論なんです。そこを言われたら討論しようがないと思うんです」「議長、これは後で全協やりますんで、討論の仕方、質問の仕方をもう1回やってください」「いや、あまり発言を抑えつけると何も意見されませんよ」の声あり）

それでは、ちょっと待ってください。

（「私語はやめるよう言ってたけどあそこ私語してたでしょう。私語はいかん」の声あり）

いや、各議員に申し上げます。

これについては、また全協なりちゃんとやって、これでできれば皆さんがいいように進めたいと思いますので、またみんなで考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（「採決してください」「はい、採決お願いします」の声あり）

これから採決を行います。

認定第1号令和2年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長長の報告は認定とするものです。この決算は各委員長長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号令和2年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第2、発議第8号出産育児一時金の増額を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 発議について提案者を代表しまして趣旨を説明させていただきます。

出産一時金の増額を求める意見書（案）についてです。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由、厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は52万4,000円となっています。出産に係る費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状出産する人が約20万円を持ち出ししている計算となります。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることの実現に向けて取り組んでいくべきであることから提案をさせていただきました。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議会ICT導入推進特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議会ICT導入推進特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会にICTシステムを導入することにより議会の活性化、改革を図ることを目的とし、6人の委員で構成する議会ICT導入推進特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。期間は、調査が終了するまでです。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本件について6人の委員で構成する議会ICT導入推進特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました議会ICT導入推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり6名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議会ICT導入推進特別委員会委員は、議席に配付しました名簿のとおり指名することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

決定しましたら議長まで御報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会ICT導入推進特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に佐々木理美子さん、副委員長に西本友春君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいという思いがありますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、議会会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が1件提出されました。これを日程へ追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

後藤町長、提案理由の説明を求めます。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、9月3日から本日までの14日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして、慎重に御審議の上、御承認等いただき厚くお礼申し上げます。

お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案いたしますのは、契約案件1件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第48号は、武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎）の工事請負契約の締結についてであります。

本件は、武蔵ヶ丘北小学校拡張事業に係るもので、運動場敷地が手狭であること及び駐車場の不足、今後の校舎増築や給食室の新築を見据えた中で校舎用地の拡張工事を行うもので、本工事は造成工事でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎））

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第48号工事請負契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君） それでは、議案第48号工事請負契約の締結について御説明いたします。

武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでござ

います。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,138万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目5番15号、株式会社武藤建設、代表取締役武藤茂明でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

武蔵ヶ丘北小学校拡張事業は、運動場敷地が手狭であること、駐車場の不足及び今後の校舎の増築や給食室の新築を見据えた中で、校舎用地の拡張工事及び運動場用地の拡張工事を行うもので、本工事は校舎用地の拡張工事でございます。

参考資料の次の1ページの図面を御覧ください。

図面は、本工事の計画平面図で、赤色表示箇所が本工事の工事範囲でございます。また、右側の黒色表示箇所の武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（運動場）につきましては、別途工事として契約しております。

次の2ページの図面を御覧ください。

詳細平面図でございます。図面の上が北側になります。昨年度、用地取得しました北側の農地を活用し校舎用地の拡張を行う計画でございます。

主な工事概要としまして、校舎用地拡張面積3,000平方メートル、擁壁工、プレキャストL型擁壁、高さ1メートルから1.8メートル、延長146メートル、重力式擁壁、隅角部、高さ1.5メートルから1.9メートル、延長11.6メートル。雨水排水工、排水側溝、延長335.1メートル、集水柵3基。管理施設整備工、フェンス、高さ1.8メートル、延長182.7メートル、引戸門扉、高さ1.8メートル、幅5メートル、1基、砕石敷均し、面積2,831平方メートルなどの工事でございます。

南側の既存校舎側の現状の高さにすりつけるために、北側農地側とは、最大で高さが約1.4メートルの高低差がありますので、プレキャストL型擁壁及び隅角部に重力式擁壁を築造し、盛土、フェンス、排水側溝を布設し、宅盤は砕石敷きならしで仕上げる計画でございます。

図面の中央の黒色の破線で示しております南北方向のAの断面につきましては、3ページで御説明します。

次の3ページをお願いします。

図面は、校舎北側の拡張部分の南北方向のAの断面図でございます。右側が南側の既存校舎側、左側が北側の農地側でございます。黒色で表示しておりますのが、現況の構造物及び農地の表土ラインでございます。赤色で表示しておりますのが、今回工事の計画でございます。

工期につきましては、令和3年9月17日から令和4年3月31日までとしております。

武蔵ヶ丘北小学校拡張事業は、手狭となった学校用地を拡張することで、安全・安心で充実した教育環境づくりのための事業として、事故がないように十分に安全管理を行いながら進め

てまいります。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、武蔵ヶ丘北小学校整備事業に係る土地の造成工事で、工種は土木一式工事となります。指名業者の選定において、工事の設計金額からいくと、町の格付ランクAを有する7業者の選定となりますが、町の格付ランクBを有する業者に対する発注状況や今回の工事の技術的難易度を考慮し、受注機会の確保を図るとともに町内業者育成及び競争力を高めるため、菊陽町工事請負建設業者選定要領第3条第2項の規定に基づき、直近の下位等級に属する町の格付ランクBの5業者を加えた12業者について、8月17日に開催した指名審査会の審議を経て指名しました。

指名競争入札は、9月2日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった番号8番の株式会社武藤建設を落札者と決定しました。

なお、武蔵ヶ丘北小学校拡張工事（校舎）は、税込みの予定価格6,248万円に対しまして、落札価格は6,138万円で、落札率は98.24%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 先ほど町長のほうから造成工事というお話でしたね。整備課長の話では、ちょっと質問、1ページの右側、これ今回のあれではないんですけど、運動場のほうは別途工事として契約してるとおっしゃいましたですよ。ということは、これ5,000万円はかからんということですかね。

（「はい」の声あり）

町長の施政方針で、運動場と校舎、両方とも来年の3月末までには完成するよという施政方針があったと私覚えております。一緒にその場合、工事されるんですかね。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 運動場のほうの工事のほうは、もう先に契約が終わっております、今回武藤建設と一緒に学校と調整しながら3月末をめどに終わっていくというような工程で考えております。

以上でございます。



○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 契約先は一緒ですか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 運動場のほうの契約先は、太照工業さんのほうになっております。

○4番（阪本俊浩君） 以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） これ2点お尋ねしますが、工事の車両の出入口ですね、その際の道路はこの農道、北、南北に走ってる農道、これ共同名義とおっしゃってたんですが、これを利用して工事車両の出入口にするのか。それとこれ完成後、すぐ校舎の建設に入るとのことですが、駐車場も同じこの敷地内に造るのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） 校舎側の代替の給食室と駐車場等増築ですね、を含めた配置計画についてはある程度今案のほうをつくってる状況でございます。この赤の増築した場所に駐車場まで配置するということでございます。道路の計画ということで、農道ですね、ちょうど信号機がある農道を今は利用したいというふうなところで考えております。農道を通って町道へということですね。

（「共有道路だけん」の声あり）

真ん中の道路も当然使う……

（「これを使って車両の」の声あり）

そうです。そうです。開田組合さんの名義になっておりますんで、その辺の御協力いただいで使わせてもらうようなところで考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それこの校舎と西部町民センターか、その間の道等はもう一切使わないということですね。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） そこにつきましては、階段等がございますんで、工事車両等ともう通れないような状況で、一切使わないところでございます。

○議長（上田茂政君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。  
最後にお諮りします。

本定例会について議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和3年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時30分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会会議録  
令和3年第3回9月定例会

令和3年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田 茂政  
編集人 菊陽町議会事務局長 東 桂一郎  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919